

令和 2 年第 4 回定例会

予算特別委員会会議概要

委員長 舘 山 善 也

副委員長 竹 山 美 虎

目 次

1	開催日時	1
2	開催場所	1
3	審査案件	1
○	出席委員	1
○	欠席委員	1
○	説明のため出席した者の職氏名	2
○	事務局出席職員の職氏名	2

1日目 令和2年12月15日（火）

	開会	3
	開議・審査方法	3
○	神山昌則委員（あおもり令和の会）	4
1	青森市の歴史について	4
	答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	5
	再質疑	6
	答弁 教育委員会事務局教育部長	6
	要望	6
2	旧後潟小学校の跡地について	7
	答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	8
	要望	8
	工藤裕司教育委員会事務局教育部長からの発言の申出について	9
	（再掲）1 青森市の歴史について	9
	要望	9
3	農業について	9
	答弁 加藤文男農林水産部長	12
	要望	12
○	奥谷進委員（自由民主党）	13
1	ため池について	14
2	スマート農業について	14
	答弁 加藤文男農林水産部長	14
	意見・要望	15
	休憩	17
	再開	17
○	万徳なお子委員（日本共産党）	17
1	市営住宅について	17
	答弁 平岡弘志都市整備部長	17

再質疑	17
答弁 都市整備部長	18
再質疑	18
答弁 都市整備部長	18
再質疑	18
答弁 都市整備部長	18
再質疑	18
答弁 都市整備部長	19
2 GIGAスクールについて	19
答弁 成田一二三教育長	19
再質疑	20
答弁 教育長	20
再質疑	20
答弁 教育長	20
再質疑	20
答弁 教育長	20
要望・再質疑	20
答弁 教育長	21
再質疑	21
答弁 教育長	22
要望・再質疑	22
答弁 教育長	22
要望・再質疑	23
答弁 教育長	23
要望	24
3 テレワークシステム整備事業について	24
答弁 能代谷潤治総務部長	24
意見・再質疑	25
答弁 総務部長	25
再質疑	25
答弁 総務部長	26
4 除雪について	26
答弁 高村功輝都市整備部理事	26
再質疑	27
答弁 都市整備部理事	27
要望・再質疑	27
答弁 都市整備部理事	27

要望	28
5 観光について	28
答弁 百田満経済部理事	28
要望	29
休憩	29
再開	29
○秋村光男委員（市民クラブ）	29
1 優良建築物等整備事業について	29
答弁 平岡弘志都市整備部長	30
要望・再質疑	31
答弁 都市整備部長	32
要望・意見	33
○渡部伸広委員（公明党）	34
1 旧西田沢小学校の利活用について	34
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	34
再質疑	34
答弁 能代谷潤治総務部長	35
再質疑	35
答弁 総務部長	36
要望	36
○中村節雄委員（自由民主党）	36
1 青森操車場跡地整備事業について	36
答弁 高村功輝都市整備部理事	36
意見・再質疑	36
答弁 都市整備部理事	37
再質疑	37
答弁 都市整備部理事	37
要望・再質疑	37
答弁 都市整備部理事	37
再質疑	37
答弁 都市整備部理事	38
要望	38
○赤平勇人委員（日本共産党）	39
1 新型コロナウイルス感染症の検査体制について	39
答弁 浦田浩美保健部長	40
再質疑	40
答弁 保健部長	40

再質疑	41
答弁 保健部長	41
再質疑	42
答弁 保健部長	42
意見・再質疑	42
答弁 保健部長	43
再質疑	43
答弁 保健部長	43
意見・再質疑	43
答弁 保健部長	44
意見・再質疑	44
答弁 保健部長	44
再質疑	45
答弁 保健部長	45
再質疑	46
答弁 保健部長	46
〃 平岡弘志都市整備部長	46
要望	46
休憩	47
再開	47
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	47
1 住居表示について	47
答弁 平岡弘志都市整備部長	48
2 予算編成方針について	48
答弁 織田知裕企画部長	48
要望	49
○山本武朝委員（公明党）	49
1 水産について	49
答弁 加藤文男農林水産部長	49
要望・再質疑	50
答弁 農林水産部長	50
要望	51
2 自主防災の取組について	51
答弁 能代谷潤治総務部長	51
要望・再質疑	52
答弁 総務部長	52
再質疑	52

答弁 総務部長	52
要望	52
3 除排雪事業について	52
答弁 高村功輝都市整備部理事	53
再質疑	53
答弁 都市整備部理事	53
意見・再質疑	54
答弁 都市整備部理事	54
再質疑	55
答弁 都市整備部理事	55
要望	55
高村功輝都市整備部理事からの発言の申出について	56
4 ひとり親世帯等への支援策について	56
答弁 舘山新福祉部長	56
要望	57
休憩	57
再開	58
○奈良岡隆委員（あおもり令和の会）	58
1 除排雪について	58
答弁 高村功輝都市整備部理事	58
再質疑	58
答弁 都市整備部理事	59
再質疑	59
答弁 都市整備部理事	59
要望・再質疑	59
答弁 都市整備部理事	60
要望	60
2 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について	60
答弁 木村文人経済部長	60
再質疑	61
答弁 経済部長	61
要望・再質疑	61
答弁 加藤文男農林水産部長	62
再質疑	62
答弁 農林水産部長	63
要望・再質疑	63
答弁 農林水産部長	63

要望	63
3 青森駅前周辺整備事業について	63
答弁 平岡弘志都市整備部長	63
意見・再質疑	64
答弁 都市整備部長	64
再質疑	65
答弁 都市整備部長	65
再質疑	65
答弁 都市整備部長	65
再質疑	65
答弁 都市整備部長	65
再質疑	65
答弁 都市整備部長	65
再質疑	65
答弁 都市整備部長	66
再質疑	66
答弁 都市整備部長	66
再質疑	66
答弁 都市整備部長	66
再質疑	66
答弁 都市整備部長	66
要望・再質疑	66
答弁 都市整備部長	67
再質疑	67
答弁 都市整備部長	67
再質疑	67
答弁 都市整備部長	67
再質疑	67
答弁 都市整備部長	68
再質疑	68
答弁 都市整備部長	68
再質疑	68
答弁 都市整備部長	68
意見・再質疑	68
答弁 都市整備部長	69
再質疑	69
答弁 都市整備部長	69

要望・再質疑	69
答弁 都市整備部長	70
要望	70
高村功輝都市整備部理事からの発言の申出について	70
○村川みどり委員（日本共産党）	70
1 浪館通りの歩道融雪について	70
2 就学援助について	70
3 面会交流について	70
4 医療的ケア児について	70
答弁 高村功輝都市整備部理事	71
〃 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	71
〃 舘山新福祉部長	71
要望	73
散会	73
2日目 令和2年12月16日(水)	
開議	74
平岡弘志都市整備部長からの発言の申出について	74
○竹山美虎委員（市民クラブ）	74
要望	74
1 まちづくり寄附制度推進事業について	74
答弁 坪真紀子市民部長	74
再質疑	75
答弁 市民部長	75
再質疑	76
答弁 市民部長	76
要望	76
2 青森操車場跡地周辺整備推進事業について	76
答弁 高村功輝都市整備部理事	76
要望	76
3 債務負担行為の設定の工事施工時期の平準化を図るものについて	77
答弁 高村功輝都市整備部理事	77
再質疑	77
答弁 都市整備部理事	77
要望	78
○山崎翔一委員（あおもり令和の会）	78
1 モヤヒルズについて	78
答弁 百田満経済部理事	78

再質疑	79
答弁 経済部理事	79
要望・再質疑	79
答弁 経済部理事	79
再質疑	80
答弁 経済部理事	80
要望	80
2 情報処理教育推進事業について	80
答弁 成田一二三教育長	80
再質疑	81
答弁 教育長	81
3 競輪事業特別会計について	81
答弁 織田知裕企画部長	81
再質疑	81
答弁 企画部長	82
再質疑	82
答弁 企画部長	82
意見・再質疑	82
答弁 企画部長	82
再質疑	82
答弁 企画部長	83
要望	83
成田一二三教育長からの発言の申出について	83
○山本治男委員（自由民主党）	84
1 教育について	84
答弁 成田一二三教育長	84
意見・要望	84
休憩	85
再開	85
○工藤健委員（市民クラブ）	85
要望	85
1 新型コロナウイルス感染症について	86
答弁 浦田浩美保健部長	86
再質疑	86
答弁 保健部長	87
要望・再質疑	87
答弁 保健部長	88

再質疑	88
答弁 保健部長	88
意見	88
2 不登校について	89
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	89
再質疑	89
答弁 教育委員会事務局教育部長	90
再質疑	90
答弁 教育委員会事務局教育部長	90
再質疑	90
答弁 教育委員会事務局教育部長	91
再質疑	91
答弁 教育委員会事務局教育部長	91
意見・再質疑	91
答弁 教育委員会事務局教育部長	92
再質疑	92
答弁 教育委員会事務局教育部長	92
再質疑	92
答弁 舘山新福祉部長	93
〃 浦田浩美保健部長	93
再質疑	93
答弁 福祉部長	93
〃 保健部長	94
再質疑	94
答弁 教育委員会事務局教育部長	95
要望・再質疑	95
答弁 教育委員会事務局教育部長	96
再質疑	96
答弁 教育委員会事務局教育部長	96
意見・要望・再質疑	96
答弁 教育委員会事務局教育部長	97
要望	97
休憩	97
再開	97
○藤田誠委員（あおもり令和の会）	98
要望	98
1 旧西田沢小学校について	99

答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	99
再質疑	100
答弁 教育委員会事務局教育部長	100
要望	100
2 修学旅行の延期等の際に発生したキャンセル料について	101
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	101
要望	101
3 指定管理者が管理している市民センターの職員の給料について	103
答弁 織田知裕企画部長	103
再質疑	103
答弁 企画部長	104
再質疑	104
答弁 企画部長	104
再質疑	104
答弁 企画部長	104
要望・再質疑	105
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	105
意見・要望	106
○中田靖人委員（自由民主党）	106
1 新型コロナウイルス感染症クラスター発生時の	
店名公表基準について	106
答弁 浦田浩美保健部長	107
再質疑	108
答弁 保健部長	108
再質疑	108
答弁 保健部長	109
再質疑	109
答弁 保健部長	109
再質疑	110
答弁 保健部長	110
再質疑	110
答弁 保健部長	110
再質疑	111
答弁 保健部長	111
要望・再質疑	111
答弁 保健部長	112
意見	112

休憩	113
再開	113
山崎翔一委員からの発言の申出について	113
○藤原浩平委員（日本共産党）	113
1 本庁舎の駐車場について	113
答弁 能代谷潤治総務部長	114
再質疑	115
答弁 総務部長	115
要望・再質疑	115
答弁 総務部長	116
再質疑	116
答弁 総務部長	116
要望・再質疑	117
答弁 総務部長	117
委員長の発言	117
○丸野達夫委員（自由民主党）	117
1 市営住宅管理事務費について	117
答弁 平岡弘志都市整備部長	117
2 農業関係諸調査事業について	118
答弁 永澤治農業委員会事務局長	118
3 競輪事業特別会計について	119
答弁 織田知裕企画部長	119
再質疑	120
答弁 企画部長	120
要望	120
○大矢保委員（自由民主党）	120
意見	121
1 人口減少対策について	122
2 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の支援について	122
3 高齢者生きがい事業について	122
答弁 織田知裕企画部長	122
〃 木村文人経済部長	123
〃 舘山新福祉部長	123
採決	124
閉会	125

1 開催日時 令和2年12月15日（火曜日）
令和2年12月16日（水曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第146号 令和2年度青森市一般会計補正予算（第9号）
議案第147号 令和2年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第2号）
議案第148号 令和2年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第149号 令和2年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第3号）
議案第150号 令和2年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第151号 令和2年度青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）
議案第152号 令和2年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第153号 令和2年度青森市病院事業会計補正予算（第3号）
議案第154号 令和2年度青森市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第155号 令和2年度青森市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
議案第156号 令和2年度青森市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第157号 令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第2号）

○出席委員

委員長	館山善也	委員	藤田誠
副委員長	竹山美虎	委員	神山昌則
委員	赤平勇人	委員	村川みどり
委員	奈良祥孝	委員	工藤健
委員	中田靖人	委員	渡部伸広
委員	山崎翔一	委員	藤原浩平
委員	澁谷洋子	委員	丸野達夫
委員	万徳なお子	委員	奥谷進
委員	秋村光男	委員	大矢保
委員	山本治男	委員	里村誠悦
委員	中村節雄	委員	奈良岡隆
委員	山本武朝		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博
浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 中川 覚
代表監査委員 杉田 浩
総務部長 能代谷 潤 治
企画部長 織田 知 裕
市民部長 坪 真紀子

福祉部長 舘山 新
保健部長 浦田 浩 美
経済部長 木村 文 人
経済部理事 百田 満
都市整備部長 平岡 弘 志
都市整備部理事 高村 功 輝
教育委員会事務局教育部長 工藤 裕 司
農業委員会事務局長 永澤 治

○事務局出席職員の名

議会事務局次長 齋藤 賢 剛
議事調査課長 菊池 朋 康
議事調査課主査 岩間 憲 仁
議事調査課主査 猪口 茂 樹

議事調査課主査 小山 隆
議事調査課主査 山内 克 昌
議事調査課主事 高木 涉
議事調査課主事 北山 賢 臣

1日目 令和2年12月15日（火曜日）午前10時開会

○館山善也委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年第4回青森市議会定例会の運営スキームにおいて、委員会室内は通常時よりも委員同士の間隔を広げたレイアウトとすること、出席する理事者は質疑者ごとに入替え制とすること、第4委員会室側の一番奥のドアを常時開放すること、おおむね1時間ごとに10分程度の休憩を挟むこととなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第146号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第157号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計12件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第146号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第157号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計12件を一括議題として審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆様に申し上げます。各委員の発言時間は、予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることとなっております。なお、12月11日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者数は20人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、令和2年第4回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第146号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第157号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計12件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、神山昌則委員。

○神山昌則委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ここ二、三日、ようやく青森らしいと言えば青森らしい雪の風景が見えてきました。去年は全く雪がなくて、駄目だったんですけれども、今年もようやく雪ということで——ようやくと言っては何ですけれども、今朝、後潟から市役所へ来る前、物すごい人数で道路の雪かきをしておりました。ああ、やっぱり青森なんだなとつくづく思った次第であります。

その前に、あおもり令和の会、神山昌則です。よろしく申し上げます。今日は1年ぶりに目についたので、目に焼き付いていました。

今年、令和2年は、新型コロナ禍の中で迎え、年末こそは皆さん、市民の方は期待して、こういうのがないようにと頑張っているんですけれども、ここ青森市もクラスターなどのニュースが多くありまして、ねずみ年からうし年になるわけですけれども、うし年もそのまま引きずっていくのかなと思っています。

我が市では、最近明るいニュースがほとんどないというぐらいいないんですよ。今、湾内ではタラの漁の時期でありまして、後潟地区でも何件かいろいろタラ網を入れるのを見るわけですけれども、北海道のタラが非常に販売不振とか、品質が悪くてキログラム50円とか聞いて、赤字になるという話を聞いていましたけれども、第1回目の湾内の脇野沢を除いて、後潟地区のタラも、量はあるんですね。私の友達も昨日おととい初めて網を揚げて、500本入ったそうです。500本入っていれば、タラというのはここに栓をするんですよ。卵とか出ないように。忙しくて、大変だったでしょうと言ったら、いやいや、暇暇と。なぜって。タラが痩せて、白子も卵も入っていないんだそうですよ。今までないと言うんですよ。

それで、うちほうの漁師は、市場を山と言うんですけれども、山に持っていっても、これは赤字だろうなという話になって、隣近所に2本とか3本配ってましたという話です。これもまた収入が減ると。いろいろ経済の面もダウンしてくるのではないかと思います。これもまたコロナで失望感が漂ってました。

その中で、今、新しいニュースといえば、楽しい明るいニュースといえば、後潟地区には後方羊蹄郷土史研究会がありまして、この本は昭和63年に発刊したんですけれども、最近、コロナ禍で遠くに移動できないということで、地元をちょっと散策するというか、地元を探検しようというちょっとしたブームがありまして、この本はどこに行けば手に入るのと、いろいろとありまして、郷土史研究会のほうでなければの予算をはたいて作りました。

これは6月の初めに作ったんですけれども、東奥日報に載りまして、後潟の魅力を伝えたいと取材をいただいていたんですけれども、これがちょっとブームに火がついて、本が足りなくなってしまうたんですよ。それで、8月1日、再度増刷しました。それが今、ほとんどない。どういうところから注文が来たかという、県立

郷土館、県立図書館、青森市民図書館、それから北部市民センターとか、そういうのは会のほうで送付したんですけれども、それが火つけ役になったのかどうか知らないけれども、これを見たRABラジオが、8月17日に「GO!GO!らじ丸」という番組で「丸ごと後潟」という番組をつくったんですよ。12時から午後4時までの長い番組で、話を聞くと、メディアの方も、こういう時代だから範囲を広げないで、そのこの地区にスポットを当てる番組をつくるんだという話になって、その第1号が「丸ごと後潟」という番組でした。聞いた方は聞いた、聞いていない方は聞いていないと思いますけれども、それが非常に電話が鳴って、評判がいいみたいでした。案内人は私が務めました。昇龍の松から始まって、後潟城址の山城の跡、それから後潟神社ということで、3か所行ったんですけれども、それがありまして、それで火がついたのかよく分からないけれども、北部地区は今、ちょっとした歴史ブームなんですよ。

この間、11月に弘前大学の先生が来て、後潟だけじゃないと。内真部とか瀬戸子にも、実は城跡があるんだと。ちょうど、それも皆さん新聞などで御承知だと思いますけれども、それを発掘して、保存してはどうですかという提案がなされて、新聞に載ったんですね。

そこで質疑しますけれども、国道280号は、結構、油川、奥内、後潟、蓬田村、外ヶ浜町——外ヶ浜町の大平は旧石器時代の、一億五、六千万年前の石器も出ています。旧石器時代、縄文時代、中世、江戸時代、それから現代ということで、いろいろ歴史の流れがある場所であります。

そこで質疑に入るわけですが、11月25日の東奥日報の記事によると、安藤氏の乱が勃発してから約七百年——七百余年ということで、鎌倉時代の末期の姿を残していると言われていた内真部城館群を後世に広く伝えるため、発掘調査をする、保存する考えがないか伺いたします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）神山委員の内真部城館群の発掘調査についての御質疑にお答えします。

内真部城館群は、内真部地区一帯に分布する城館跡を総称したものであり、近年、市民グループや歴史研究者がその周辺で調査・研究を行っているところであります。

内真部城館群の発掘調査や保存・整備につきましては、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地として登録し、保護の対象とする必要があります。内真部城館群につきましては、一部の城館跡が包蔵地に登録されているものの、未登録の包蔵地や、範囲拡張を必要とする包蔵地が含まれている可能性がありますことから、城館群の登録に当たっては、それぞれの城館跡周辺を現地踏査し、包蔵地の範囲を決定するための分布調査を実施することとなります。また、分布調査に当たっては、現地在が土壌の露出が少ない山林となっており、包蔵地の存在や、時代を決定づける

陶磁器などの確認が困難であるほか、分布調査の範囲が広大であることから、かなりの時間を要するものと考えられます。

教育委員会としては、現在のところ、当該城館群の発掘調査・保存・整備等を行う計画はないものの、包蔵地の登録を担当する県教育委員会と未登録の包蔵地等の分布調査について相談してまいります。

以上でございます。

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。結果的にはないということですよ。

青森市にも横内、細越、油川とか、いろんな中世の城跡が37でしたっけ、青森市の歴史によると。その37か所にこれは入っているか入っていないかということなんですよ。多分入っていないと思うんですよ。これは、内真部、瀬戸子は、近年、民間の人が見つけたという話も聞いていまして、奥内が結構盛り上がっているんですよ。結局、今、北小学校、北中学校のエリアなんですよ。だから、そういう点も考えて、ぜひ私としては、歴史があって、現代があるわけですよ。はやぶさ2が何であそこまで飛んでいったかということ、やっぱり人間はどこから来たのか、宇宙はどうしてできたのかという、結局、歴史の探訪ですよ。それが地域の足元の歴史と宇宙的な歴史の違いだと思いますけれども、そういう観点からいっても、やっぱりそういうのはあったんだということは残しておかないと、いつの時代か忘れ去られてしまう可能性もあるし、荒れてしまう可能性もあるんですよ。だから、せめてマップなりを作って、標識があって、ここにあったんだよというぐらいはやるべきじゃないかと思っています。発掘調査が無理であれば、印だけでもやっぱり必要じゃないかなと思っています。ひとつ伺います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 神山委員の内真部城館群のマップ作成についての御質疑にお答えします。

内真部城館群は、歴史研究者等によって、鎌倉時代から室町時代にかけて、陸奥湾沿岸や日本海沿岸を支配した安藤氏に関係するものと推定されており、内真部館跡に加えて、蝦夷館跡、そして飛鳥山館跡、湯ノ沢館跡、瀬戸子館跡の5つの城館とする構成のほかに、さらには北側の尻八館跡を含む6つの城館とする構成があることが分かっております。このうち、瀬戸子館跡につきましては、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されておりますが、それ以外につきましては、包蔵地として登録されているものの、範囲が拡張する可能性があると考えられております。したがって、これらの内真部城館跡のマップ作成につきましては、まずは先ほど答弁いたしましたけれども、分布調査等をした上でと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。

歴史というのは、たまたま間違ふこともあるんですよね。例えば、青森市のねぶた。当初は、いいねぶたは田村磨賞でしたよね。ところが、近年、田村麻呂は青森県には来ていないということで、多分、そういう意味で、ねぶた大賞になりました。ですから、歴史の考察というのは、非常に大事だと思います。そういう点でもやっぱり先代の人たちの結局は生きたあかしです。それが我々の現代につながっているわけで、ぜひやってほしいなというのは私の思いでもあるし、地元の思いでもあるんです。そこをひとつ。

というのは、結局、来年、多分やるであろうあおもり桜マラソン。国道280号を走っていくわけね。何もないわけよ。田んぼの中を走っていく。そうすれば、こういう旗を作って、アスリートを応援するとか、いろいろできると思うんですよ。そういう観点から、そういう歴史があるんですから、1つ大きな財産だと思っていますので、ぜひ少しでも範囲を広げて、発掘なり保存なり、それから案内板を作るなり要望して、この項は終わります。ありがとうございました。

次に、旧後潟小学校の跡地についてお伺いします。

少子・高齢化の波というのは、後潟には大きな波が押し寄せていて、まあ、4月から北小学校ということで、今、子どもたちがスクールバスで通学していますけれども、一番地元で聞かれるのは、小学校の後は何になるんだろうということなんですよ。あのでっかい建物ね。建てた当時は、教育委員会のお力を得て、立派な学校にしてもらいました。旧後潟小学校の中は、ほとんど木を使っているんです。というのは、これは地元の要望で、木というのは落ち着いて勉強できるというメリットがあるということで、それを教育委員会にも酌んでもらいまして、旧後潟小学校は、ほとんど木です。壁に木を使っているということで、だから、見学に来たPTAの方は、いい学校だなと一番先にしゃべるんですよ。青森市の体育館の暖房も第1号です。プールもいまだに使えます。そういうものがあって、戦前は高等科もあった伝統と由緒ある学校でしたので、なくするのは本当に忍び難かったですけれども、今の時代そうも言っていられないということで、要は子どもたちのためですよね。大人のためじゃないということでありまして、統廃合になったわけですが、この利活用についてというのは、施設の現状を踏まえて、全庁的に今、検証しているということは分かっていますけれども、旧後潟小学校だけじゃない、旧西田沢小学校も、今で言う空き家ですよね、大きくしゃべれば。大きい建物の空き家という感じになっているんですけれども、その辺、今、やっぱりなくなって初めて、不自由なのが分かるんですよね。保護者の方からも、体育館だけでも開放してもらえないものかという話にもなっていますし、今、教育委員会の世話になって、それはその方向で今またお世話になるかもしれませんけれども、ひとつよろしく願いしたいと。

ただ、結局、廃校になっちゃうと、管理のほうも特に情けない。地域から苦情が来て、草刈りは何もやらないのかという話になって、学校は大変じゃないですかと。

物すごい、1メートルぐらい伸びてから草を刈ったんです、たった1回。刈ったんですよ。刈りっ放し。1メートルの草が刈りっ放しで、倒してみなさいよ。どうなりますか。集めたんでないんだよ。来年は大変だと思っていますよ。その草が枯れて、腐って、雪で押されて、来年の春は大変だと思っています。だから、刈り取った草は集めるんですよ。田んぼでも集めるんですよ。それを学校の敷地内で刈りっ放しで、あれは地元の人にはしゃべるって。その辺、施設の巡回とか、いろいろやっているんですけども、その辺、利活用は今、示せる段階だけでもいいんですけども、管理についてもちょっとまた触れさせてもらいます。利活用の、今、答弁できるだけしかないと思いますけれども、それだけでもひとつお願いしたいと思います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 神山委員の旧後潟小学校の今後の利活用の方針についての御質疑にお答えします。

本市の通学区域再編に伴い廃校となった学校施設の利活用につきましては、施設の現状や地域の状況を踏まえて、全庁的な公共施設の在り方を検証する中で、地域要望等を参考に総合的な観点から活用方策について検討していくこととしております。

教育委員会では、西田沢小学校、奥内小学校及び後潟小学校が統合し、北小学校を開校するに当たり、本年2月に旧後潟小学校の利活用について全庁に照会したが、利活用の意向はなかったところであります。また、地元町会からは、本年7月の町会長との話合いの場において、地元の行事に体育館などを利用したい、子どもたちのスポーツ活動や育成の場として体育館を利用できないかなどの御要望をいただいたところであります。

教育委員会では、旧後潟小学校の利活用の方針が決定するまでは、施設の状況を適宜巡回し、必要に応じて草刈り作業を行うなど、環境整備に努めているほか、一時使用についても相談に応じており、本年10月からは地域の少年野球のチームが屋外運動場を使用できるようにしたところであります。

旧後潟小学校の利活用の方針につきましては、今後も施設の環境整備に努めながら、地元町会との話合いの場を設けて、御意見をいただきながら検討してまいります。

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 答弁ありがとうございました。

地元としても、黙って見ているんじゃないんですよ。後潟小学校の前にあった信号機、これはもう必要ないので、いろいろ児童館とか、後潟支所の支所長とか、地域のPTAとか、それから後潟保育園、町会長と相談して、信号機を移動したんです。小学校から支所の前。そうしたら、青森警察署に行ったら、撤去の部類にあったんですよ、もうなくすということで。それでは困るということで、そうすると、

今度は1日であそこは何ぼ横断するのとか、時間帯どうのこうのといろいろあるんですけれども、どうにかこうにかうまい具合にきました。あそこは、後潟保育園の子どもたちが、あそこで信号の押し方を勉強しながら、児童館にも来ているんですよ。そういう観点から、ぜひ残しておいてくださいということで、地元としても努力していることをお伝えして、この項は終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 先ほどの答弁で、瀬戸子館跡については、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されていると申し上げましたが、正しくは瀬戸子館跡以外はということでありましたので、おわびして訂正させていただきます。

〔神山昌則委員「なっていないということね」と呼ぶ〕

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 はい。

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 あれは、お宝が出てくると思いますよ。後潟城址を発掘したとき、あれは昭和52年から昭和54年にかけてやっているんですよ。地元の人と、どこどこの大学の専門家によって。お宝が出てきたじゃん、あそこ。時価3億円という中国の青磁の香炉。古銭とか、鉄を溶かした跡がいっぱい出てきたんですけれども、3億円のは県立郷土館に持って行かれてしまいました。県立郷土館に展示してあるんですけれどもね。そういうことで、お宝が出てくるんじゃないかなと私個人は思っています。次、これは御検討して、予算があればやってほしいなと思っていました。お願いします。以上です。この項はこれで終わります。

次に、農業についてお伺いしたいと思います。

今朝の新聞でもちょっと載っていて、全農、農協も米の買上げどうのこうのと、数量とかが出ていましたけれども、今定例会でも農業についての質問がありましたけれども、私も昔から地元の農機具屋ということで商売させていただいて、75年になるんですけれども、今、米に関しては、もう家族でやるというのは無理なのね。というのは、日農工——日本農業機会工業会の統計を見ると、国内の出荷金額はそんなに減っていないんですよ。横ばい。ちょっと上がっているかという感じ。それで、出荷台数が減っているわけね。それはどういうことを表すかということ、小型の農業機械の数が減っているわけ。だから出荷台数が減っているわけ。トラクターでも、前は30馬力が主流で、今は、50馬力、70馬力の時代なわけですよ。だから、大型化になっているので、台数が減っている。何を意味するかということ、集約化ですよ。全国のを受けているんです。

今、ICTとか、ITとか、いろいろあるけれども、確かにその方向に向かっていきます。メーカーもどんどん開発しています。そうなると、何が起きるかということ、価格高騰ですよ。いい機械ができる。車でもそうでしょう。オプションをいっぱい

つけば、値段が上がってくる。車に乗りたい、でも、今、ハイブリッドに乗っているという、いろいろあるじゃないですか。結局、軽自動車にするか、クラウンにするかというもんです、車にしてみれば。だから、クラウンにすると、馬力があるので、効率がよくなければね。それが起きている。それで、集約化している。

県でも国でも、振興会とか、いろいろ来て挨拶するときに、何をしゃべりますか。法人化してくださいと言うのです。法人化の中で何をやるかという話になると、なかなか難しい。だから、減反の部分だけを振興会で法人化するとか、そういう現象が起きて、全部が法人化というのはなかなか難しいと思います。まして、個人ではできないでしょう。耕作面積が小さいから。前は、4町歩、5町歩作ってれば、飯を食べていたけれども、今は無理。農業機械も一番のネックは、一時、機械化貧乏という言葉がはやって、農業を持続させるために機械が必要だ、機械を買うために出稼ぎに行っている、手間取りに行くという時代があって、その人たちが今、高齢者になって、もう農地放棄ですよ。作っていけないもの。そうすれば、その息子たちはどうするかというと、飯が食えないものを誰がやりますか。結局、別な職業を選ぶということなんです。結局、放棄農地。草が生えてくる。たまたま北部地区は土地改良が早く進んで、そういう組織もきちんとできているんですけども、だから、これからは特に米は規模拡大しかないと思っています。

農業機械の動向を見れば、そうだもの。ICTの関係で、今、自動化でない——自動化もそうなんですけれども、今の機械というのは、コンバインで稲を刈るのは、6条、130馬力、2000万円だ。そうすると、その田んぼによってもうデータが全部蓄積されて、あそこの田んぼの収量はどうで、水分はどうで、品質はどうで、乾燥機にタイムリーに情報が行くわけですね。そうすれば、それに合わせて、乾燥機もその品質に合わせて運転すると。それで、来年の春、田植機、それも全部データが行って、田植機も肥料の増減、加減するんですよ。そこまで技術的にはでき上がっているんですね。それは、個人でできるかという話になるんです。難しいと思っています。

今、近年、問題になっている、温暖化なのかよく分からないですけども、カメムシの発生が物すごいもので、これは農家の責任じゃないですね。おてんとう様の責任で、カメムシ駆除のために農薬散布の出費を余儀なくされているわけですね。

なぜカメムシの駆除をしなければ駄目なのかというと、カメムシというのは、ちょうど米になりたてののりになったとき、針を刺して、吸うわけです。そうすると、米が痩せまいと、茶色に色がつく。それを取り除かないと、米の品質が落ちて、安くなるわけです。その機械もあるんですけども、色彩選別機という、色でピッピッピッと、すごいものですよ。日本の技術はいつも感心するんですけども、A社が出すと、すぐB社が出てくるんですよ。お互いの共有する技術はすごいものだと思うんですけども、これもまたお金ですよ。カメムシを駆除するためのお金。色彩選別機というのは、いろいろ道路と同じで、幅によって何チャンネルと、幅が大

きいほど能力が上がるんですけれども、値段も上がるという感じで、大規模経営の人は、それを設備しなきゃ駄目なんですよ、今。しているけれどもね。だから、そういうものを言っても、今年、米60キログラム当たり800円減でしょう。そうすると、11町歩作ってみなさいよ。1000俵の米が800円減なら、分かるでしょう。どれだけ減収になっているか。それでもやっぱり行政としても、分かっていると思うんですけれども、案外、青森市は農家に冷たいんじゃないかなと思います。

私のところは、蓬田村、外ヶ浜町、いろいろあるんですけれども、ですから、来年度はまだまだ下がるという農家の見方なんですよ。少子化になって、人口減になると、米の消費が減っている。今、米の消費を支えているのは、家庭でないんですよ。外食産業なんですよね。それが、農家がやる気をなくしている部分もあるんです。また米が下がるのかという話。

それで、農家というのは、先行投資なんです。春に肥料振って、肥料というのは、製品を作るための先行投資です。肥料振って、農薬やって、何やったり、それが秋にしか報われないんですよ。年にたった1回しか収入がないんです。たった1回しか収入がないんですよ。

政府だってずるいんですね。刈り取る直前に米の値段を決めるじゃないですか。春、田植の前に値段が決まれば、私は今年は田植をやめたという人も出てくるかも分からない。刈り取り直前に10キログラム当たり何ぼ何ぼという話をするけれども、やりづらいですね。そうすると何が起きるかって、小さい農家はやっていけないでしょう。だって、秋に米が何ぼになるのか分からないもの。ずっと農家というのは、そういうハンデを背負ってきているんです。

しかも、現にカメムシの関係で北部地区が今度は、前は有人ヘリコプターで一斉にやっていました。北海道新幹線が来ました。邪魔だ、あれは。農家の人は、北海道新幹線が通ったおかげで、有人ヘリコプターが使えないんです。有人ヘリコプターというのは物すごい範囲で農薬を散布するので、今度はラジコンヘリコプターでしょう。これがまた金がかかるんだわな。

ということで、青森市近辺の平内町——東部ですよ——蓬田村、外ヶ浜町、今別町、これはカメムシ対策として、カメムシの補助金を出しているんですよ。空中散布、共同防除も去年で35周年になったそうです。私は、そこの席にお呼ばれて、会長が青森市の方で、言われたことは、神山、私、恥ずかしくて駄目なんだよな。ほかでみんな、カメムシの助成金を出して、青森市だけないのよと。私は会長をやっているけど、肩身が狭い。何とかできないものだろうかという話なんです。彼らたちも、平成26年に1回、青森市にお願いしているわけですよと聞いていました。

そこで、私は、何としても青森市としても——やっぱり青森市は、青森市中心に共に一緒にやりましょうという、あれも今やっているでしょう。それを農家にも目を向けてほしいというのが私の思いなんです。

そこで、お伺いしたいんですけれども、その辺、農林水産部としてどういうふう

に考えているのかお願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）神山委員の米の価格低下の予想に対する市の取組という観点かと思えます。そういう観点での御質疑にお答えいたしたいと思えます。

国のほうでは、本年11月5日に公表いたしました「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」におきまして、令和3年産の米の需要量、これにつきましては、1人当たりの消費量や人口の減少、新型コロナウイルス感染症の影響を反映いたしまして、令和2年産と比較し、最大11万トン減の705万トンとなる見通しを示したところであります。

また、令和3年産の米の生産量につきましては、民間の在庫量の増加傾向を勘案しまして、令和2年産より30万トン減の693万トンに設定しており、新聞報道によりますと、作付面積に換算した場合には、過去最大規模に匹敵する約6万ヘクタールの転作が必要であるとされております。

米の価格低下への対策についての部分であります。米の価格安定のためには、市では、市単独事業であります転作推進事業を活用いたしまして、ソバや麦などへ助成しているところであります。また、市や青森農業協同組合など、関係団体で構成されている青森市地域農業再生協議会では、経営所得安定対策など、様々な対策を講じておりまして、今年度は、国の産地交付金を活用しまして、輸出米に対し助成するなど、主食用米以外への転作の推進を図っているところであります。さらに、販売面におきましても、青森県産米需要拡大推進本部のほうでは、県産米のCM放送など、米の需要を高めるための取組を行っているところでもあります。

このほか、米の価格が低下した場合、国では収入減少の影響を緩和する米・畑作物の収入減少影響緩和交付金や、自然災害による収量減や価格低下による収入減少を補填する収入保険制度などを設けており、本市では、その活用促進のため、ホームページや水稻現地講習会などを通じまして、周知に努めているところであります。

本市といたしましては、今後とも、青森農協など、関係機関と連携し、引き続き、転作の推進や販路の拡大、保険加入の推進を図りながら、米の価格の安定に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 神山委員。

○神山昌則委員 ありがとうございます。そのようにぜひやってほしいと思っています。

今、日本の米は、青森県もAランクの米、青天の霹靂が出ましたけれども、なぜああいうことをするかというと、簡単なんです。米が余った米が余ったと言うけれども、なぜ米の食味にこだわって、今、日本全国、各都道府県が開発しているかということ、国民1人当たりあと20グラムから30グラム食べてほしいということなん

ですよ。そうすると、日本の米は足りなくなる。そのための努力なんですよ。ただ、所得が上がったので、うまい米を作るのでないんです。もう20グラム、30グラム、1口や2口食ってほしいということなんです。そこをひとつ、やっているということで、よく分かりました。

それこそ皆さんの米の消費拡大、コロナであっても何であっても、食うものがなければ、人間は生きていけないんです。それが農家の誇りなんです。我々が日本の口を預かっているんだと。漁師の人も、一次産業の人は、安くても何しても、私たちは日本国民の命を預かっているんだと。それが議論になるんですよ。でも、それはそれでそう思いがなければなかなか、鼓舞していかないと。だから、安くても何しても頑張っているということを御理解いただきたい。

そこで、これは要望になりますけれども、農林水産部長、米の値段は安くなっていく、どなたでも分かることだと思います。なので、農家の経営状態がさらに悪化する可能性があります。その農家をぜひ支援していただきたい。ちょっとでもいいんです。市でこのぐらいやっているよと。特に東青地区の農家は何と言っているか。農林水産部長、これはその人のあれだけけれども、うわさでは、青森市は浪岡にばかり行っているじゃないかという話になるんです。リンゴにばかり力を入れて、何も米に力を入れていないんじゃないかと言う人もいるということです。それはここだけしゃべってほしいと農家の強い要望でしたので言いました。浪岡にばかり行ってさ、何もこっちは、米はどうでもいいと思っているのかと。青森市は冷たいよというのが大まかな意見です。

特に東青地区の市町村で唯一、さっきも申し上げたとおり、青森市だけ面倒を見ていない、手を差し伸べていないということですね。なので、カメムシ対策は、ぜひ、さっきも申し上げたとおり——金額も聞いたんです。何ぼぐらいかかるのと言ったら、800万円ぐらいと言っていたんですよね。そうすれば、カメムシの農薬が買えるんだそうです。なので、その辺はぜひ要望としてお伝えして、私の質疑は終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、奥谷進委員。

○奥谷進委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）自由民主党、奥谷進であります。

私から若干所見を申し上げたいと存じます。今議会は、一般質問での新型コロナウイルス関連の質問が多く議員から取り上げられました。新型コロナウイルス感染は、今朝ほど報道され、2名の方が感染されたということでもあります。心からお見舞いを申し上げる次第でもあります。一日も早い回復と終息されることを願う1人でもあります。また、市当局の関係部署の感染症防止に最大限に努力されている市職員の皆様にも心から敬意を表したいと思っております。

それでは、質疑に入ります。

6 款農林水産業費に関して 2 点の質疑をいたしたいと思います。

1 点目は、ため池の防災についてであります。

ため池は、言うまでもなく農業用水の安定的な供給ばかりではなく、地域の大雨を一時的に貯蔵する洪水調整の機能もある施設でもあるわけであります。2018年の西日本豪雨では、多くのため池が決壊し、甚大な被害が発生したことは皆さんも御承知のとおりだと思います。国では、ため池の防災対策の強化を進めております。

去る11月14日に、東奥日報の記事には、政府が、今後10年間で危険なため池について、改修工事を優先的に進める方針を決めたとの記事が掲載されました。私も平成31年第1回定例会において、ため池整備事業について質疑した際、今後も国や県の指導を基に、ため池の安全確認に努めていきたい、そういうことでありました。

そこで質疑をいたします。防災重点農業用ため池の防災・減災対策について、現在、市の考え、状況を示していただきたいと思います。

2 点目の農業問題は、スマート農業についてであります。

本市の基幹産業である農業を取り巻く環境は、近年ますます厳しくなっておるわけであります。全国的に農家の数は減少しておりますが、高齢者が農業を支え、若年層の後継者が不足している現状と聞き及んでおりますが、私の地元である奥内地区でも、農家の高齢化の進展は避けることのできない課題でもあるわけであります。このような状況の中で地元農家から、ドローンなどのスマート農業機器を使用している様子を見て、ああいったものを導入すれば、自分たちもまだまだ農業を続けていけるのではないかと、私にもスマート農業の導入を要望する声が多く寄せられておるところであります。スマート農業の普及は重要なものと認識しているところでありますが、スマート農業を普及させるためには市の支援が必要不可欠であります。

そこでお尋ねをいたします。ドローンなどのスマート農業機器を導入する際の支援策についてお示しを願いたいと思います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 奥谷委員からのため池についてとスマート農業についての 2 点の御質疑に順次お答えいたします。

まず最初に、防災重点農業用ため池の防災・減災対策についての御質疑にお答えいたします。

防災重点農業用ため池につきましては、決壊した場合の浸水想定区域内に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、青森県が指定するもので、現在、本市の防災重点農業用ため池は、平成30年度に示された新たな基準により、58か所が指定されております。

本市の防災重点農業用ため池の防災・減災対策につきましては、昨年度から、国の方針に基づき、ため池ハザードマップの作成に取り組んでいるところであります。また、令和元年度から着手いたしました県営大堤ため池整備事業を県と連携して取り組み、令和4年度までに取水施設や堤体を整備する予定となっております。さら

に、今年度は、現在、農業用として利用されていない長笠ため池について、廃止工事を予定しているところでもあります。

今後も、現在着手している事業を計画的に実施するとともに、国の方針に基づき、ため池管理者等、地元農家の意見をお伺いしながら、県等、関係機関と連携し、ため池の防災・減災対策に努めてまいります。

続きまして、スマート農業機器の支援策についての御質疑にお答えいたします。

本市では、青森市総合計画前期基本計画におきまして、「農林水産業の振興」を掲げ、その施策の一つである「農林水産業の経営体質の強化」の中で、ロボット技術等の先進技術を取り入れたスマート農業など、農作業の省力化や生産性向上に向けた取組を促進し、経営規模の拡大や農業経営の合理化・近代化を図ることとしております。

国では、労働力不足等の課題に対応する農業経営のイノベーションに向け、新たな技術を活用した施設や機械の導入について、平成30年度から優先枠を設けて支援しておりまして、強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、地域担い手育成支援タイプの中で、対象経費の3割、上限300万円を補助することとしております。本市では、当該交付金の積極的な活用を促進しており、これまでの実績といたしまして、昨年度は、自動操舵機能付田植機3台の導入、事業費約1434万3000円に対しまして、補助金額417万2000円を交付したところでもあります。今年度は、農薬散布用ドローン2台の導入、事業費446万4000円に対しまして、補助金額127万6000円の交付を予定しております。

市といたしましては、今後とも当該交付金の積極的な活用を図るとともに、現在行っております農業振興センターにおけるビニールハウスの自動換気システムの活用や果樹分野でのIoTセンサー・カメラを活用した取組などの実証実験の検証結果を踏まえ、スマート農業の普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 奥谷委員。

○奥谷進委員 御答弁ありがとうございました。

特にため池については、先般の新聞報道によりますと、総務相、農林水産相、さらに防災担当相が合意されたという報道でありました。これまでの国の考えは、改めてため池改修支援を強化するということでもあります。この新聞の記事を見た感じでは、返済時には7割を地方交付税で手当てをするということでもあります。私どもが、そういう制度をより一層、行政として利活用することが最大の使命ではないか、そのように考えるわけでもあります。

ため池は、先ほど農林水産部長からも御答弁ありました。いろいろな役割を担っておる。すばらしいその役割である、用水用の水だとか、様々な鳥の繁殖地にもなる。そういうような役割もあるわけでもあります。私どもは、そのため池をより一層有効活用していかなければならない。そのように思っているところでもあります。

次に、スマート農業についてであります。私は、これも要望にとどめておきますが、今年度は農業散布用ドローンを2台導入し、127万6000円の交付を予定しているという御答弁でありました。より一層、これからもスマート農業に積極的に取り組んでいただきたい、このことを強く求めるわけであります。

私は今回、この農業問題を取り上げたということは、まあ、あえて、小野寺市長を批判するわけではありませんが、小野寺市長が誕生して以来、毎年度、農水産業費の当初予算のベースが1億円以上、下がっているわけであります。これはやはり担当部が農業や漁業者に接して、こういう制度があるんだと、そういうことを植え付けていかなければ、2021年度はまた減額されるでしょう。私は、担当部署が農家や農業の人たちと接する、これが大切だと考えます。大変、何回も繰り返すわけですが、小野寺市長が誕生したらこのとおりでしょう。1億円以上も減額ですよ。私は、このことについては質問した経緯もあります。しかしながら、先ほど同志の神山委員からも指摘がありました。この予算をもっと減額するようになるならば、農業というものは本当にどん底になるわけであります。航空防除にしても、今現在、補助金を出していない市町村は、東青地区では青森市だけなんです。あと、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、平内町、全部補助金を出しているんです。私は、このことは前にも質問した経緯もあります。そういうことがあるならば、1億円も当初予算ベースでこのような減額をされるわけもないんです。

かつての佐々木市長、鹿内市長時代は、各会派に要望書を出させたものです。今の小野寺市長になってから、要望書を会派でまとめて出してくださいということはありませんか。そういうことでは駄目なんです。議員というのは、既に皆さんも御存じのように、地域の代表、市民の代表、これが我々市議会議員の使命である。声を聞くのも当然であるわけであります。私は、こういうものをぜひとももっと積極的に農林水産部では取り組んでいただきたい。

先般もため池について、私は事前調査をしていただきました。ああいうふうには自ら巡回をし、調査をする。私は、これが行政の役割だと思う。これから新年度の予算が編成されるでしょう。農林水産部長は、当初の査定ではもっともっと強く市長にぶつかって行ってください。副市長もいるわけですから。何かバラのとげに刺さるように、何も市長に言えないんですか。最後には市長査定になるでしょう。だから、私でも、神山委員でも、農業の地域代表ですから、農業者の声を私は代弁して、この議会で質問しているわけであります。自らのものではない。市民の声に耳を傾けて、そして行政に働きかける。これは私どもの使命である。そういうことを私は強く訴えたいのであります。

今、農業は、本当にどん底になっているわけであります。価格も下がる、自由な販売になっている農業。米価は、本当に大変な時代であります。特に農林水産部長、査定では市長に強く求めていただきたい。このことを強く要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分を予定しております。よろしく願いいたします。

午前11時 1分休憩

午前11時10分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、万徳なお子委員。

○万徳なお子委員 日本共産党の万徳なお子です。

まずは、8款土木費5項住宅費、市営住宅について質疑してまいります。

特に昭和56年前後よりも前に建てられた市営住宅のベランダのさび、物置の扉のベニヤの剥がれ、これはちょっとやそっとじゃないです。ベランダのさびといても、ペンキが全部剥がれてしまって、布団を干そうと思ったら、布団にさびだの、ペンキの破片だのがついてしまう。あと、物置のベニヤがべろんべろんとめくれてしまって、風にばたばたそよいでいる状態がほとんど、例えば、幸畑第四団地というところ、ほとんどの物置がそうなっていて、大変ショックな状態なんです。住民の方々はぜひここを何とか修繕してほしいと。以前は定期的にやってもらったんですが、このところもう回ってこないようなんだということで、幸畑団地ということで聞かせていただきますが、直近5年間の修繕の実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員からの直近5年間の大規模修繕についての御質疑にお答えいたします。

市営住宅の大規模修繕につきましては、主に建物の長寿命化を図ることを目的に計画的に実施してきており、幸畑団地における直近5年間の実績は、平成27年度に第四団地6号棟のベランダ手すり改修工事として1168万2000円、平成28年度に第三団地54号棟のベランダ手すり改修工事として1118万3000円、平成29年度に第四団地1号棟及び10号棟の屋根修繕工事として2451万6000円、第四団地15号棟のベランダ防水改修工事として807万8000円の大規模修繕工事を行ったところであります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今、ベランダのさびや物置の扉に限ったことではなく、大規模修繕というトータルで数字をお示しいただいたんですが、これを物置の引き戸を改修するというに限った場合の費用というのは幾らになるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員からの物置の引き戸の改修費用についての御質疑にお答えいたします。

過去に修繕を行った実績を参考にしますと、物置の引き戸を新しいものに交換した場合、1枚当たり約6万円となっております。幸畑第三・第四・第五団地の、例えば、全ての物置の引き戸を新品に交換した場合は、約3120万円の費用を要すると想定されるところであります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 1枚当たり約6万円、幸畑第三団地・第四団地・第五団地の全部をやると、約3120万円ほどの費用がかかるということの数字はお示しいただきましたが、住民の方々は、全部を一気にとは言っていないんです。先ほど過去の実績が示されたように、何々団地の第何号棟とかというふうに順次進めていくという計画をお示しいただければ、そろそろ回ってくるかなというふうに、それなりに期待もできるわけなんですね。

そこで、とりあえず幸畑団地の物置の引き戸、あと、ベランダの手すりというふうに、今、絞って要望させていただいているんですが、すぐ対応すべきだと思いますが、お考えをお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員からの市営住宅に関する御質疑にお答えいたします。

市営住宅の修繕対応につきましては、給排水・電気設備など、いわゆるライフラインに直結した緊急を要する不良箇所の安全性を最優先としながら、入居者の日常生活に支障を及ぼさないよう速やかに対応をしてきているところであります。幸畑団地につきましても、他の団地と同様に、日常生活に支障を及ぼすような緊急度の高い箇所を優先して対応してまいります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今の御答弁は、ベランダや物置の引き戸は命に関わらない、緊急性がないということでやる予定はないという御答弁なんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員からの御質疑にお答えいたします。

繰り返しになりますが、市営住宅の修繕対応につきましては、給排水・電気設備など、いわゆるライフラインに直結した緊急を要する不良箇所の安全性を最優先としながら、入居者の日常生活に支障を及ぼさないよう速やかに対応をしてきているところであります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もう一度だけ聞きます。最初の1棟だけでも手をつけていただくということはお考えにないんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 万徳委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

これまで、平成27年度及び平成28年度の工事につきましては、安全性の向上が必要と判断し、手すりの改修工事をしたものであります。他住棟の手すりについては、現場を調査の上、ほかの団地と同様に、ライフラインを維持するために必要なものや日常生活に支障となるものを優先して対応してまいります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 御答弁は3回とも同じで、私の質疑には残念ながら答えていただけませんでした。やるやらないを御答弁いただくことすらないのかなと、これは大変遺憾に思いますが——これは私の感想です。

次に、G I G Aスクールについて質疑させていただきます。10款教育費1項教育総務費、G I G Aスクールについて。

一般質問でも取り上げられていました1人1台端末の導入は進んでいるようですが、家庭学習でも活用するというやり取りがありました。家庭には回線がない家庭も一定程度あるわけで、事情もそれぞれ違うと思うんです。いわゆる家庭学習、宿題も課すのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 万徳委員のG I G Aスクールについての御質疑で、家庭での端末の活用についての質疑にお答えいたします。

市内小・中学校におきましては、G I G Aスクール構想による校内ネットワーク工事と1人1台端末の整備が進む中、21世紀型スキルを身につけた児童・生徒を育成するため、プログラミング教育、アクティブラーニング、個別最適化学習を3つの柱として……

〔万徳なお子委員「簡潔にお願いします」と呼ぶ〕

○成田一二三教育長 新たな指導方法の開発に取り組んでいるところであり、児童・生徒に配付されている1人1台端末は、主に授業において活用されているところ です。

このような中、端末が配備され、校内ネットワーク工事が終了した小・中学校の児童・生徒を対象に意識調査を実施したところ、95.7%が将来の進路を考える上でも、今から端末を使いこなしたい、84.5%が今後も端末を使用したドリルをしたいなど、肯定的な回答を得たところです。

教育委員会では、端末を使いこなしたいという児童・生徒の思いを大切にするとともに、これからの学びにおいては、一人一人の児童・生徒が必要なときに随時、端末を活用できるようにすることが重要であると考えておりますことから、1人1台端末の活用場面については、基本的に授業での活用を中心に考えているところですが、昼休み、放課後、さらには端末を家庭に持ち帰り、活用することも想定しているところでもあります。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 宿題にも使うんですかという質疑です。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の御質疑にお答えいたします。

家庭での活用については、通信環境が整っていることが当然望ましいわけですが、通信環境が整っていない場合でも、今回整備された端末は、感想文や報告文の作成、写真や動画の撮影、プレゼンテーション資料の作成など、オフラインでも活用できるようになっているところです。

なお、オフラインで行った学習は、学校で端末をインターネット回線に接続すると同時に、オンラインで使用した場合と同様に記録されることとなっているところです。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 オフラインで端末を活用する分には宿題にすることもありますよという御答弁だったのでしょか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の御質疑にお答えいたします。

オフラインで使用する分については宿題にすることもあるかということですが、そのとおりであります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ということは、オンラインでの宿題は課せないという現状なんだろうと思います。つまり、家庭で自主的に、自主学習に持ち帰って使う分には構わないけれども、一律宿題をオンラインでとなると、回線がない家庭もあるというのが現状ですから、不公平になってくるので、オフラインなら可能だ、オンラインではやらないという認識でよろしいでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 オンラインの宿題は出さないのかという御質疑だったと思いますけれども、基本、一律同じような課題を学習するというような昭和型というか、平成型の学習方法はもう変わっていくんだと思います。だから、子どもたちが、必要に応じて、家庭でオンライン環境があれば、どんどん先に進めばいいし、そういう意味で、学校で、オフラインでしか使えない子どもにオンラインでしか使えないような課題を出すということは、それはやっぱり子どもたちが宿題をやるのができませんので、基本オフラインで使えるようなものを共通して出すんだというような捉えをしております。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 なぜ質疑しているかというのと、GIGAスクールを進めていく

に当たって、家庭環境、特に回線があるなし、いろんな事情もあって、不公平になるんじゃないですかというところを懸念しているのです、ぜひそこは、現場の先生方や保護者、生徒の意見を聞いて、慎重に取り組んでいただきたいと思います。

一般質問でも、教育長はITを活用した授業に向けてコンテストをするんだとおっしゃっていました。あおもりICT活用教材開発コンテスト。このコンテストの内容をお尋ねしたいんですが、コンテストと言う以上は、優秀賞とか、そういったランクづけがあるんでしょうか。

あと、審査員は教育長が審査員長となってされるのかなと思うんですが、どういう基準で、そういった優秀賞とかを決めていくとお考えでしょうか。お聞かせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 あおもりICT活用教材開発コンテストについての御質疑にお答えいたします。

来年2月に実施予定のあおもりICT活用教材開発コンテストは、ICTを効果的に活用した取組を募集し、応募作品をICT活用事例集にまとめ、全ての教員が各自のパソコンで閲覧できるようにすることで、教員のICT活用能力の育成を狙いとしているところです。

コンテストの実施に当たりましては、市内の小・中学校教員を対象に、音声・画像・動画等を使った分かりやすい学習教材、集計・分析機能等を活用した教材、遠隔授業等を活用した指導事例、大型モニター等のICT機器を効果的に活用した指導事例などを募集し、各教科で活用できるなど汎用性がある、そして、知識・技能の習得に当たって、習熟の程度に応じて、反復学習など、効果的な学びを実現できている、学びにおける時間・距離などの制約を取り払える、一人一人の学習状況が把握でき、客観的な評価を可能としている、学習障害等、支援を要する子どもに対応した学びを可能としているなどの観点から審査し、優秀作品について表彰することとしております。

教育委員会では、小・中学校の教員を対象に実施した授業の進度に関するアンケート調査において、指導計画より授業が進んだ理由として、37.1%がICT教育機器により授業が効率化されたためと回答していることを踏まえ、ICTを活用することで、誰もが教育効果を望める教材の開発及び共有に努めてまいります。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 教育長の御答弁で、再三、このICT活用が素晴らしいんだ、いいんだということは、それはもう十分聞いているんですが、やはりアクセルと同時にブレーキも必要なわけですよ。それで、懸念材料とか、これはどうなるんですかということを私は質疑させていただいておりますので、それはそれで受け止めて聞いていただきたいと思います。

それで、このコンテストについては、来年2月ということで、結構近いなと思うんですが、既に保護者や学校現場の方々から、びっくりしたと。コンテスト、競わせるということについての抵抗感。それはなぜかということ、端末を使うことが目的となった事例というのが、今現在でも、発表されていますよね、事例が。そういった実際には対面でできるようなことをわざわざ端末を使って、先生の手元の端末でという、目的と手段が逆になった、そういう授業も行われているのではないかという意見も私のところには届いております。そういった懸念があり、コンテストはやるべきではないという声も届いていますし、私もそう思うんですが、教育長の見解をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 コンテストはやるべきではないのではないのかということでの御質疑にお答えいたしますけれども、現在、もう既に39件ほどの応募作品が来ておりますが、これらは全て、やらなくてもいいような状況をICTを使ってやっているということではなくて、ICTを使ったからこそ、指導がより効果的になったんだと。例えば、あまり視力のよくない子どもについては、今入っている端末を使うと、幾らでも拡大して、字を読むことができますし、それから、授業の始めにまず小テストを実施して、それは紙を渡して答え合わせをしてやるというのに比べると、時間が物すごい短時間で済みます。そういう意味で、これからの新しい授業を改善していくんだと。そういう意欲に満ちた先生方が応募してきているわけで、そのことが、一人一人の教員がちょっとした改善をしたことの積み重ねが大きな成果になっていくものだと思っております。いつまでもコンテストをやるつもりはありませんけれども、当初、今、端末が全部に入っていくとするこの時期に、これによって、様々新しいものを開発した先生を評価してやろうということは、教員の意欲づけにもなるのではと考えているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 意欲づけのためには、発表会なり、教育研究会なり、事例集はいいのではないかなと思うんですが、コンテストの審査員長をやられると思うので、ぜひこれは対面でもできるんじゃないかというところがあつたら、そこはそこで審査の基準に加えていただきたいな——これは私の要望ですけれども。

学校情報セキュリティポリシーを見直しして作成するというふうに以前から聞いているんですが、進捗状況をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 学校情報セキュリティポリシーに関する御質疑にお答えいたします。

現在、整備を進めている校内ネットワーク、そして児童・生徒1人1台端末の利活用の状況、さらにはGIGAスクールサポーター配置業務におけるセキュリティ

ポリシー見直し、支援の内容等を踏まえ、文部科学省が取りまとめた教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの内容にも照らしながら、今後の本市のICT環境に即した内容に見直すため、引き続き検討しているところでありますが、もう既に幾つか見直しが見られているものがある、1つ例を挙げれば、これまでコンピューターは全て学校のサーバーに、ルーターにしかつながらないような設定になっておりましたが、これからのことを考えると、家庭への持ち帰りも必要になりますし、校外学習で様々な施設に行ったときに、その施設にWi-Fi環境があれば、そこでの使用も想定されるわけなので、そういう意味で、あまり強いセキュリティをかけないということに取り組んでいるところであり、少なくとも1年前は、端末を家に持ち帰るということは想定しておりませんでした。それを家に持ち帰るという部分も含めて、今、考えているところであります。実際に、先月の30日から活動を始めましたGIGAスクールサポーター——今週、ポータルサイトが立ち上がりまして、その中にいろんなのが出てくることになっておりますけれども、その中でも子ども向けのルール、教職員向けのルール、そういうものもサポーターの力を借りながらつくって行って、さらに、その延長線上に、セキュリティポリシーの見直しがあるのだろうと考えておりますので、今しばらくお待ちいただければ完成してくるものと思っております。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今、やりながらですので、こういったセキュリティポリシーやルールづくりなどもどんどん新しいことが出てくるんだろうと思うんです。ですので、とりあえず急ぎ、今現状のものをまとめていただいて、それでまた新たな項目が出てきたら、速やかに適宜更新していくということが大事ではないかと思えます。今しばらくお待ちくださいということだったので、なるだけ早くまとめていただくよう御要望します。

健康対策については、一般質問の中でも視力のことが取り上げられていましたが、ブルーライトの対策はどのようなになっているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 ブルーライトについての再度の御質疑にお答えいたします。

ブルーライトは、太陽光のうち、目に見える可視光線の一種で、その名のとおり青く見え、自然界に存在し、日中、ふだん浴びている光であります。

文部科学省が発行した「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」によりますと、医学分野等の専門家からのコメントとして、液晶画面から発せられるブルーライトについては、目の疲れなど、目に対する影響が議論されていること、ブルーライトが目に影響を及ぼすのか、ブルーライトを防止する必要があるかどうか、医学的な評価は定まっていないことが示されているところであります。このようなことから、教育委員会では、ICT機器を利用する際の児童・生

徒への健康面への配慮として、厚生労働省の「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」を参考に、パソコン等の利用は連続1時間を超えないようにし、10分から15分の休憩を取ること、液晶画面からおおむね40センチメートル以上の視距離を保つ正しい姿勢を取ること、児童・生徒の体格に応じて、机や椅子のサイズを調整することなどについて各学校に指導してきているところであります。今後とも、児童・生徒の健康に留意しながら、ICT機器の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私のこの眼鏡はブルーライトカットが入っていないんですが、もう1つの近視用の眼鏡を、新しく作ったのをブルーライトカットにしたら、すごく楽ですよ。つまり、それだけやっぱりブルーライトというのは目に負担がかかっているんだなと私自身は実感しています。残念ながら、文部科学省の冊子には、「医学的な評価は定まっていないのが現状です」と先ほど教育長が答弁した中身で出てきましたけれども、ぜひそこは専門家や現場の皆さんや、いろんな意見を聞いて考慮していただきたいと。特に、ネットを使った健康被害について、いろいろ情報交換・意見交換している市民団体もありますので、ぜひ要望を聞いていただくようお願いして、この項は終わります。

続きまして、テレワークシステム整備事業について。2款総務費1項総務管理費です。

まずは、今年度の分だけお尋ねしますが、テレワークにもやはり回線が必要で、先ほどGIGAスクールでも出てきたんですけれども、モバイルWi-Fiをセットで購入すると聞きました。この通信費は幾らになるんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 モバイルWi-Fiの今年度の通信費についての御質疑にお答えいたします。

テレワークシステム整備事業は、職員が行うテレワークによる在宅勤務を効率的・効果的に実施するため、自宅において勤務公署とおおむね同様のパソコン環境を整備するものであります。

今後は、育児や介護をはじめ、妊娠中や共働き世帯、あるいはけがや病気の事情を有する職員が優先して、テレワークによる在宅勤務を実施できるように、使用するライセンス数を増やすこととしておりますし、また、コロナ禍や震災などの緊急時・非常時における業務継続体制の確保や、新しい生活様式を踏まえた働き方の新しいスタイルへの対応を充実するため、パソコン、タブレット端末を整備し、テレワークによる在宅勤務の業務効率化、情報共有の迅速化、意思疎通の活性化等を図ることとしております。

具体的には、テレワークの実施可能な人数を現在の20人から150人に拡充するため、

職員に貸与するノートパソコンやタブレット端末及びモバイルWi-Fiをそれぞれ150台、また、各課には、新たにリモートでの会話やウェブ会議が可能となるよう、タブレット端末を110台配備することとしております。

なお、テレワーク実施のためのノートパソコン及びタブレット端末の購入に係る財産取得について、本定例会に議案として提案し、御審議いただいているところであります。

このテレワークシステム整備事業につきましては、令和2年第3回市議会定例会に、議案第124号「令和2年度青森市一般会計補正予算（第6号）」において提案し、御議決いただいたところであり、その中で、モバイルWi-Fiの通信費につきましては、モバイルWi-Fi240台分、1台当たり1か月5902円、令和3年1月から3月までの3か月分で消費税及び地方消費税を含み467万4384円となっているところであります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 通信費だけ示していただければよかったです、簡潔に言おうかどうか悩みながら——せっかく今、総務部長がテレワークの意義について語っていただいたんですが、育児、介護、けがをされた職員さんのためにという説明がありましたけれども、それは、お休みなり出すことが大事であって、テレワークで働いてもらうという考え自体がいかげんなものかと私自身は思っています。

ところで、この通信費の財源は何になるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 通信費の財源についての御質疑にお答えいたします。

テレワークシステム整備事業の財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものであり、その用途につきましては、地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大防止策や医療提供体制の整備など、感染症に対する対応、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済・住民生活の支援等の事業に充当できるものとされているものであります。テレワークシステム整備事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策に該当いたしますことから、本交付金を充当することとしているところであります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 その交付金は、テレワークに限らず、コロナ対策として、市が配分を決めたわけですから、テレワークの事業費に限定したものではなかったわけで、そういったそれ以外のコロナ対策にも使える金額だと承知しています。

それで、今年度は先ほど通信費が示されましたが、令和3年度以降、これは新たな予算で——つまり、3月議会で予算が示されることになると思いますが、もちろんやっぱり通信費の予算が通らないと、宝の持ち腐れになってしまいますよね。それで、私の計算では、6492円——これは消費税を掛けて、1台当たり。（発言する者あり）何か。私の計算では、1869万6960円が1年間通信費としてかかるんですけれ

ども、新年度以降は、これは市の単費となるのでしょうか、お聞かせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 令和3年度以降の通信費の財源についての御質疑にお答えいたします。

令和3年度以降の通信費の財源につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症対応の国の交付金等の状況が定かではないことから、現時点ではお答えできないところであります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 お答えできないということは、来ないかもしれない、単費になるかもしれない。来なかったから使わないというわけにいかないと思いますので、やっぱり1869万円余りが通信費としてかかるということは覚悟しておかなくてはいけないというのが、この今般のテレワークシステム整備事業だと思います。

一般質問でも、市民センターにぜひWi-Fiを置いてほしいというお声が紹介されていまして、先ほどのGIGAスクールでも、家庭では回線がない家庭もあるということでしたから、そういうバランスを考えると、やはりこのモバイルWi-Fiが高いのか安いのかというのは横断的にも判断していく必要があると私は思います。ですので、ここは慎重に審議していきたいと思います。

続きまして、雪。

除雪、雪対策のことで、今、除雪車にはGPSがついているんですが、どのように活用されているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

[万徳なお子委員「ごめんなさい、委員長。款とか、項とかを言い忘れまして」と呼ぶ]

○館山善也委員長 万徳委員、お願いします。

○万徳なお子委員 すみません、8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費です。

○館山善也委員長 ありがとうございます。答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 万徳委員からの除排雪、GPS端末についての御質疑にお答えいたします。

市では、平成29年2月から導入した青森市除排雪車運行管理システムにより、GPS端末を活用した除雪情報の公開を行っているところです。除雪情報の公開は、GPS端末から取得した除排雪車の位置情報を地図上に展開するものであり、青森地区の幹線及び補助幹線91路線に加え、国道及び県道8路線の除雪情報を青森市ホームページで公開しているものであります。公開する除雪の情報につきましては、前日夜間から当日の早朝までに除雪作業を完了した路線となっております。毎朝情報を更新することにより、市民の皆様が市ホームページを通じて、出勤前などに除雪完了路線の状況を把握することができるものであります。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 それは幹線道路という御答弁だったと思うんですが、生活道路のほうはどのようになっているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 いわゆる生活道路工区における除排雪車両へのGPSの搭載についての御質疑についてお答えいたします。

生活道路工区で作業を行う除排雪車両につきましては、GPSというものを搭載しておりません。

以上でございます。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 生活道路ほど、GPSでもって、済んだかどうかという情報が市のホームページの地図にアップされるというのはとても重要じゃないかなと思うんです。

それで、今はスマホにもGPSがついていますし、ドライブレコーダーにもそういった機能もありますから、業者の皆さんは大概どちらかをつけていらっしゃると思います。それは除雪の際のトラブルがないように、ドライブレコーダーをつけていらっしゃる業者も多いんじゃないかと思えますので、ぜひそういった市と業者の連携でやれることがあるのではないかと思いますので、御検討いただきたいと要望します。

最後に、「まちレポあおもり」の活用なんですけれども、これも一般質問で出されていましたが、なかなか活用が進んでいないということでした。例えば、町会の役員がこういうのを活用して、それこそ生活道路の今日あたりの積雪の状況を写真に撮って、市に送ってくださったらとてもいい情報になる、パトロールの手も大変助かると思うんですけれども、残念ながら、やっぱり高齢化が進んでいて、スマホを持っている方は少ないですし、持っている、なかなか活用といっても、ダウンロードしたり、なかなか大変だということで、例えば、「まちレポあおもり」の活用を広げていくためにも、町会ごとに出向いていただいて、「まちレポあおもり」の講習会、使ってみましょうとか、外に出てやってみるとか、そういったことをやってみたらいいんじゃないかと私自身は思っているんですが、「まちレポあおもり」の活用についてはどのようにお考えでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 「まちレポあおもり」の利活用についての御質疑にお答えいたします。

「まちレポあおもり」、おととしに最初、「ゆきレポあおもり」という名前で試行いたしました。その際には、いわゆる雪についての御相談を除排雪対策本部に送信していただいて、それについて、現地の確認、また、アプリケーションを通しての回答という形で、非常にユーザーにとっても、除排雪対策本部にとっても、使い勝手がよろしいということで、昨年度から新たに「まちレポあおもり」という名前で、

夏場の道路の状況や公園、水路等の情報も含めて提供いただけるようにということで、通年で昨年度から利用しているところであります。

「まちレポあおもり」につきましては、専用のアプリケーションを利用して、スマートフォン、パソコンなどから位置情報と現場写真つきで相談できる非常に優秀なシステムと考えております。市民の皆様にとりましても、いわゆる雪の窓口や市役所の窓口の開設時間外でも時間的な制約を受けずに相談を送信できること、また、位置情報や写真つきの相談であることから、電話に比べて、現場の確認等について容易で、その対応も迅速にできるということから、市民、担当課の双方にとっての利用効果があるものと考えております。

「まちレポあおもり」の利用増に向けた取組といたしましては、「広報あおもり」や青森市ホームページはもとより、ラジオ広報や除排雪の毎戸配布のチラシのほか、毎年度各地区町会で行っている町会長と除排雪事業者、市の職員で行っている除排雪調整会議などの場でも紹介・周知ということを図っております。その際に、高齢者の方でも分かりやすいような使用方法のマニュアルというものを作成したり、利用増に工夫しているところであります。

今後、様々な機会を捉えて「まちレポあおもり」の利用増に向けた周知には努めてまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 ICT関連の質疑を教育委員会や総務部にもさせていただいて、この除雪についてのICTは、本当にもっともっと活用していけるんじゃないかという立場で質疑しております。本当はレンタルタブレットを各町会の主立った方に配付してでも情報を寄せていただくというぐらいが望ましいんじゃないかと思いますが、「まちレポあおもり」は、ただホームページや広報に載せたというだけでなく、ぜひ地域に出向いて、講習会をやっていただくよう御要望して、最後に、観光について質疑させていただきます。

私のところに郷土史研究者から、青森市の観光に太宰治を活用してはどうかと。旧制青森中学校に4年間いた太宰治。今、映画も、去年の9月、今年の2月、次々と新作が、太宰治の作品が発表されていて、今、ブームが来ているのかなと思っております。現在は、観光資源としてどのように取り組んでいるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 万徳委員からの太宰治を観光資源として活用している現在の取組についての御質疑にお答えいたします。

市では、これまでも本市にゆかりのある人物等について、観光資源として活用し、市の観光パンフレットやホームページを通じて、情報発信等に取り組んできたところでもあります。

作家の太宰治氏につきましては、青森市と函館市のツインシティ提携20周年を記念して、小説「思ひ出」の中で、赤い糸について語り合ったエピソードを基に、両

市の絆を深めるモニュメント「ふたり」を本市の青い海公園と函館市の緑の島に設置しているところでもあります。また、青森駅周辺の町歩きを楽しんでいただくあおもり街てくでは、太宰治の下宿地跡などのゆかりの地を巡る歴史と文化コースを設定しているところでもあります。これらの観光資源につきましては、国内外からの誘客促進を図るため、本市の観光パンフレット「NIPPON ここだけ 青森市」やホームページなどで紹介しているところでもあります。

今後におきましても、本市の地域資源を生かした魅力ある観光コンテンツの造成と情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 最後に要望を申し上げておきますが、私のところに声を寄せていただいた方は県の職員だった方で、定年後に研究を専らやることになり、市の職員の方にもたくさん知り合いがいて、ぜひ様々な郷土史や太宰治については観光で取り上げるべきだということを要望してきているそうなのですが、事あるごとに。ただ、なかなか取り合っていただけないということで、御本人がSNSでいろいろアップされています。ユーチューブなどでも、太宰治と青森市という関わりを動画や写真を入れて、最後に、全国の皆さん、青森市に来てくださいと呼びかけているんですよ。ぜひそういった方のお声も聞いて活用していただきたいということと、三鷹市もうまく太宰治を観光資源として活用していますので、三鷹市の取組も参考にさせていただいて、一層活用をお願いします。

これで私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時57分休憩

午後1時再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男です。

私からは、1点だけに絞って質疑させていただきます。優良建築物等整備事業についてであります。

先日、しばらくぶりに新町通りをホテル青森のほうから青森駅に向かって運転してみたんですが、やっぱり有料駐車場が増えているなという感じがしました。昔ここにこの食べ物屋さんがあったな、ここに電気屋さんがあったなというところが何

軒かありまして、結局、経済衰退してきているのかなという思いがありました。そうであれば、1本海側の昔の米町通り、さらにもう1本海手の大町通り、ここはどうなっているのかということで、ぐるっと回ってきました。そうしたら驚くなかれ、米町通りと大町通りの2本の通りに、30か所を超える駐車場がありました。昔、ここは、もちろん人が住んでいたし、それからお店屋さんもあつたろうなど。それが、今なくなって、駐車場になっているということは、ここに住んでいる人はどこに行ったのかなと思ってきました。関係する方に聞いてみると、ただ更地にするよりは土地利用から考えたらいんじゃないのかと言う方もおりました。ただ、三十何か所という需要が果たしてあるのかと。私にはちょっと考えられないよと。これは、需要があるからということもあるけれども、税対策もあるんだとおっしゃった方もおりましたね。どちらにしても、青森市のまちづくりということを考えたときに、やたら必要以上の駐車場の設置というのは、やっぱり景観上もよろしくないなという受け止めを、私は正直そういう気持ちがありました。

ただ、土地があくまでも個人で持っている土地であれば、何に使おうが法律に触れない限り、これは許されることだということも思いながら、なんかすっきりしない。これが青森市の町かなと。そういう思いで、また議会に戻ってきたというふうな思いがあります。

それでは、優良建築物等整備事業についてお伺いします。中新町ウエスト地区優良建築物等整備事業、これはいわゆる新町キューブのことです。それからもう1つ、中新町センター地区優良建築物等整備事業、これはポレスター新町プレミアムステージのことです。それからもう1つ、古川一丁目12番地区優良建築物等整備事業、これはポレスター古川プレミアムレジデンスの事業でありますけれども、これらの事業の目的とその効果についてお伺いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 秋村委員からの事業の目的と効果についての御質疑にお答えいたします。

平成23年から平成28年度まで実施されました中新町ウエスト地区優良建築物等整備事業、中新町センター地区優良建築物等整備事業及び古川一丁目12番地区優良建築物等整備事業につきましては、市が平成23年に青森駅周辺地区を対象に定めた社会資本総合整備計画の目的である、土地の共同化・高度化利用による住環境の整備や魅力ある空間形成など、市民が安心して暮らすことのできる質の高い生活空間の形成を目指して事業を実施したものであります。

中新町ウエスト地区優良建築物等整備事業で整備しました地上7階建ての新町キューブは、オフィスフロアのほか、ケーブルテレビのネットワークを活用した情報発信や、イベントスペースを活用した若い世代が集まるイベントの実施など、町なかのにぎわい創出に寄与しているところであります。

中新町センター地区優良建築物等整備事業で整備しました地上14階建てのポレス

ター新町プレミアムステージは、集合住宅とともに保育園が整備されており、新町キューブと連携した、子育て世代に優しい居心地がよく歩きたくなる町なかの形成に寄与しているところであります。

新町一丁目12番地区優良建築物等整備事業で整備しました地上15階建てのポレスター古川プレミアムレジデンスは、地域や町並みとの調和を意識したねぶたスクエアと名づけられた空間を整備し、常時ねぶたを展示するとともに、商店街との連携によるねぶた運行の実施により、ねぶたの町青森をより身近に感じていただくことで、国の重要無形民俗文化財である青森のねぶたの保存伝承と町の活性化に寄与しているところであります。

なお、これらの事業で整備されました集合住宅や事業所スペースなどは全て契約済みとなっており、都市機能誘導区域の一つである青森駅周辺地区への居住人口及び交流人口の増加に確実につながっているものと考えます。

ただいま答弁いたしました古川一丁目12番地区のところを新町と言い間違えてしまいました。申し訳ございません。

○館山善也委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 今、3つの事業のことに私は触れましたけれども、この事業に一般財源からかなり組み込まれているんですよ。1事業につき5億円、6億円という予算が組み込まれているんです。ですから、行政側の立場とすれば、この建物を建てたから、それで事業は終わりじゃないという認識をぜひ持っていただきたい。この建物が地域にどういう影響を与えるのか、目的は何なのかということ为先ほど都市整備部長からいろいろ説明を受けました。そういう目的をしっかりと持っているのであれば、それは行政の関わりなくしてできないわけですよ。しっかり行政との関わりを持っていただきたいということ、これをまずひとつお願いしたいと思っています。

例えば、さっき古川一丁目12番地区の事業でありますけれども、あそこの通りは、いわゆるいろは通りですか。私もあそこを通るときにマンションの前にねぶたを飾ってしまして、市内でそういうところは今ないですよ。ねぶたを飾っているところはないんですよ。

ただ、なぜかしらあそこにマンションを建てた途端にあの周辺からお店が潰れていっているんですよ。例えば、あそこのマンションのうどん屋さん。うどん屋さんはマンションが来る前からシャッターを閉めていましたけれども、あの向かいの辻の薬局屋さん。あそこは完全に閉めてしまって、今は更地になって駐車場ですよ。それから、国際ホテルの南側の向かい。あれも駐車場に変わってしまいました。それから、マンションの昭和通り側。ちょっとした空き地ですけども、あそこも駐車場に変わってしまっていると。駐車場通りになってしまっているんですよ。そういう意味からすると、今、中三があそこにできますので、中三には大いに期待しているんです。

ですから、先ほども申し上げましたように、行政という立場からすると、やはりまちづくりですよね。ですから、それだけの金もつぎ込んでいるわけですよ。ですから、建物が建って終わりでないというこの認識をしっかりと持っていただきたいと思います。

それから、先ほど古川一丁目12番地区の事業の関係で、商店との関わりもちょっと触れられました。私も、前の前の都市整備部長に、建物を建てて終わりじゃないですよ、地域の商店とどういう関係を持つか、どういう信頼を持つのかということこそ大事だということをかなりくどく言ったんですけども、結局、お店屋さんは潰れていくと。マンションが建ったからだけではないんでしょうけれども、そういう状況が本当に見られるんですよ。ということは、これは想定ですけども、マンションに住んでいる方は、地域のお店屋さんから物を買わないんでしょうね。車社会ですから、もっと南のスーパーなんかに行っちゃうのかなと。それをどう地元引き寄せさせるか、そういう考え方だって、当然にして、行政は持たなきゃならないと思います。これから求められるのは、これだけの一般会計からの繰り出しが出てくるわけですから、ただ建設費用を補助してやるということだけじゃなくして、これからその建てた建物が地域にどれだけの好影響を与えるのかということとしっかりと守りながら、この取組に対して、行政側として関わりを持っていかなければならないんじゃないかと私は思ってやみません。

再質疑したいと思います。現在進行中の新町一丁目地区優良建築等整備事業、それからもう1つ、中新町山手地区第一種市街地再開発整備事業、この2つの事業の目的を簡単に言えば、どういうふうになりますか。目的についてお伺いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 事業の目的についての再度の御質疑にお答えいたします。

新町一丁目地区優良建築物等整備事業は、多くの市民及び周辺市町村からの利用が見込まれる高次な都市機能を有した老舗百貨店のリニューアル施設で、時代を先取りした感性が楽しめるレストランやカフェ、セレクトギフトの名店がそろった食のフロアや、高感度で希少性の高いファッションブランド等のフロアから成る商業施設を中心に、居住誘導区域への居住促進を図る集合住宅との複合施設を整備する事業であります。施設概要は、地区面積約0.7ヘクタール、商業施設、住宅86戸、自走式立体駐車場約220台を整備する予定となっております。

中新町山手地区第一種市街地再開発整備事業は、交流人口の増加に備えたホテルや青森の伝統工芸に触れることができる商業施設から成る複合施設であるウエスト棟と、居住誘導区域への居住促進を図る集合住宅と商業施設から成る複合施設であるセンター棟の2棟を整備する事業であります。施設概要は、地区面積約0.5ヘクタール、商業施設、業務、ホテル約190室、住宅約80戸、駐車場約180台を整備する予定となっております。

これらの事業は、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業などの国の支援等を活用しながら、立地適正化計画の都市機能誘導区域の一つと位置づけている青森駅周辺地区において、高次の都市機能の集積を図り、良好な居住環境の形成とともに、町の活性化を目的に実施しているところでもあります。

○館山善也委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。目的についてしっかり伺いました。その目的を否定する人は誰もいないと思うんですね。ぜひその目的に沿った形で事業を進めていただきたい。これは、当然のことです。やっぱり私の頭にはまだ中心市街地活性化という頭がありますけれども、それはもう既に平成29年の段階で2期まで終了していますので、今さら言う必要はないかもしれませんが、やっぱり地元の人たちに元気がないと、もちろん地元に来なくなるというのは言うまでもないことです。

中新町山手地区第一種市街地再開発整備事業、これは地元の人たちがたしか組合をつくって進めている話でありまして、これは非常に重要なことだと思うんですね。地元の人たちが組合をつくって、1つにまとまって、地域の活性化のためにと取り組んだのは、いわゆるサンロード青森なんです。昭和44年。あそこまで遡りますけれども、そのくらいの熱意を持って、やっぱり青森のまちづくりなり、あるいは地域の発展のためという思いですから、これは先ほども申し上げましたように、建物を建てれば終わりということは決してない。あそこには、ホテルも入る、マンションも入る、地域の商店も入るはず。あそこが中新町の一大拠点になるような、行政側として、そういうような目をかける必要があるだろうと私は思っております。

それで、中三のほうでありますけれども、今、青森市にデパートはさくら野1軒しかないですね。東北6県の県庁所在地を見ても、デパートがもうなくなってしまったという都市もあるんです。そういう意味からすると、何だかんだ言われても、青森市だってまだ頑張っているじゃないかと、そういう私は意識があります。そこに、これまであった中三のデパートが新たなものを運んでくる、そういう新しい風を吹き込むために様々な対策を練るはずだと思います。五所川原市のエルムに負けないようにという話もちょっと聞いたことがあるんですけれども、そういう取組をしやすくするための行政の支援、これは絶対避けて通れない行政の責任じゃないかと私は思っております。

新町通りは、結構海に近いです。海に近いところに新しいものをこれから建てていくという場合に必要な考え方は、やっぱり津波対策ですよ。この建物がもう既に設計が終わって、中三のほうは建設に入っていますので、これからその建物をどうせいこうせいと言うことはないんですけれども、やっぱり常に津波対策というものを考慮に入れて建物を建てていかなきゃならない。それもまた行政の指導だと思います。そこまでやっぱり考える必要があるだろうと思っております。

いずれにしても、新町一丁目地区優良建築物等整備事業、それから中新町山手地区第一種市街地再開発整備事業、この事業がこれからの青森市の将来に大きな影響を及ぼすようになってほしいんですね、青森市民にとって。そのためには、先ほど来、何回も申し上げているように、税金も投入しているということもあるし、地域と行政との連携をさらに深めていかなければならないということを含めまして、決して建物を建てたから終わりではないということを肝に銘じながら、この事業をこれからしっかりと進めていただきたいということをお願いして、終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部伸広でございます。

私からは、1点質疑をさせていただきたいと思います。

議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算、10款教育費2項小学校費1目学校管理費より、一般質問でも話が出ましたが、旧西田沢小学校の利活用について、その方針をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 渡部委員の旧西田沢小学校の利活用についての御質疑にお答えします。

本市の通学区域再編に伴い廃校となった学校施設の利活用につきましては、施設の現状や地域の状況を踏まえ、全庁的な公共施設の在り方を検証する中で、地域要望等を参考に総合的な観点から活用方法について検討していくこととしております。

教育委員会では、西田沢小学校、奥内小学校及び後潟小学校が統合し、北小学校を開校するに当たり、本年2月に旧西田沢小学校の利活用について全庁に照会したところでありますが、利活用の意向はなかったところであります。また、地元町会からは、本年5月の町会長との話合いの場や本年8月のあおもりタウンミーティングにおきまして、地元の交流の拠点として残してはどうか、町会の集会所として利用できないか、教室を事業所として利用できないかなどの御意見や御要望をいただいたところであります。

教育委員会では、旧西田沢小学校の利活用の方針が決定するまでは、施設の状況を適宜巡回し、必要に応じて草刈り作業を行うなど、環境整備に努めているところであります。

旧西田沢小学校の利活用の方針につきましては、今後も施設の環境整備に努めながら、地元町会との話合いの場を設け、御意見をいただきながら検討してまいります。

○館山善也委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

5月の地元町会長との話合いに私も出席させていただきましたけれども、その中

で、指定避難所として活用したいという要望が出ていたかと思いますが、市の考えをお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 旧西田沢小学校についての御質疑にお答えさせていただきます。

災害時の避難という観点からは、指定避難所あるいは指定緊急避難場所ということが思い浮かぶところではありますが、指定避難所につきましては、法令により指定基準として、被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであることや、速やかに、被災者等を受け入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または施設を有するものであることなどが定められております。

一方、指定緊急避難場所につきましては、住民等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所でありまして、災害対策基本法施行令等の法令によりまして、指定基準として、発災時に住民等が緊急的に避難し、身の安全を確保するために確実に開放されることや、立地・構造に関する条件が定められているところでもあります。

閉校後の旧西田沢小学校は、校庭部分につきましては閉校前と同様に指定緊急避難場所として指定しているところでもあります。また、校舎部分につきましては、老朽化等のため、指定避難所としての活用は難しいと考えておりますが、施設の活用方法につきましては、教育委員会におきます協議結果を踏まえて検討していくこととなるものであります。

○館山善也委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

指定緊急避難場所という形で考えられているということでもあります。指定緊急避難場所というのは、基本的に屋外、外の校庭に避難をするという意味だと聞いておりますけれども、ただ、降雨・降雪時の一時避難とはいえ、こういったときに外に避難をするというのは大変厳しいものがあると思います。

旧西田沢小学校は、校舎は確かに古い木造校舎ですが、体育館は築4年で非常に新しい体育館であります。平成31年1月7日付で各都道府県教育委員会教育長宛てに、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長名で、より一層の既存ストックの活用を図るとともに、補助金等のより適切な執行の観点から、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」の通知が出ております。その中で、「廃校施設等の現に学校教育の目的で使用していない補助財産については、当該補助財産に改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である」と通知をされております。この内容からすると、指定緊急避難場所ではありますが、体育館内の使用は可能であると考えますが、見解をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 校舎部分等の施設の活用方法につきましては、先ほども申し上げましたが、教育委員会における協議結果を踏まえて検討していくこととなります。

○館山善也委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 あとは要望といたしますけれども、旧西田沢小学校は、防災倉庫に通常の小学校と同じような装備がされております。電気・水道は通っていないので、指定緊急避難場所ということになっているんだと思うんですが、通常の小学校と同様、飲料水または発電機、毛布等があるというふうに伺っておりますので、ぜひ地元の方々からの強い要望が出ておりますので、中に避難できるということを前向きに考えていただきたいということを強く要望して、私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 自民党の中村節雄です。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の中で、青森操車場跡地整備事業についてお伺いいたします。

東西用地の道路と幹線道路との接続について、検討状況をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 操車場跡地東西用地の道路と幹線道路との接続についての御質疑にお答えいたします。

青森操車場跡地東側用地及び西側用地につきましては、市民の雪寄せ場やイベント時の臨時駐車場、災害時の一時的な避難場所など、多目的に利用できる広場や緑地、既存道路の拡幅などの整備を行うとともに、幹線道路との接続について検討することとしております。

東側用地の道路と主要地方道青森浪岡線との接続部では、道路形状がクランクになっている箇所について、また、青森操車場跡地西側用地の通称機関区通りと言われる道路と市道旭町大通り線との接続部では、道路幅員が狭く、車同士の擦れ違いが困難となっている箇所について、それぞれより円滑な通行が確保されるよう検討しているところであります。具体につきましては、今後発注を予定しております詳細設計の中で決定することとしております。

○館山善也委員長 中村委員。

○中村節雄委員 今の東西用地の道路と幹線道路との接続について、東側はクランク状態の道路——こういうやつだとか。それで、図面をもらった中では、接続検討図ということで、東側のほうは分かりました。西側のほうは、やはり旭町大通り線との接続の部分でかなり難しいところがあるので、その辺の詳細設計については十分な検討が必要かなと思っております。

再質疑いたしますけれども、現在整備している東西用地の道路幅員についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 東西用地の道路幅員についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森操車場跡地周辺整備事業における東側用地及び西側用地の道路整備につきましては、車道幅員7メートル、歩道幅員がそれぞれ4メートルの両側歩道となる全幅15メートルの道路として整備することとしております。

○館山善也委員長 中村委員。

○中村節雄委員 今、車道部分が7メートルで、両側に歩道が4メートルずつということでお伺いいたしました。

それで、東西用地には、多目的広場とか、駐車場の部分であるとか、それぞれ計画されているようではありますが、この東西用地の広場入り口への右折レーン等は考えているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 東西用地の広場入り口への右折レーンの設置についての再度の御質疑にお答えします。

東西用地の広場入り口への右折レーンを含む車の乗り入れにつきましては、イベント開催等が想定される土日・祝日等につきましては、南側用地への進入を原則として関係者のみにすることを想定しており、一般の利用者につきましては、新たに整備する東西広場への臨時駐車場への分散しての誘導を想定しているところであります。一方、平日における東西広場入り口への車の進入につきましては、今後の交通量想定等を踏まえ、県警等の関係機関と協議してまいり予定としております。

○館山善也委員長 中村委員。

○中村節雄委員 今後、東西が幹線道路とかとつながれば、交通量が増えるものと思われれます。そういう中では、警察とも協議しながらの部分もあるんでしょうけれども、そういうのも検討していただければと思います。

次に、歩道が片側4メートルずつで両側にあるんですが、この歩道へは植樹帯や植樹ますを設ける予定があるのかをお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 歩道への植樹帯や植樹ますの設置についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森操車場跡地周辺整備事業における東側用地及び西側用地の道路整備では、新設、また、拡幅する東西の道路の歩道には植樹帯や植樹ますを設けるものではありませんが、歩道を自転車歩行者道として整備することに加え、当事業におきまして整備する多目的に利用できる広場や緑地が道路と隣接することにより、歩道の幅を広くし、歩道の安全を確保するとともに、公園内の緑地等による景観が確保されるものと考えております。

○館山善也委員長 中村委員。

○中村節雄委員 植樹帯や植樹ますは設けないということでお伺いしました。歩道

の幅員が4メートルとなっておりますけれども、その理由をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 歩道整備の幅員を4メートルとしている理由についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森操車場跡地周辺整備事業におけます東側用地及び西側用地の道路整備につきましては、接続する奥野第一土地区画整理地内の既設道路の幅員が4メートルであること、また、青森市市道の構造基準等を定める条例第10条第2項に「自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い市道にあっては4メートル以上、その他の市道にあっては3メートル以上とする」との規定がありますことから、歩道の幅員を4メートルとしたものであります。

○館山善也委員長 中村委員。

○中村節雄委員 今、奥野の既存の歩道の幅員が4メートル、それに合わせるとか、そういう部分はお伺いしました。自転車歩行者道、そういうのを造るときにはやはり4メートルぐらいの幅員が必要になるのかなど。自転車は、通行帯とか、そのまま造ったり何だりというのは、普通は車道側に造るものでありまして、今の7メートルの道路というのは、1車線の幅員が3メートルということは、路側帯が50センチメートルしかないので、当然、自転車が通行するのには危ないと。その歩道部分の中にそういう自転車道と歩行者道を兼ねたもので造るということをお伺いいたしました。

あと質疑はしませんけれども、実は「幹線道路との接続検討図」という図面をもらったときに、今、東側のカーブがクランク状態になっていると。現況R10メートルのところは計画でR35メートル、現況R6メートルのところは計画でR50メートルと。まあ、これは緩和曲線、クロソイド曲線で造るんでしょうが、実は細かく見ると、この歩道は片側しか、たしか計画になっていないと思うんですよ。というのは、クロソイド曲線をつけてやっていくとなったときに、ここは既存の建物があって、そこが邪魔になっているので、そこの部分の手前で歩道が——これは北側のほうがここで切れるはずなんですよ。

私が思うには、実際は、右折レーンだの何だのを考えて、片側だけあればいいのではないかなと思ったんですが、両側に歩道を整備した割には切れるところがあって、この辺の処理をどうするかとか。まだこの辺は詳細設計が決まっていないということですので、その辺の考慮もいただきたいなど。

それから、今後アリーナが整備されていくようになってきたときに、やはりどうしても右折レーンというのが必要になってくるのではないかなと私は思います。そういう中では、本来は、片側4メートルの歩道があって、車道部分7メートルにあと4メートル足して、11メートルあれば、右折レーンを造ることは本当は可能なのかなと思っていました。

聞き取りの中で、当然、この歩道の部分は、今、歩道ってなかなかマウントアッ

プの歩道は造らないので、もちろん既設の住宅地とのあれがあるので、車道とほとんど段差のないような歩道を造るかと思います。ただ、さっき言ったみたいに、両側にそういう自転車と歩行者とが通れる4メートルの歩道ができていくときに、この東側の部分だけ見ると、途中でその歩道が切れると。だから、そういうふうな処理の部分であるとか、あと、西側のほうの旭町大通り線のほうは、まだ詳細なところが、どこに接続されるのかとか、これからの部分があると思いますので、そういう部分を十分配慮して、それでこれがつながると本当にここは交通量がかなり多くなると思います。いろんなアリーナでのイベントであったりとか、様々な部分においては、ここの通行量が多くなるということを考えたら、もちろん歩行者の安全、それから自転車とかの安全を考えて、道路を造っていただきたいということを要望したいと思います。

それからあと、最後になりますけれども、実は、今日、朝、私はこの予算特別委員会を休まなくてはいけないかなと思うぐらい戸山団地の雪がかなり多かったです。私の車で走ると、新雪を全部巻き上げて、フロントガラスに全部ついて、ホワイトアウトです。多分30センチメートルぐらい降ったと思うんですよ。毎年しゃべっているんですけども、この1発目のときに、まずほとんど除雪されることはありません。業者とか、体制はもう整っているはずなんですよ。この1発目をきちんとやらないと、今冬の除雪も住民は期待を持ってないんですよ。

去年かな、70センチメートルぐらいあってもやらなかった、入ってこなかったことがありましたから、やっぱりそういう部分を1発目にやる気を見せれば、その次に降ったやつはちょっとは我慢できるんですよ。除雪は本当に——もう体制は整っているはず、いつでも出られるはずなんですよ。この辺は、やっぱり——今週いっぱい雪が降るという話なんですよ。これ、帰りとか何とかに、また寄せ雪やら何やらで、私の車は浮いてしまうんですよ。タイヤが空回りして、戸山の幹線も走れないですよ。それぐらいある部分はやはり十分に——今、天気予報も大分当たるし、大体の降雪量もピンポイントで、今、雲がこういうのがあってというのが予測できますので、その辺は、やはり今年度はきちんとした除雪体制を構築していただければ幸いですようお願いをして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。

私からは、1点、新型コロナウイルスの検査体制について質疑します。

12月4日には市内飲食店でのクラスターが発生し、さらに別の飲食店でも新たにクラスターが発生しました。報道によれば、感染リスクが高い11月26日から12月9日までの期間に利用していた利用客は延べ100人に上るとしています。県感染症対策コーディネーターの大西医師は、何らかの連鎖があるのか、人の移動により利用者が増えているのかは何とも言えないが、繁華街を中心に感染が広がっている印象は

あると話しています。

全国で新型コロナウイルスの第3波が広がる中で、恐れていたクラスターが本市でも発生したことで、本市でもこれまで以上に警戒を強め、対策を強化していくことが求められていると思います。

そこでお聞きしますが、本市においてもクラスターが発生したことを踏まえ、検査の体制はどうなっているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 赤平委員からの青森市の検査体制についての御質疑にお答えいたします。

本市の新型コロナウイルス感染を確認する検査は3通りの体制で実施をしております。1つには、青森市医師会の御協力の下、県内随一の体制で運営している地域外来・検査センターによるPCR検査で、検体を民間検査機関へ委託し検査する体制、2つには、12月1日からスタートしている、かかりつけ医となる診療・検査医療機関による検査で、簡易性・迅速性から主に抗原検査により医療機関で検査する体制、3つには、陽性となった方の濃厚接触者等への帰国者・接触者外来でのPCR検査で、検体を青森県環境保健センターへ搬送し検査する体制となっております。

クラスター発生の際には、複数の患者が発生することに伴い、検査対象となる濃厚接触者等も多数に及ぶことから、帰国者・接触者外来へ速やかに連絡し、各帰国者・接触者外来ごとの受診者リストを作成するとともに、一人一人の受診日時の調整を行っております。検査者が数十名に及ぶ場合などは、当日の外来受診や検体採取がスムーズに行われるよう、医療機関とも緊密な連携を図りながら、保健所職員も誘導等のため医療機関へ出向き、サポートしているところであります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 先ほども述べたように、現在、立て続けにクラスターが発生していて、県感染症対策コーディネーターの大西医師も繁華街を中心に感染が広がっている印象があると述べているように、今後もっとさらに広がるおそれがあると思います。これほど広がっていくと、接触者が特定できないという場合も考えられると思うんですが、そういった場合の追跡についてはどのように行うのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 接触者を特定できないときの追跡についての御質疑にお答えいたします。

飲食店クラスターが発生した場合は、感染者が、従業員であるのか、利用者であるのかということも含めて、感染者の中で最も早く発症した方の発症日の2日前から店舗を営業していた日までを他者へ感染させるおそれのある期間と特定し、従業員はもとより、この間に店舗を御利用したお客様について、連絡先を含めて、名簿を提供いただくようお願いをしております。

しかしながら、利用客について、不明者がおり、速やかに特定ができず、また、

その数も一定程度に及ぶ場合は、二次感染・三次感染などの感染拡大防止を図るため、店舗を利用された方へ感染のリスクを伝え、速やかに検査へつないでいくことができるよう、積極的疫学調査の進捗状況等からも総合的に判断し、不特定多数と接する場所の名称として、店名を公表し、利用者から保健所へ御連絡をいただくよう呼びかけ、濃厚接触者等の特定に努めているところであります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 現状、今、行っていることとして、利用者への声かけを行って、利用した方は連絡をくださいというような状況だと思います。

それで、急激な感染拡大に対応し、陽性者を着実に把握・保護していくためには、感染追跡を専門に行う人、こういう人をトレーサーというふうに言うらしいんですが、こうした人が不可欠だと思いますが、こうした人も含めた保健所の職員については足りているんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 保健所職員の体制についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市保健所保健予防課内の感染症対策業務に当たる職員につきましては、去る7月27日、新型コロナウイルス感染の第2波・第3波の感染拡大に備えるため、6名増員の12名へ体制を拡充し、業務に当たってきたところであります。本市におきましては、赤平委員からも御紹介ありましたとおり、11月30日から患者が急増し、12月4日には本市初の飲食店クラスターが発生いたしました。多数に及ぶ患者への積極的疫学調査や迅速な検査調整のため、保健所では、12月3日から8日まで県から毎日2名の保健師の派遣支援を受け、併せて12月4日から9日までは、実際に弘前保健所管内のクラスター対応にリエゾンとして支援に入った職員1名の派遣を受け、クラスター発生時の初動体制や情報の共有と見える化等、経験に基づく具体的なアドバイスを頂き、対応に当たってまいりました。県の支援後には、引き続き、部内から積極的疫学調査のための2名の保健師、総務部からリエゾン担当職員1名の応援職員の協力体制を取り、対応に当たってきております。

このような中、12月12日には1店舗で複数名の患者発生があり、第2の飲食店クラスターが発生するおそれがある中、濃厚接触者等となる利用客について、店舗の協力をもってしても速やかな特定が困難であることが見込まれたことから、同日開催の第25回新型コロナウイルス感染症に係る青森市危機対策本部において、店名を公表し、本部長からも利用に心当たりのある方は保健所まで連絡をいただくよう呼びかけたところであります。

加えて、本部長からは、飲食店を起因とした感染拡大に対する検査調整や調査範囲の拡大に備え、新たに保健部保健予防課内に感染症対策室を組織し、感染症対策を強化するよう指示がなされ、昨日、12月14日には、これまでの12名から3名増員した15名が感染症対策室の発令を受け、感染症対策業務に総力を挙げて取り組んで

いるところですが。感染症対策室の職員は、いわゆる委員から御紹介のあった追跡調査を専門に行うという、その役割のみを担っているものではなく、患者発生に伴う積極的疫学調査や濃厚接触者等の特定、検査調整、入院・療養等の調整や入院勧告、就労制限通知、退院・療養終了後の健康管理等、一連のプロセスを総合的に支援しており、職員増員により、総力を挙げ、さらに感染症対策を強化していくこととしております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 特定が困難にもなっていくだろうということで対策室も立ち上げて、増員をしたということですが、今後さらにもっと感染が拡大した場合には、引き続き今のように他部局の職員も借りて来ざるを得ないというような状況でよろしいでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

感染症対策室におきましては、12月14日に、感染症対策を強化するよう指示を受け、これまでの12名から3名増員した15名が感染症対策室の発令を受け、感染症対策業務に総力を挙げて取り組んでおります。増員をした体制で取り組んでいるということにおきましては、この体制で感染症対策を強化してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 この先、感染がさらにどこまで大きくなっていくのかということとは分からないわけですが、可能性としては、もしかしたらまた他部局からも職員を借りなければいけないという状況もあり得ると思うんです。

少し前の資料ですが、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議に提出された資料によると、今年の2月29日時点で青森県の新型コロナウイルス感染症のピーク時予測患者数は、発症者で4366人となっていました。この予測どおりになるのか、それとも現状からさらに爆発的に感染が拡大していくのかは分かりませんが、検査体制の中身についても、今後さらに感染が拡大していくことも見据えた体制を整えていかななくてはいけないと思います。

国の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、10月29日、大都市部の歓楽街で感染拡大の予兆を早期探知し、地域集中的なPCR検査等を行う体制を提言しました。11月9日には、この体制を地方都市でもつくるように提言しています。11月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部の中では、新宿区歌舞伎町においては、大規模・地域集中的なPCR検査を実施したことにより陽性者が減少したことが統計的分析で明らかになっていると報告がありました。強調されているのは、歓楽街が感染拡大の言わば急所とされ、感染拡大の予兆の早期探知を行い、拡大を食い止めるために地域集中的PCR検査を速やかに行うこととしています。

日本共産党市議団として、昨日、申入れも行いましたが、現状行われているクラ

スターの対策として、店の利用者を特定し、行動歴などを確認、検査の有無についても確認という線と点での検査にとどまらず、感染急増地——本市で言えば本町ですが、この本町に相談・検査体制を確立し、住民、従業員、関連業者に対して、無症状の感染者も含めた大規模・地域集中的検査を行うべきだと思うが、市の見解をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

現在起こっている——患者及びその濃厚接触者等につきましては、積極的疫学調査の下、必要な方々には速やかな検査につないでいるところであります。本市におきましては、現在、県環境保健センターにあつては1日120件に及ぶ検査に対応していただいております。さらに本市では、県内随一の体制で地域外来・検査センターによる検査も行っており、また、12月1日からは、39か所の診療・検査医療機関にも分担して、検査に対応していく体制となっており、2つ合わせた検査能力というのは374件になると見込まれています。

現段階におきましては、現在の体制で対応をしていくと考えております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今、大事なのは、感染がどこまで広がっているか分からないという中で現在行っていることは、誰が利用者や関係者かを特定し、誰を検査するのかというふるいの作業を行っているわけですが、どこまで広がっているかということも把握しなければ、感染をこれ以上広げないための対策というのを取れないと思うんです。感染をこれ以上広げないための対策については、どのように考えているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

感染をこれ以上広げないためにということで、青森市におきましては、現在、患者となった方々の濃厚接触者については、速やかに積極的疫学調査において特定をし、その方々を速やかに検査につないでおります。感染拡大防止には、こういったお一人お一人から発生してくる感染のおそれがある濃厚接触者について、しっかりと追い、検査をしていく、ここが何よりも重要であると考えております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今やっていることを否定するつもりは全然ないんですけども、ただ、どこまで広がっているかということ把握の上では、やはりいわゆる面の検査、大規模に本町関係者も含めた周辺に検査体制をしっかりとしいていくということも必要だと思います。

続けて、クラスター発生時において、検査が必要と判断される人はどういう人が含まれ、その判断は誰がするのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 検査の判断についての再度の御質疑にお答えいたします。

飲食店クラスター等の発生時には、まずは、クラスターの患者発生の状況から、複数患者の中でも最も早く発症している方の症状出現の2日前からを他者への感染のおそれがある日と捉え、その日から店舗営業日までを感染リスクの高い期間と特定し、この間の利用客や従業員の出勤状況等について、店舗の御協力をいただきながら把握することとしております。クラスターの状況によっては、この期間はより幅広く捉え、設定する場合があります。その中で、従業員・利用客を含め、患者となった方と接したのはどれくらいの時間か、その際には、どれくらいの距離で接していたのか、そのときマスクは着用していたのか、現在、症状はあるのか、あるとすれば、どのような症状かなど、お一人お一人から丁寧に状況を把握し、検査の優先順位等も含め、検査の必要性・必要度等については、最終的には保健所長が判断をしております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 クラスター発生時においては、いわゆる濃厚接触者だけではなく、その周辺とかで総合的に判断した上で、必要な人は濃厚接触者以外についても検査を行っていくということだったと思います。今、現状やっている状況、つかめた人を追っていくというような方法では、さらなる拡大が起こったときに、やはり私はいずれ限界が来てしまうのではないかなという心配を持っているわけです。そういった意味でも、先ほども提起したような地域集中型の検査の体制を整えるべきだということは強調しておきたいと思います。

さらにもう1点、現在、市の検査センターは、1日に40体の検体を採取することができるのですが、そして、その検体を民間検査機関に送り、結果が返ってくるまでが、これまでのケースを見ると、結果判明までに2日ぐらいかかっているわけです。例えば、市の検査センターの能力をさらに拡充するというようなことはできないのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 市の検査センターの検査能力についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市地域外来・検査センターは、青森市医師会の御協力の下、運営をしております。市検査センターの従事には、市医師会の中でも有志の先生方が当番制を組み合わせながら、主には、午前の診療を終え、午後の診療に入る前の時間帯を中心に従事いただいております。1日40件という検査件数は、この検査センターに従事いただく時間の中で検体採取が可能な人数を最大40件としているものであります。

また、検査結果判明までに要する期間につきましては、クラスターが発生した場合などは、濃厚接触者等の感染状況の特定を急ぐため、感染症指定医療機関等と連携し、検査したその日に結果が分かるリアルタイムPCRという方法やLAMP法という方法において対応をしているところであります。

一方、状況に応じて、おおむね検査の翌日判明する県環境保健センターへ依頼する場合、また、郵送等で2日程度かかる民間検査機関へ依頼する場合など、市内の感染状況等により、検査に要する時間というのは異なっております。現在、県環境保健センターにあつては、1日120件にも及ぶ検査に対応していただいております。さらに、本市では、市検査センターのみではなく、39か所の診療・検査医療機関にも分担して対応していく体制となっており、2つ合わせた検査能力は374件になると見込まれております。

したがいまして、現段階では、市検査センターの検査数を拡充する必要はないものと考えております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 この質疑をした理由というのは、検体を幾らたくさん採取することができても、やっぱり検査の判明までに時間がかかると、その分、様々な対策が遅れてしまうと懸念するところもあったので、早く結果が分かるようにできる方法をいろんな関係機関とも連携しながら、あるいはその方法も考えながらやれるという答弁だったと思いますので、そこは分かりました。

さらに、この間、市内でも各地で感染者が発生する中で、住民から疑問や要望も寄せられています。例えば、会社内で感染者が発生した場合に、検査の対象や範囲については保健所長が判断することになると思うんですが、消毒作業などは、誰が、どのように行うのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 会社等の消毒の対応についての再度の御質疑にお答えいたします。

患者となった方が働いていた会社における消毒は、基本的には事業主が消毒を行うということになります。その会社が入居するビルに様々な会社や店舗が入居している場合の消毒は、個々の店舗や会社はそれぞれの店主や会社が消毒を行い、例えば、入り口、あるいは自動ドアのタッチ部分、また、ビルのエントランスにある階段等の手すりなど、接触機会の多い部分、エレベーターのスイッチ等も含めまして、そういった共有部分につきましては、ビルの管理者が消毒をすることとなっております。消毒を行うに当たり、どういうところを消毒すればよいのか、どういうふうに行えばよいのかと不明なときには、ぜひ市保健所に御相談いただきたいと思います。また、実際にそのような御相談も承っているところです。また、市ホームページには、「新型コロナウイルスに対応した施設の消毒方法について」の情報も掲載しており、参考にさせていただきたいと思っております。

なお、消毒を民間の会社に依頼したい旨の問合せも市保健所に寄せられており、その際には、有害物質防除を行う企業が加盟している青森県ペストコントロール協会を御案内しているところであります。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 日本共産党市議団の元に、今、こうした声が寄せられています。

ある公営住宅の入居者が新型コロナに感染した。しかし、共用スペースなどの消毒作業が行われていないというものでした。

こうしたことを市の担当課に問い合わせましたが、当初はこの事態について感知していませんでした。市民からすれば、自分の身近な場所で感染者が発生しても、消毒作業すら徹底されていない、そういうような不安を持たれて当然だと思います。こうした状況について、市の見解をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、患者が発生したというようなことのお話がありましたが、それは個人を特定するような情報となることから、そのことについて、直接お答えすることは差し控えさせていただきたいと思います。

一般的な形で申し上げれば、患者となった方について、患者が住んでいるおうち、あるいは集合的な環境であれば、その住居、そういったことの生活上・衛生上の注意ということは、患者御本人、それから一緒に住まわれている御家族の方々に対して、丁寧にお伝えし、また、対応をしているところであります。

また、先ほども申し上げましたけれども、ビルのようなところで、様々な店舗とかが入っているところであって、共有部分についての消毒につきましては、その共有部分を管理している方に直接指導することもありますし、御相談いただくこともあります。そういう形で対応しているところであります。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 先ほど赤平委員からお話がありました市営住宅においてコロナ感染者が発生したということについては承知しておりません。

これまで、市営住宅における感染対策につきましては、入居者の方々に対しまして、国、県の通知を基に、新型コロナウイルスの感染防止対策に係るポスター等を全団地に配布してきているところであります。加えまして、今般、市内で発生しましたクラスターによる感染拡大を防ぐため、改めて感染対策の徹底を入居者に対し通知することとしております。

市営住宅において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、保健所との連携の下、感染拡大防止に努めることとしております。

○館山善也委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私は、ある公営住宅と言ったんですが、これ以上はこのことについては追及しませんが、人が足りなく、膨大な作業が今あると思いますが、まずは、これ以上の感染拡大を防ぐためにも、感染がどこまで広がっているのかを早く把握するために、先ほども紹介した国の感染症対策分科会の提言について、速やかに実行し、さらなる感染の拡大を防ぐことを要望します。

そして、事業所や会社、公共施設をはじめとした場所の消毒作業などについては、

事業者任せにせず、積極的に声がけを行っていただき、作業の徹底をしていただき、一緒に使っている人たちについても、不安の材料をなるべく少なくしていくということをぜひ努力していただきたいということを要望して、終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時25分からといたします。

午後2時13分休憩

午後2時25分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良祥孝であります。

議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算56ページから57ページ、総括表に基づいて質疑いたします。8款土木費4項都市計画費5目土地区画整理事業費に関連をし、住居表示についてお伺いをさせていただきます。

12月4日に東北新幹線新青森駅が開業して10周年を迎えました。各種記念イベント等も開催されたところであります。新青森駅がある石江地区は、市が新幹線利用者や周辺住民の良好な環境づくりと駅周辺にふさわしい土地利用を促進するため、平成14年度から土地区画整理事業に着手をして、平成30年度には事業の一区切りとなる換地処分が完了したところであります。

平成20年から販売を開始した一般保留地、一時は大分売れなくて残ってあったなという印象がありましたけれども、現在では、商業施設や病院、さらにはホテルなどが立ち並んで、現在のところ、残り1区画となったところであります。また、それらの建物の周辺にはアパートとか、一戸建てなどの建築が進み、新たな住宅街が形成され、当該地区は良好な居住環境と利便性に富んだ町に生まれ変わったものと思います。

石江土地区画整理事業地内は、もともと田んぼや畑などが広がる農地や郊外でした。このような地域においては、一般的に住所の並び方に統一性がなく、郵便や緊急車両の場所の特定に少なからず支障を来しているものと思われまます。そのような地域において、土地区画整理事業により新たな住所が規則的に並び、住んでいる皆さんのコミュニティー運営や、配達、物を運送する事業者などの利便性は格段に向上したと思います。また、土地区画整理事業のみならず、住居表示の整備事業においても住所が変更になることがあると思います。

そこで質疑いたします。住居表示整備事業等により新たに住所を設定する際、ど

のような手順で実施されるのかお伺いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 奈良委員からの新たに住所を設定する際の実施手順についての御質疑にお答えいたします。

新たな住所の設定は、住居表示に関する法律に基づき、市街化に伴い複雑になっている住所を分かりやすく表示することを目的とした住居表示整備事業により設定することとなりますが、土地区画整理事業の実施により、町名や地番が変更となったことに伴い、新たな住所を設定する場合があります。

住居表示整備事業は、宅地化の進行状況や住宅の密集度合い、地元住民の要望等を踏まえ、議会の議決により事業の実施区域を決定し、新たな住所について、地元住民の御理解をいただいた上で、合理的な住居表示制度の実施に関する事項を調査審議する青森市住居表示審議会に諮問することとなります。

土地区画整理事業は、土地の区画形質を整え、道路、公園その他の公共施設の整備改善を行う事業であります。当該事業の施行により、従前あった土地の位置や形状が大きく変わるため、整然とした地番に付け替え、併せて住所を変更することが一般的であります。

いずれの事業におきましても、住所の変更は地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経て定められ、同条第2項の規定により告示を行うこととなります。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 答弁ありがとうございます。

かつては審議会の中にも議会から委員が派遣されて、私もその経験がありましたので、その辺は分かっていたんですが、どうしても区画整理の関係になると、その審議会委員になっていないとなかなか分からなくてということで、今回、私も、数年前に変わったんだと思うんですが、石江地区のやつを初めて知ったもので、これはどういう経緯でなるのかなということが気になったものでお伺いしました。ありがとうございます。この件はこれで終わります。

次、歳入22款諸収入に関連をして、予算編成方針についてのうちから、1つお聞きします。

令和3年度予算編成方針の5ページに、歳入予算の「②特定財源（市債を除く）」の欄に、『提案募集型』のネーミングライツ」というのがありました。ネーミングライツを設定する施設、期間、金額等の提案を公募する提案募集型のネーミングライツについて、その概要をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 提案募集型のネーミングライツの概要についてお答えいたします。

ネーミングライツとは、市の施設の名称に企業名や商品名などの愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した命名権者から対価を得ることにより、新

たな歳入を確保し、施設の維持管理等に役立てるものであります。

従来から実施しております施設特定型のネーミングライツは、市が特定した施設について命名権者を募集するものであります。提案募集型のネーミングライツは、民間事業者等から愛称をつけたい施設とネーミングライツ期間、ネーミングライツ料などを提案してもらうものであり、本市においては令和2年2月から導入したものであります。提案募集型のネーミングライツの対象施設としては、スポーツ施設や文化施設、公園など、不特定多数の市民が利用する公共施設を対象としており、期間は原則3年以上5年以下としているところであります。また、ネーミングライツ料は、金銭のみならず、清掃や設備の提供、施設の改修等での提案も受け付けることとしております。

本市では、提案募集型のネーミングライツの積極的な導入を図り、企業等による広告の機会の拡大と、新たな自主財源を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 これは、たしか実績がまだないというふうにお伺いをしていました。ということは、あまり知られていないんじゃないかなと思います。実は、私もちょっと存じ上げておりませんでした。もうちょっとこれは、もっと宣伝をするなり、それから、もし仮に応募者がいないのであれば、どういうところに問題があるのか、もっと応募しやすくなるような手だてがあるのかとか、問題点なんかをそれぞれ研究をして、もっと多くの方にPRをして、できるだけ公募できるように要望して、終わります。

ありがとうございました。

○館山善也委員長 次に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 公明党の山本武朝です。

最初の質疑は、水産について。第6款農林水産業費第3項水産業費から質疑させていただきます。

マダコの大量発生や海水温の上昇など、漁場の環境の変化が懸念される陸奥湾で、ホタテガイの貝殻に付着するサンカクフジツボが昨年から急増していると地元紙での報道がありました。

実は、私も先月、平内漁協のホタテ養殖の漁師にお話を聞く機会がありまして、今般、このホタテガイの貝殻にサンカクフジツボというのが付着して困っているんだと。こんなことは初めてだとお聞きして、その対策を一緒に考えてほしいと相談を受けたところでありました。

そこでお尋ねいたします。サンカクフジツボによるホタテガイへの影響が報道されているが、本市の影響についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 山本武朝委員のサンカクフジツボによる本市管内の本

年産ホタテガイへの影響についての御質疑にお答えいたします。

サンカクフジツボによるホタテガイへの影響につきましては、10月19日から10月27日まで、陸奥湾内の10の漁業協同組合を対象に実施された陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査において、陸奥湾全体で新貝のへい死率が25.0%、異常貝率が14.7%で、いずれの数値も平年値を上回ったとの調査結果が示されたところであり、県のほうからは、この原因として、サンカクフジツボの付着による影響も考えられるとの報告がなされたところであり、

本市のサンカクフジツボによる影響についてであります、青森市漁業協同組合及び後潟漁業協同組合に確認いたしましたところ、本市のホタテガイは半成貝が主力でありまして、調査時点において既に出荷が終了しており、影響は特になかったとのことであります。なお、本市管内の本年産ホタテガイの生産量は、11月末時点で1万3783.9トンとなっており、過去10年間の平均を上回ったところであり、

今後につきましては、現段階でサンカクフジツボの付着に対する対策が示されておりませんことから、県等、関係機関からの情報等に注視してまいります。

以上でございます。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。本市においては影響がないということで安心しました。答弁であったとおり、半成貝の出荷がほとんどなので、なかったということでありました。ただ、答弁でありましたとおり、陸奥湾全体では、主に東岸地域ですけれども、新貝でへい死率が25%、大きいですね。また、異常貝率が14.7%ということで、今後——陸奥湾と言っても、海の浅さ・深さ、海流は、本当に違います。そういった中で、今後どういう影響があるのか、情報収集をしっかりとさせていただきたいと思っております。

また、あわせて1万3000トンほどの出荷量があったということで、過去10年間の平均をちょっと上回ったということで、一安心であります。ホタテも、生産量とともに、単価ですごい変わるので、今から三、四年前に北海道のが全滅したときには単価が急騰して、生産量はそこそこでも、漁獲金額がすごい上がったり、まさに農林水産業というのは自然の影響をもろに受けるんだなという思いでありますので、今後しっかりまた注視していただきたいと思っております。

もう1つ再質疑させていただきますが、ホタテと同様に本市の主力魚種であるのがナマコであります。私も折々、水産振興センターへ行ったり、ナマコの生育を確認させていただいておりますが、ナマコの昨年度と今年度の放流実績をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 山本武朝委員のナマコの種苗放流実績についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和元年度分のナマコの種苗放流数は、青森市漁協管内の海域におきましては10

万5800個、後潟漁協管内の海域におきましては2万8700個、合計13万4500個を放流しております。

本年度、令和2年度分の放流数であります。青森市漁協管内の海域におきましては10万1900個、後潟漁協管内の海域におきましては3万9600個、合計14万1500個を放流したところであります。

市といたしましては、ナマコがホタテガイに次いで重要な水産資源でありますことから、今後もナマコ種苗の安定生産に努めてまいります。

以上でございます。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

本市にとっては、稚ナマコ——子どものちっちゃいナマコですね。この生産が安定していると。それを漁協の漁師の皆さんに販売して、それをまいて、ナマコを生育するということですが、安定しているということで、数年前は最高約17万個のときもありましたけれども、こうして安定しておりますので、これもホタテと同様、しっかり様々注視して、今後もホタテ・ナマコの生産に、漁師に寄り添って注視していただきたいと思っております。この項は終わります。

次に、自主防災組織について。第3款民生費第1項社会福祉費第1目社会福祉総務費、防災対策事業であります。

これまで、私は、町内会など、近隣地域で助け合う・支え合う共助としての自主防災組織の立ち上げ、組織率の向上を訴えてまいりました。あわせて、そのためには、市が積極的にその立ち上げをバックアップするよう要望してきました。また、立ち上げた自主防災組織の備品の充実や防災士取得のための補助金を提案し、事業化していただいたところであります。

実は、この秋、10月、私の地元町会も自主防災組織を立ち上げることができました。町会役員のほか、若い役員の方々がたくさん参加していただき、町会役員は、実はとても喜んでおりました。今年開催できなかった秋祭りを来年は防災訓練も兼ねて実施したいなど、とても明るい設立総会になったところであります。

そこでお尋ねいたします。本市における自主防災組織の組織率についてお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 自主防災組織の組織率についての御質疑にお答えいたします。

本市では、令和2年11月末現在で407の町会・町内会のうち、195の町会・町内会で自主防災組織が結成されているところであります。市全体の世帯数に対する自主防災組織が活動範囲としている世帯数の割合であります組織活動カバー率、いわゆる組織率につきましては、平成30年度は48.49%、令和元年度が49.89%、そして今年度は11月末現在で50.83%と年々増加しているところであります。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。407町会・町内会中195の自主防災組織が立ち上がっているということで、今年度、くしくも50%行ったということで、まずは1つの数値をクリアできたのかなど。あわせて、この3年間でちょうど1%ずつ着実に数字が上がっているということがとても大事でありますので、今後ともよろしく願いいたします。

もうちょっと細かくお尋ねさせていただきます。この自主防災組織を結成している町会・町内会数について、青森地区、浪岡地区ごとにお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 自主防災組織を結成した町会・町内会数についての御質疑にお答えいたします。

本年11月末現在におきまして、青森地区におきましては370町会のうち183町会、また、浪岡地区につきましては37町内会のうち12町内会が自主防災組織を結成しているところであります。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

浪岡地区が37町内会中12町内会ということで、約3割ぐらいにとどまっているということが分かりました。

それでは、ちょっと経緯を確認したいと思います。過去5年間で自主防災組織を結成した町会・町内会数について、青森地区、浪岡地区ごとにお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 自主防災組織を結成した町会・町内会数についての再質疑にお答えいたします。

青森地区につきましては5年前の平成28年度から本年11月までの間に35町会で、浪岡地区におきましては2町内会で新たに自主防災組織を結成したところであります。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。やっぱりちょっと浪岡地区は少ないですね。町会・町内会数は青森地区と浪岡地区で違うわけですが、この5年間で2町内会ということで。ある地区では検討中だということをお聞きしているんですが、ぜひここは要望ですが、浪岡地区も含めまして、青森地区も含めまして、地道に自主防災組織の立ち上げ——町会・町内会へのやっぱり種まきが大事なんですね。危機管理課の職員の方々が町会・町内会に行って、立ち上げをお手伝いしますと、書類等もひな形がありますよと。やっぱりこれはすごい効いているんです。ここ数年間、浜田地区でも多くの町会が組織できたのは——そういうところを着実に取り組んでいただくことを要望して、この項は終わります。

次は、除排雪事業。第8款土木費第2項道路橋梁費第2目道路維持費から質疑さ

せていただきます。

先ほど中村委員からも除排雪の要望がありましたけれども、ちょっと今調べて、幾ら降ったのかなと思ったら、気象台のデータを見たら、青森地区は25センチメートルと浪岡地区は積雪深が18センチメートルということでありました。やはり最初に降ったときにしっかり除雪すると印象がいいというのは中村委員もおっしゃっていたとおりでありまして、来シーズンはぜひお願いしたいと。ちなみに、浪岡地区はどうしたのと聞いたら、ちゃんと入りましたと言っていたので、しっかりやっていたんだというような思いがしたわけですので、よろしく申し上げます。あえて紹介させてもらいました。

それでは、質疑に入らせていただきます。除排雪作業における事故防止、安全対策、市民の道路への雪出しなどもあります。この事故防止のため、除排雪作業を行う重機にドライブレコーダーを設置すべきと思いますが、どうでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 山本武朝委員からの除排雪車へのドライブレコーダーの搭載についての御質疑にお答えいたします。

一般的には、ドライブレコーダーを車両に搭載することにより、事故が起きた際、正確な記録を残すことができるものと認識しておりますが、除排雪車両・重機につきましては、委託事業者が自社で所有している場合、また、リースやレンタルなど冬期のみ庸車として手配するなどして使用している場合というようなケースがありますことから、ドライブレコーダーの搭載につきましては各事業者の判断によるものと捉えております。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。そうですね、事業者の分、市が貸し出しているグレーダー等もありますからね。

今、一般の車の民生品は本当に数万円とドライブレコーダーは大分安くなっておりますので、今後、恐らく除排雪重機には標準でついてくるのが考えられますので、何年かして、気づいたらついていたねというふうな状況であればいいなという思いで、あえてドライブレコーダーの設置を確認させていただいたところでありました。

そこで、再度質疑させていただきます。市民への雪処理マナーの周知としては、市ではどのようなことを行っているのかお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 山本武朝委員からの雪処理マナーの周知方法についての御質疑にお答えいたします。

市では、冬期におきまして、誰もが安全に安心して生活できる快適なまちづくりを推進するため、市、市民及び事業者が雪処理に当たって遵守すべき事項などを盛り込んだ青森市市民とともに進める雪処理に関する条例を制定しているところであり、本条例を踏まえまして、雪処理に関する情報とともに、雪処理に関するルー

ルやマナーについても周知しているところではありますが、その主な周知方法として、1つには、「広報あおもり」や毎戸配布のチラシ「パートナーシップで除排雪」による周知。2つには、地域の実情に沿った除排雪を実施するため、町会長と除排雪事業者、それから除排雪対策本部職員の3者で開催しております除排雪調整会議における周知。3つには、子どもたちが冬期間に快適で安全に過ごすために必要なことを知ってもらうことなどを目的に、小学生を対象として開催している雪学習教室。この雪学習教室につきましては、教育委員会事務局と連携して実施する小学校を選定しておりますが、平成27年度には1校、平成28年度と29年度には2校ずつ、平成30年度と令和元年度には4校ずつ実施しております。今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係でまだ実施しておりません。

以上でございます。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。学校教育の現場にもしっかりと出向いて、雪処理マナーをやっているんだなと思います。本当に、私も秋田から転勤で十四、五年前に来たとき、あんな、道路に雪を出しちゃ駄目なんだよということをおっしゃって、しっかり条例でうたわれているんだなということで、秋田は積雪が少ないもので、逆に踏んで解かすという考えがあったもので、初めて来たとき、そういう話があったもので、やっぱり雪処理マナーは、きちつきちつと毎回このように、今、様々おっしゃったようにお知らせしていくことが大事だなと思っております。

そして、もう1つ、今冬、しっかり、今、降りましたけれども、今日。去年は、少なかったわけでありまして。少雪というのはめったにないことで、昨冬は最低保障額として契約額の6割を支給したわけでありましてけれども、今は、この12月、まずは来ましたけれども、今後どう降るか分かりません。少雪となった場合は、契約の見直し、昨冬のように6割とか、そういうふうに支給すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 今冬における最低保障額の考えについての御質疑にお答えいたします。

市では、少雪により除排雪作業を行わなかった場合におきましても、委託事業者が除排雪体制を維持することができるよう、除排雪機械の維持等に必要な費用について保障する最低保障額を設けております。最低保障額の内訳といたしましては、機械を持続して使用するために必要となる整備及び修理等に係る維持修理費、継続保有していくための保険料や税金、保管等に必要な経費である管理費、除排雪を行うための諸経費の合算額としており、地域内の生活道路のシーズン契約におきましては、当初契約金額の4割、また、バス路線や地域の主要道路の単価契約におきましても同様に、路線に応じた出動経費を想定し、その経費の4割を最低保障として

支払うこととしているところでありまして、これによりまして、少雪時におきましても、委託事業者が除排雪体制を維持できるように配慮しているところでありまして、記録的少雪であった昨年度に限りましては、緊急措置として、所要額を加算して、6割を最低保障額としたところでありまして。

今年度も6割という御質疑でありましたけれども、まだシーズンが始まったばかりでありますので、今、その議論を進めるのはまだちょっと早いかなという気もしますけれども、今冬におきましても、状況を的確に捉えまして、適時適切に対応してまいります。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。適時適切にそのとき検討するという事で答弁いただきました。そのとおりだと思います。

もう1つ質疑させてもらいます。各町会等、また、地域における自主的な雪処理を支援するため、市では、小型除雪機の貸出し、貸与事業など、各種の事業を実施しておりますが、実施主体である町会・町内会等で高齢化が進展しております。

そこでお尋ねします。雪処理の担い手の確保・育成のため、実施している市の支援内容をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 山本武朝委員からの雪処理の担い手の確保・育成の支援についての御質疑にお答えいたします。

少子・高齢化が進展しております本市におきましては、冬期間の安全な道路交通を確保するため、市が行う道路除排雪に加えて、地域などの団体とのパートナーシップによる除排雪の仕組みを構築する必要があると考えており、令和2年度除排雪事業実施計画におきましても、各種支援制度等について定めているところでありまして。

同計画におきましては、除雪ボランティア団体に関する活動支援として、地域住民、学生、社会人で構成する団体が実施する除雪ボランティア活動に対して支援することとしております。具体的には、平成29年10月に創設した青森市ボランティアポイント制度におきまして、雪処理支援に係る活動についても制度の対象とし、地域における自主的な除雪活動を支援しており、また、昨年度に引き続き、国土交通省の平成2年度雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査に採択されましたことから、同制度による調査費を活用し、横内地区、油川地区及び幸畑地区における自主的な活動に対しまして、感染症予防用品や除雪用具の支援を行うこととしております。

市では、地域における自主的な除雪活動への支援を通じて、雪処理の担い手の確保・育成に努めてまいります。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。そうでした、ボランティアポイントの制度がありましたね。具体的な地区名も紹介していただきまして、横内・幸畑・油川

地区でもそれぞれ取り組んでいただいているということで、確かにこの地域はまちづくり協議会等を立ち上げて、地域の活動をしっかりやっているところだなという思いであります。

質疑は以上であります。昨日夜、市役所本庁舎を通りまして、市役所の1階のサードプレイスで、現在、本市の除排雪事業の展示がなされておりました。しっかり見させてもらいました。大変大きな青森市の地図に、各工区ごとに分けて、そこに事業者名も全部書き込んであります。一目で明快だなということで感じた次第です。しっかりやるぞという意気込みを感じた次第でありますけれども、何はともあれ、除排雪事業は、無事故、安全第一です。何年か前には新聞配達員が亡くなるという痛ましい事故もあったことを決して忘れてはならないと思います。そして、市民の皆様から安心と納得の除排雪事業となることを願って、この項は終わります。

○館山善也委員長 都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 先ほどの山本武朝委員からの雪処理の担い手の確保・育成の支援についての答弁中で、令和2年度雪処理の担い手の確保・育成のための克雪体制支援調査と申し上げるべきところを、令和2年を平成2年と間違えて申し上げました。訂正させていただきます。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

最後に、4つ目の質疑をさせていただきます。第3款民生費第2項児童福祉費第2目児童措置費から、ひとり親等世帯への支援策についてお尋ねいたします。

コロナ禍の中で、様々な業種の方々、また、売上げの減少によって、パート職員など、非正規従業員の方々の収入減が見込まれています。見込まれているというより、実際、減になっている方もいるわけです。そうした中、子育て支援、ひとり親の支援が求められているのは必須であります。新型コロナウイルス感染症の第1波以来、国、本市も応援給付金の支給で応援してきたところであります。

そこでお尋ねします。新型コロナウイルス感染症対策として、市がひとり親世帯等へ給付したこれまでの給付金の実績をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 山本武朝委員からのひとり親世帯等への支援策についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯等の生活を支援する取組として、1つに、ひとり親家庭等への臨時特別給付金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する観点から、児童手当受給世帯に対し支給する子育て世帯への臨時特別給付金に加え、さらに手厚く支援が必要なひとり親家庭等への本市独自の支援策といたしまして、令和2年4月分の児童扶養手当を本市から受給する世帯に対し対象児童1人当たり2万円を支給するものであり、支給実績につきましては令和2年12月11日時点で2945世帯に対し8568万円と

なっているものであります。2つに、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業につきましても、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、令和2年6月分の児童扶養手当を受給する世帯等に対し、基本給付として1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、収入が減少している方への追加給付として1世帯5万円を支給するものであり、支給実績につきましても令和2年12月11日時点で3098世帯に対し2億5793万円となっているものであります。

○館山善也委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。そうですね、やっぱり最も影響を受けるところで、ひとり親世帯への支援を取り上げさせてもらいました。答弁ありがとうございます。

このほかにもひとり親には、元々、国のほうでも児童手当受給のところに1万円をプラスしたり、様々目配り・気配り、具体の形として、給付金として、支援をしているところでもあります。

ここでちょっと要望を述べさせていただきます。

10月29日、さきの臨時国会冒頭で、衆議院の代表質問において、我が党、公明党の石井幹事長は、ひとり親世帯の支援を力強く提案しました。ここで引用を——紹介させていただきます。

「一人親の支援に取り組む民間団体の調査によれば、シングルマザーのうち、減収、無収入の割合は七割超に上り、新型コロナウイルスに感染して家族をケアできなくなるおそれから自発的に休職、退職した方が三割に及ぶなど、一人親家庭は非常に深刻な経済的影響を受けております」、全国の、都市部のところも含めてですね。

「第二次補正予算により、低所得の一人親世帯への臨時特別給付金が支給されましたが、再度給付をすることや、児童扶養手当の拡充など、早急に対策を検討すべき」と訴えました。そして、先週、12月8日、政府はコロナ禍の克服に向けた総合経済対策を決定。総額約73.6兆円の事業規模であります。ここにひとり親世帯への再支給が盛り込まれました。

そこで要望いたします。ひとり親世帯への臨時特別給付金、まあ、先ほどありましたとおり、1世帯に5万円、第2子以降1人3万円の支給がありました。これの再支給を早急に実施するよう、その準備に当たっていただくことを要望して、私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時40分からといたします。

午後3時7分休憩

午後3時40分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 あおもり令和の会の奈良岡隆であります。どうぞよろしくお願ひします。

8款土木費2項道路橋梁費、除雪についてお伺いいたします。

今年は雪が多くなる——今日も降りましたけれども、多くなるとの予測があります。雪国に住む私どもにとって雪対策は、宿命でもあります。ただ、重機による除雪での寄せ雪は、市民の悩みの種でもあります。出入口の寄せ雪についての市の改善策をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 奈良岡委員からの除排雪時の寄せ雪の改善策についての御質疑にお答えいたします。

市では、除排雪作業により発生する寄せ雪につきましては、基本的に、膝下程度の寄せ雪の処理は市民の皆様には御協力をお願いしているところであります。また、除排雪委託事業者に対しましては、近年の高齢社会等を考慮し、市として、間口の寄せ雪の処理が困難な高齢者世帯や障害のある方の世帯などの情報を提供し、人力除雪も実施するなど、可能な限り寄せ雪の軽減措置に努めてきたところであります。

機械除雪が主体となっている現在の除雪体制におきましては、全ての間口の寄せ雪を完全に処理することは困難な状況ではありますが、事業者に対する安全管理講習会におきまして、若手オペレーターに対しまして、除雪機を実際に使用した実地講習会をベテランオペレーターにより実施するなど、事業者の技術向上に努めてきたところであります。

しかしながら、市民の皆様からの寄せ雪に関する相談件数は依然として多いところであり、今後におきましては、引き続き、事業者の技術向上に努めるとともに、少しでも寄せ雪を軽減するよう指導していくとともに、多量の寄せ雪の原因の一つであります道路の圧雪が厚くなる前の小まめな除雪の実施など、丁寧な除雪に努めてまいります。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 除雪が入って、大変助かるんですけども、ただ、朝起きると、氷点下の日なんかは寄せ雪が凍ったりして、かちかちに凍って、スコップなどが歯が立たないということがよくあります。高齢化社会になって、高齢世帯は大変なわけですけども、除排雪事業実施計画の中にも、「高齢者世帯等への寄せ雪軽減」ということで載っています。多分、今、答弁された内容だと思うんですけども、人

力除雪も実施しているとなっておりますけれども、これはどういう形で高齢者世帯に対して実施しているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 寄せ雪の除雪についての再度の御質疑にお答えいたします。

市では、除排雪対策本部から除排雪事業者に対しまして、本人からのお申出や、それから民生委員、町会長などからの情報に基づく、その工区内の高齢者世帯と間口の寄せ雪の除雪が自力では困難な方という情報について、各事業者に除排雪対策本部から情報提供しております。また、積算内容——契約の内容につきまして、各工区の中のそのような寄せ雪軽減が対象となる世帯の分の人力の除排雪経費を見込んで、人力除雪についての契約額として担保しているところであります。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 令和元年度の実績、この計画によると421世帯になっています。今シーズンは何世帯の申込みがあるのかお知らせください。

それと、要するに、この申込みした世帯に対して、除排雪業者の方、委託業者の方が人力でやられるということなんでしょうけれども、どうやってそれが分かるのか、その高齢者世帯、どこが必要な世帯なのかが分かるのか、どういう仕組みになっているのかお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 寄せ雪軽減につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

過去3年間に寄せ雪軽減を実施した世帯数につきましては、平成29年度に467世帯、平成30年度に414世帯、令和元年度は421世帯の実績となっております。

また、除排雪の現場で作業するオペレーターがどのようにして、その軽減が必要な家屋なのかというのを見極める手段といたしましては、先ほど除排雪対策本部から除排雪事業者に対して情報を提供していると申し上げましたが、基本的にはその工区の中のどこの家が寄せ雪軽減の対象になっているかという地図を除排雪対策本部から各事業者に対して渡しております。

また、その軽減対象となる家につきましては、御本人の承諾が得られましたところには、ポール等を設置して、オペレーターが分かりやすいようにする実例もありますが、これにつきましては、あまりそういう目立ったことはされたくないというお宅もありますので、これは御本人の承諾を得た場合にそういう措置を取っております。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 後で調べて、今年度の申込み状況を教えてください。

それで、地図を見ながら、オペレーターがやるというんですけれども、それだと見落としがあると思うんですね。とあって、ポールを立てておくというのは

やっぱりいろいろと問題があって、青森河川国道事務所でいろいろと実験をやって、その結果とかも公表していますけれども、防犯上、やっぱりまずいのではないかとということで報告があります。その代わり、間口をI Cタグ等で確認する方法がよいのではないかと提言がありますけれども、ぜひちょっと検討していただきたいということです。

それは、今後検討して改善していただければと思うんですけども、あと、最後に1つ、あおもりスマートシティ協議会がありますけれども、その参加の中で、新聞に載っているんですけども、市の担当者が、人口減少が進む中、人員など、雪に係るコスト減は不可避と。要するに、このスマートシティ協議会での取組への参加のきっかけを述べていますけれども、高齢化社会の中で、人口減少社会の中で、この雪に係るコスト、これを減らす。雪に係るコストとはどういうことを指しているのかお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 スマートシティ協議会での検討事項についての再度の御質疑にお答えいたします。

雪に関するコストということにつきましては、今回のスマートシティ協議会のテーマの一つとして、除排雪対策本部のベテランのパトロール職員等が実際にパトロールして、除排雪のタイミングというものを今まで決定していたものを、いわゆるベテランパトロールではなくても、AI技術を使ってもっと、いわゆる経験がそれほど豊富でないパトロールであっても、除排雪のタイミング等を計ることができれば、除排雪対策本部の人員削減につながるのではないかとという意味でのコスト削減でありますので、いわゆる機械除雪・排雪等のコスト削減ということではないものと捉えております。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 分かりました。これからはシーズン本番を迎えますので、除雪のほうをどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に移ります。7款商工費1項商工費2目商工業振興費に関連して、事業継続支援緊急対策事業補助金（新しい生活様式対応支援）についてお伺ひいたします。

この補助金の申請の流れをお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 奈良岡委員の申請の流れについての御質疑にお答えいたします。

このたび実施しております事業継続支援緊急対策事業補助金（新しい生活様式対応支援）の申請方法につきましては、1つに、交付申請書と請求書を兼ねた事業継続支援緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書及び事業者が補助対象と分かるもの、具体的には、営業許可証の写し、店舗等の写真、決算書の写しなどであります。2

つに、事業完了内容が確認できる書類——領収書や納品書、工事内訳書の写しや工事後の写真などがあります。これらをそろえまして、原則郵送で提出していただくということになっております。

なお、これまで実施してまいりました青森市事業継続支援緊急対策事業——令和2年5月1日実施の家賃補助、6月4日実施の感染拡大防止支援、7月1日実施の自己所有物件事業者支援におきまして、交付決定を受けたことのある事業者につきましては、補助対象と分かるものの添付書類を省略可能としておりまして、より事業者の皆様が申請しやすい制度としております。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 これは国の制度を使った補助金なので、各自治体いっぱいやっています。いっぱいというか、ほとんどやっているんですけども、その中身がそれぞれ様々です、対象経費とか。

青森市の場合、県のものを受けてということだと思えるんですけども、例えば、この中にエアコン。外気換気・空気清浄機能がある一体型のエアコンはいい。ただ、通常のエアコン、空気清浄機は駄目だとかと縛りがあるんですよ。事業者が申請する際に、申請者が補助対象経費となるかどうか確認したいとなった場合、このチラシだけ見ると、郵送でもって届け出ることになっているので、そういう問合せをしたい、いろいろとどういうのが対象になるか知りたいという場合に、事前に質問がある場合、どういうふうに電話とかで聞けばいいのかとか、その対応についてお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 事業者への説明の対応ということでありまして、本事業の補助金の対象になるかなどの申請前の御相談につきましては、事業実施のための専用回線を設置させていただいております。この電話で問合せに対応させていただいております。また、コロナウイルスに関する経営相談窓口となっております経済部新ビジネス支援課のほか、駅前庁舎の3階の会議室に配置しております危機管理課新型コロナウイルス感染症特別対策室事業継続支援チームにおいて、実際に来られた相談者の方に対応しているところであります。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 この事業は、精算払い方式なので、買ってから対象外と言われるのが非常に悩ましいところで、ぜひ事前に相談があった場合は親切に——エントリー方式とかもやっているところもあるんですよ。でも、青森市はこの方式ということですから、もう始まっていますけれども、問合せがあったときにはきちんと対応していただくようなシステムに持って行ってほしいということを要望して終わります。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、青森産品流通・販売促進事

業に関連して、幸たっぷりあおもりBOXお届け事業についてお伺いたします。

この事業は、コロナに負けず頑張っている本市出身者に応援のエールを届け、励ましたいとの思いから、私どもが市に政策要望し、実現したものであります。事業開始に当たって、さきの予算特別委員会で個人情報の保護を強く求めましたけれども、どのような対策を講じられたのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 奈良岡委員の幸たっぷりあおもりBOXお届け事業における個人情報の取扱いについての御質疑にお答えいたします。

当該事業における個人情報の取扱いにつきましては、令和2年第3回市議会定例会予算特別委員会において、奈良岡委員から御意見をいただきました。改めて、その内容を精査し、事業の実施に当たってまいったところであります。

まず、本事業の実施主体であるあおもり産品販売促進協議会では、個人情報保護法が適用され、同法における個人情報取扱事業者に該当しますことから、同法を遵守する必要があることを確認しております。

このため、同協議会では、既に同協議会が保有するあおもり産品販売促進協議会個人情報保護規程及びあおもり産品販売促進協議会個人情報事務取扱要領に基づき、同法が求める利用目的の特定、利用目的の明示、利用後の速やかな消去、第三者提供の同意、安全管理措置等を明確にし、ホームページや申請書に記載し、申請の受付をスタートしたところであります。加えまして、本事業では、学生、保護者等に氏名、住所等の個人情報を求めますことから、これらの漏えい防止対策及び書類等の保管方法などの安全管理措置を明記した幸たっぷりあおもりBOXお届け事業に係る安全管理措置を定めたところであります。具体的には、申請書は鍵付書棚にて、施錠し、保管すること、申請書等のデータベースへのアクセスはパスワードを付し、特定の担当者に限定すること、事業終了後は申請書等を速やかに廃棄することとし、これを遵守したところであります。

また、本市の対応といたしまして、同協議会に対しましては、個人情報保護法の遵守の徹底とともに、個人情報の取扱体制の報告を求めたところあります。同様に、あおもり産品を梱包・発送する登録業者及び運送事業者に対しましても、個人情報保護法の遵守とともに、発送ラベル等の取扱いについて、各業態の個人情報保護に関するガイドラインを遵守することを求めるなど、同協議会の事務局を担うあおもり産品支援課が本事業の実務に当たる上で、個人情報保護法及び青森市個人情報保護条例等の法令・ガイドライン等に基づく保護対策を講じたところあります。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 申請件数はこれまで3292件あったということで、発送済みは1487件だそうです。残りはいつまでに全て発送を終える予定なのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 奈良岡委員からのいつまでの発送をという御質疑にお答えいたします。

本事業の幸たっぷりあおもりBOXの発送につきましては、年明けの1月末までの完了を想定しているところであります。本市といたしましても、今、委員からお話があった時期の部分、学生等が冬休み等に入る前に発送を完了したいという考えもあります。現在、登録事業者に対しまして、年内での発送が完了するよう協力を求めているところであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ぜひ年内に発送できるようにしていただきたいと思います。

この事業は、コロナ禍で本県出身者にエールを送るとともに、青森市の応援団になってほしいという意味も込められていると思います。そういう意味でも、我々で政策提言したものであります。今後どのような——せつかく連携ができるきっかけができたわけですから、この事業を、県内出身者と青森市との連携を図っていくつもりなのか考えをお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 奈良岡委員からの再度の御質疑にお答えします。今回のこの学生等へのエール、この事業を通じて、販促活動に学生の皆様の御協力をいただけないかというような御趣旨のお話だと思っております。

今回、本市出身の学生から多くの御意見をいただきました。その反響の大きさとともに、改めて、ふるさと青森を思う学生の多さ、その思いの強さに気づかされたところであります。

また、実際に、SNS等を通じまして、幸たっぷりあおもりBOXの画像を使用して、青森市産品のPRを行ってくださった学生も多いと承知しております。こうした学生の反響を無にしないよう、また、若い世代の方が得意とする情報発信力をあおもり産品の今後の販売促進活動にどのように活用できるか、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 若い人たちの協力、青森市を盛り上げるという気持ちをぜひ大事にして、今後につなげていっていただきたいと思っております。これで終わります。

次に、第3表債務負担行為補正、青森駅周辺について。都市機能についてお伺いいたします。

都市機能の検討について、連携協定を締結した4者で協議していると思っておりますが、どのようなことを協議しているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 奈良岡委員から都市機能の検討の協議についての御質

疑にお答えいたします。

青森駅周辺のまちづくりに関しましては、平成30年6月に、本市、青森県、青森商工会議所、J R 東日本の4者が相互に連携協力し、青森駅周辺のまちづくりに関する取組を推進することを目的とした青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定を締結したところであります。

青森駅舎の跡地につきましては、連携協定において、J R 東日本が青森駅周辺における自社用地を活用した事業の実現に向けた取組を推進することとされております。現在は、青森駅周辺の状況や取組についての情報共有や意見交換を行っているところであり、魅力あるまちづくりの実現に向け、4者で連携して取り組んでおります。

青森駅周辺における自社用地を活用した事業につきましては、連携協定に基づき、J R 東日本が検討を進めているところでありますが、市として連携協力できる取組については、市役所駅前庁舎に総合窓口機能が移転し、旧サンフレンドビルには青森商工会議所が移転するなど、周辺の状況も変わってきていることから、これら青森駅周辺の状況変化を踏まえた検討・協議を行っているところであります。

市としましては、今後も引き続き、青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定に基づき、本市、青森県、青森商工会議所、J R 東日本の4者で相互に連携協力し、青森駅周辺のまちづくりに関する取組を検討してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ずっと検討・協議ということをお答えされてきていますけれども、青森駅周辺整備——東西自由通路を造る、新しい青森駅舎、西口公園の整備、それから都市機能、この4つがセットでやるということで、あそこに約100億円もかけたとは思っています。あそこに都市機能が来るということで、あそこを整備している。都市機能ができなければ、あそこに約100億円もかけた価値があるのかなとさえ私は思います。

まず確認しますが、都市機能をつくるということで4者で合意形成がなされているということでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 奈良岡委員からの都市機能に関する再度の御質疑にお答えいたします。

4者が一体となって青森ベイエリアも含めた青森駅周辺の魅力を最大限に活用することで、町なかの回遊性を高め、町を元気にするため、駅前公園で開催するイベントなど、連携する取組内容をはじめまして、青森駅自由通路あるいは西口駅前広場の工事、J R 東日本が推進する青森駅周辺における自社用地を活用した事業の実現に向けた取組等について、意見交換を行っております。したがって、委員から御質疑ありましたJ R 東日本の自社用地を活用した事業につきましては、その実現に向けた取組について、4者で連携して取り組んでいるというところであります。

○**館山善也委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** はっきりしないんですよ。だから、J R 東日本が自社用地を活用した事業、それが都市機能をつくるということがどうかと聞いているんですよ。そういうことがどうか、それだけでいいですから。市民がみんな関心を持っていることですよ。お答えください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 再度の御質疑にお答えいたします。

都市機能をつくることを前提に、市としては4者の連携を図っているところであります。

○**館山善也委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** そうすれば、都市機能の検討対象はどこなのかお示してください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 都市機能の検討対象についての御質疑にお答えいたします。

青森駅周辺のまちづくりに関する連携協定におきまして、J R 東日本は青森駅周辺における自社用地を活用した事業の実現に向けた取組を推進することとされており、青森駅周辺における都市機能の具体につきましては、令和3年度に解体する青森駅東口駅舎の跡地を対象に検討しているところであります。

○**館山善也委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** ということは、もう一度確認しますけれども、都市機能は東口駅舎跡地につくられるということによろしいわけですよね。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 都市機能に関する再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、令和3年度に解体する青森駅東口駅舎の跡地を対象に検討しているところであります。

○**館山善也委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** そうすれば、東口駅舎の面積はどれぐらいなのでしょうからお知らせください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 青森駅東口駅舎跡地の面積についての御質疑にお答えいたします。

面積につきましては、約3000平方メートルとなっております。

○**館山善也委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 先ほどの答弁ですと、令和3年度に東口駅舎が解体されるとお答えいただきましたが、解体工事はJ R 東日本が行うということによろしいのでしょうか。

また、解体工事はいつから行うのか、解体工事のスケジュールをお示してください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 解体工事に関する御質疑にお答えいたします。

解体工事につきましては、自由通路開通後、速やかに着手したいというふうにJR東日本からは聞いておりますけれども、具体の日時までには確認が取れていない状況であります。

○**館山善也委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** JR東日本がやるのか。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 失礼しました。解体工事は、JR東日本が実施することになっております。

○**館山善也委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 速やかに行うということで、スケジュールはお示しいただけませんでしたけれども、解体工事はJR東日本が行うということです。

では、解体工事の費用は、誰が負担することになるのでしょうか。普通、考えれば、あそこはJR東日本の敷地です。建物もJR東日本のものです。解体工事もJR東日本が行う。その解体工事の費用負担は、どういうふうになるのかお示してください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 解体工事に関します再度の御質疑にお答えいたします。

現在の青森駅舎の解体費につきましては、本市、鉄道事業者である青森県及びJR東日本の3者が平成30年7月18日付で締結しました青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定に基づき、本市、鉄道事業者である青森県及びJR東日本の3者が負担しております。（「費用負担の割合は」と呼ぶ者あり）費用負担の割合につきましては、今、確認させていただきます。

○**館山善也委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** すみません、もう一度、JR東日本と——この費用負担、もう一度教えてください。

○**館山善也委員長** 答弁を求めます。都市整備部長。

○**平岡弘志都市整備部長** 駅舎の解体費につきましては、本市、鉄道事業者である青森県及びJR東日本の3者が平成30年に締結しました青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定に基づきまして、本市、鉄道事業者である青森県及びJR東日本の3者で負担をしております。

○**館山善也委員長** 奈良岡委員。

○**奈良岡隆委員** 3者で負担すると。負担割合は、今、調べていただけるということだと思っておりますけれども、JR東日本との協力も大事ですから、当然のごとく。それで、立派な都市機能をつくっていただきたいと思っています。あそこを解体するんですよね。解体して更地になる。あそこに都市機能をつくる。ビルも何も建て

ないで、都市機能も何もあったものじゃないと思うので、必ず何か建つわけですよ。ですから、ぜひ協力して、一緒にいいものをつくっていただきたいという思いです。

具体的にちょっとお聞きしますけれども、解体される東口駅舎について、東口のトイレは解体するということでしたけれども、では、その隣のそば屋さんとか、お土産屋さんとか、食堂の部分はどうなるのでしょうか。一緒に解体されるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 ただいま御質疑いただきました内容につきましては、一緒に解体されるというふうに聞いております。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あと、そのほかに、南側のほうには喫茶コーナーとか、お土産屋さんとか、コンビニとかがありますけれども、あれはどうなりますか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

同様に撤去されるというふうに聞いております。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 広さは約3000平米ということですが、来年3月に、東西自由通路、新しい青森駅が供用開始となります。新駅のJR東日本の駅舎部分の広さはどれぐらいになるのか。

また、今、切符売場とか、びゅうのコーナーとか、精算所がありますけれども、あれはどうなるのかお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

新しい駅舎の面積につきましては、ちょっと今、手元に資料がありませんので、お答えできない状態であります。

それから、びゅう等につきましては、継続して新しい駅舎のほうに入ると聞いております。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 びゅうが入るということで少しほっとしました。

新しい青森駅にJR東日本の駅舎部分があります。今、広さはお答えいただけるとは思うんですけども、自由通路を挟んで南側に青い森鉄道の窓口、そして鉄道警察隊の詰所、この3つができる。隣にラビナがあります。あとほかに何も、要するに、全部壊れるので、お土産屋さんも何もみんな壊れるので、何もなくなるわけですよ。あそこに自由通路があって、びゅうとか、多分切符売場とかが入ったJR東日本の駅があって、隣に青い森鉄道の切符売場という駅部分がある。その隣に鉄道警察隊の詰所がある。それだけです、あそこ。早く敷地に都市機能部分をつくっ

ていただかないと、本当に青森駅前が寂しいものになると私は思うんですよ。

令和3年度に壊すというから、壊すのに確実に1年かかるわけですよ。その後、どういうものが建つかというのをやれば、一体いつできるんだろう。青森駅周辺を活性化してもらいたいという者にとって、果たして都市機能を持ったビルがいつできるのかすごく心配です。

平成28年の基本協定では、東口駅舎跡地の活用検討については、市とJR東日本が協力して検討すると明記しています。今まで答弁にもありました平成30年の連携協定では、JR東日本が青森駅周辺における自社用地を活用した事業の実現に向けた取組を推進するとなっています。最初の平成28年の基本協定では市とJR東日本が、平成30年の連携協定ではJR東日本が、主語が1つです。JR東日本が都市機能の整備を行うということによろしいのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

都市機能につきましては、連携協定に基づき、4者で連携して取り組んでまいります。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ちょっと今までの答弁ですと、JR東日本が自社用地を活用した事業の推進の取組を行うということでしたけれども、今の答弁だと、4者が都市機能について整備をするということでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森駅周辺におけます自社用地を活用した事業につきましては、連携協定に基づき、JR東日本が現在も検討を進めているところであります。市としては、連携協力できる取組について、4者で検討を進めてまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 では、確認ですけれども、あそこはJR東日本の土地ですから、壊した後、JR東日本が自社用地を活用した事業を行うということで、都市機能はJR東日本が行うけれども、それに対して、ほかの3者が検討・協力していくというふうなことでよろしいのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

繰り返しになりますけれども、自社用地を活用した事業につきましては、JR東日本が検討を進めておりますけれども、市として、連携協力できる取組については、4者で検討してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 分かりました。

こういうことを言っているのかどうか分かりませんが、JR東日本のほう

がそういう活用とかは優れているというか、いろんな事例を持っていて、優れたものができると思うんですよ。ですから、それに対して、市でこういうことをということで、市の立場から、要望とか協力すること等をやっていくというのは、それはそっちのほうの方が私もいいのではないかという、JR東日本のほうに都市機能の——それはJR東日本が主導してやるんですから、お任せしたほうがいいのではないかなと私も思います。

それで、あと、1つか2つお聞きしますけれども、今まで4者の中で情報共有されてきたというお話をされていましたが、4者の中で今まで情報共有できた部分というのはどういうものかお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

これまで情報共有や意見交換してきた内容につきましては、4者が一体となって青森ベイエリアも含めた青森駅周辺の魅力を最大限に活用することで、町なかの回遊性を高め、町を元気にするため、駅前公園などで開催するイベントなど、連携する取組内容をはじめ、現在、市が整備を進めている青森駅自由通路等の工事施工の進捗状況や西口駅前広場の工事实施に向けた調整のほか、JR東日本が推進する青森駅周辺における自社用地を活用した事業の実現に向けた取組などについて、情報共有、意見交換を行っているところであります。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

都市機能については、JR東日本は、いろいろとノウハウを持って、これまでもいろんなところでやってこられているし、ただ、青森市としては協力していくということで、これまでも検討・協議を重ねてきたと思うんですけれども、4者でいろいろと話をしているので、それぞれの合意形成がなされて、結果が出てくるわけですが、市として、都市機能とは何か、現状考え得る都市機能とは、どういうものを考えているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども答弁しましたが、4者による連携協定におきましては、本市の役割として、急速に進む少子・高齢化や人口減少に対応するため、相互に連携協力し、地方創生の趣旨を踏まえ、魅力あるまちづくりの実現に向けた取組を推進することとされておりまして、市ではこのような立場で協議に参加しているところであります。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 分かりました。なかなか言えないんでしょうけれども、私としては言ってほしいというか、市の立場をはっきり——我々も聞くのが仕事ですし、市の立場をはっきり説明するのも都市整備部長の立場だと思います。令和3年、来年

3月には供用開始、駅舎が始まる。令和3年度に壊すんですよね。そうすれば、先ほども話ししましたがけれども、都市機能を早く決めて、どういうものができるのかを示していただきたい。期待がすごく大きいんですよ。青森市民として、期待が非常に大きいものがありますので、できるだけ早く示して、できれば市民の皆さんの意見もお伺いする形にしていきたい。

最後に、費用負担の割合が分かっていたらお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 先ほど御質疑いただきました費用負担の割合であります。

市の割合が58%、JR東日本の割合が37%、県の割合が5%ということになっております。

○館山善也委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 分かりました。ありがとうございました。

ぜひ青森駅周辺整備事業、そして、都市機能の計画の早期の説明をできるような形で、早期にしていきたい。都市整備部長に強く期待して、終わります。

○館山善也委員長 ただいま都市整備部理事から発言の申出がありますので、これを許可いたします。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 先ほどの奈良岡委員からの除排雪についての御質疑のうち、令和2年度、今年度の寄せ雪軽減の対象となる世帯数につきましては、今現在は受付中ですがけれども、現在のところ、318世帯となっております。

以上でございます。

○館山善也委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。一括で質疑してしまいたいと思います。

最初に、浪館通りの歩道融雪について。

平成31年第1回定例会でも質問したんですけれども、浪館通りの歩道融雪の整備について、今後の見通しについてお示してください。

2つ目に、就学援助について。

新入学学用品費の市の支給単価について、なぜ国の補助単価と同額にしなかったのか、その理由をお示してください。

それから、面会交流について。

平成28年第3回定例会予算特別委員会で面会交流の支援について質疑しました。その後の本市の取組状況をお示してください。

最後に、医療的ケア児について。

医療的ケア児支援体制としての東青圏域の協議の場の設置について、進捗状況をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 村川委員からの浪館通りの歩道融雪の整備についての御質疑にお答えいたします。

通称浪館通り、主要地方道青森環状野内線における歩道融雪につきましては、国道7号古川交差点から久須志神社付近までの約550メートルが整備されているところでもあります。

市が平成27年に策定いたしました第2期青森市冬期バリアフリー計画におきまして、当該路線は市中心市街地へ至るバス交通の骨格路線であり、利用率の高いバス停の融雪等により歩行者空間を優先的に確保し、バリアフリー化を進めていくアクセス路線と位置づけております。

当該路線の道路管理者であります青森県に対しまして、これまで確認したところでは、具体的な整備計画の時期は未定となっているものの、市では、これまでも県単独道路事業要望などの機会を通じて、融雪施設の整備について要望してきたところでもあります。冬期歩行者空間の確保のため、引き続き、県へこれからも要望してまいります。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 村川委員からの新入学学用品費の支給単価についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、経済的理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を支給する就学援助を実施しているところでもあります。具体的には、児童・生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者、またはこれに準ずる程度に困窮していると認められる、いわゆる準用保護者のいずれかに該当する場合に学用品費など、9費目に係る経費を支給しており、そのうちの一つにランドセル代や制服代などの費用として支給する新入学学用品費があります。

本市におけるこれら支給費目及び支給単価の決定につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱等を基に定めておりますが、その決定につきましては、各自治体の判断に委ねられているところでもあります。

令和2年度の本市の就学援助の各支給費目の単価につきましては、国の令和2年度要保護児童生徒援助費補助金の単価を基に定めておりますが、令和2年度の新入学学用品費の単価は国と同額になっていないものであります。これは、他自治体の支給単価の状況等を総合的に勘案し、本市の単価を定めたことによるものであります。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 村川委員からの面会交流についての取組状況と医療的ケア児の支援体制の協議の場についての2点の御質疑にお答えいたします。

まず初めに、面会交流についての御質疑にお答えいたします。

面会交流とは、離婚により子どもと離れて暮らしている父や母が、子どもと定期

的、または継続的に会って、話をしたり、一緒に遊んだりして交流することであり、このことにより子どもが父母からの愛情を実感でき、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長につながるものと認識しております。

一方で、実情としては、離婚した父または母に子どもを会わせたくない、父または母が面会交流の打合せをしたくないなどといった相手に対する複雑な感情や心理的な葛藤を有していることが多いため、父母間のみでは子どもとの面会交流を実施することが困難な場合があるとも言われております。

本市における面会交流に関する相談につきましては、子育て支援課内に設置しております青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターの母子・父子自立支援員2名が対応しているところであります。当該支援員は、年1回実施されます養育費等の相談に関する全国研修会に参加し、養育費や面会交流に関する知識を深めているほか、青森県女性相談所や公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会等が開催する会議・研修会に参加し、関係機関との連携を図っているところであります。

また、面会交流に関連した相談を受ける中で、より専門的な知識が必要となった場合は、同センターにおいて月1回実施しております弁護士による無料法律相談や法テラス等を案内するようにしているほか、厚生労働省が面会交流などの相談支援業務を委託している養育費相談支援センター等を紹介するなど、面会交流の円滑な実施に向けた支援を行うこととしております。

面会交流の支援に当たりましては、専門的な知識や経験が必要であることや、父母間の関係性や感情等により対応が難しい場合があることから、引き続き、関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

次に、医療的ケア児支援体制協議の場についての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成30年3月に策定した青森市障がい福祉計画第5期計画に医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置を掲げ、平成30年度に青森県が行った医療的ケア児の実態調査に協力するとともに、県全域を対象とする青森県自立支援協議会医療的ケア児支援体制検討部会等への出席による情報収集や、東青市町村を対象とする青森地域医療的ケア児支援体制検討会議への参加を通じ、本市における協議の場の在り方について検討してきたところであります。

この検討を踏まえ、医療的ケア児の支援体制につきましては、より効率的な支援体制とするため、東青市町村を対象とする圏域で対応することとし、青森圏域の医療的ケア児支援体制の協議の場の立ち上げに向け、本年7月に福祉部障がい者支援課及び子育て支援課、保健部あおもり親子はぐくみプラザ並びに教育委員会事務局学務課及び指導課で構成する庁内連絡会議を開催したほか、8月には東青圏域の平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村で構成する圏域連絡会議を本市が中心となって開催し、支援体制の協議の場への協力体制について確認したところであります。また、並行して他市における協議の場の設置状況調査を実施したところ、自立支援協議会の部会を医療的ケア児支援体制の協議の場としている自治体が多く見られたところ

であります。

これら連絡会議での検討や調査結果を踏まえ、青森圏域の医療的ケア児支援体制協議の場として、青森市障がい者自立支援協議会において、地域の課題や対応策を継続的に意見交換や情報共有を図っていくことについて、同協議会の全委員から御賛同を得たことから、医療的ケア児の支援体制等について協議を行う障がい児部会を新たに設置したところであります。

今後、青森市障がい者自立支援協議会障がい児部会を令和3年1月に開催するべく、現在、関係者と調整しているところであります。

○館山善也委員長 村川委員。

○村川みどり委員 時間がないので要望だけで終わります。

浪館通りの歩道融雪は、県が青森市できちんと計画に位置づければやりやすいというふうにも言っていますので、今の答弁だと、位置づけられているということだったんですけれども、浪館通りにバス停は何十個もあるので、計画的にバス停の歩道融雪を進めていくように、さらに県に対して、要望、強く求めていただきたいと思います。以上です。

就学援助についてなんですけれども、今現在、青森市の単価は小学校4万1350円、中学校4万8270円なんですけれども、国の単価は5万1060円、中学校が6万円と、約1万円ぐらい低い状況になっています。国の概算要求とも見比べて、ちゅうちょしないで、ぜひ国の補助単価と同額に設定するように求めておきたいと思います。

それから、面会交流についてなんですけれども、この間も面会交流の相談が寄せられて、一番求められているのは同行支援と、それから面会交流の日時の設定のやり取りです。その2つが求めていることなので、これはぜひ青森市として何らかの形で支援できないかということを検討していただきたい。同行支援と日時の設定のやり取りです。これが一番求められているということで、ぜひ検討していただきたい。

それから、医療的ケア児は、来年、令和3年1月にいよいよ部会が設定されるということで、期待したいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○館山善也委員長 本日の委員会はここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後4時44分散会

2日目 令和2年12月16日（水曜日）午前10時開会

○館山善也委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、昨日に引き続き付託されました議案の審査を行います。

この際、質疑に先立ち、昨日の奈良岡隆委員への答弁について、都市整備部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）昨日の奈良岡委員からの青森駅周辺整備事業についての御質疑のうち、新しい青森駅のJR東日本駅舎部分の広さについてお答えいたします。

JR東日本に確認したところ、新しい青森駅のJR東日本の駅舎部分の広さにつきましては、建築面積は約1000平方メートル、延床面積は約2000平方メートルとなっております。

○館山善也委員長 これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民クラブ、竹山美虎でございます。

今日も雪が積もりましたが、市民生活安定のために、除排雪をよろしくお願いをしたいと思います。そして、コロナの関係については、市民の不安払拭のために、これまで同様、さらに力を入れて、安心、生活の安定ということで御尽力いただきたいと、まず冒頭申し上げます。

私からは3点について質疑をしてみたいと思います。いずれも確認ということになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず1点目は、議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和2年第4回定例会その2）、66ページから67ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費に関連をして、まちづくり寄附制度推進事業について伺います。

このまちづくり寄附制度推進事業の今回の補正内容について、その理由、見込みについてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）竹山委員からのまちづくり寄附制度推進事業の補正内容についての御質疑にお答えいたします。

本市では、寄附者が応援したい事業を指定することにより寄附によるまちづくりへの参画ができる制度として青森市ふるさと応援寄附制度、いわゆるふるさと納税制度を実施しております。寄附の募集に当たりましては、地元の事業者の皆様には本市の魅力を高める返礼品づくりに御尽力いただいております、リンゴなどの農産物をは

じめ、肉類、水産加工品、工芸品などへの人気が高まり、全国の皆様からの御寄附が増えている状況であります。

12月補正予算案を提案させていただいた理由につきましては、今年度の9月末現在の寄附実績が、当初の予定である4764件、5907万5000円に対し、1万411件、1億3479万4000円となっており、年度後半はさらに寄附件数が増える傾向にありますことから、年間の寄附金額が当初の年間の予定額1億9604万6000円を大幅に上回るが見込まれるため、所要の経費を措置する必要が生じたものであります。

具体的な補正内容といたしましては、年間の寄附金額を3億7579万1000円と見込み、歳入予算の増額分として1億7974万5000円を計上しております。また、歳出予算といたしましても、寄附金の積立金のほか、寄附の増加が見込まれることに伴うポータルサイト掲載料や進呈品調達費用等の事業に要する経費の増額分として、同額の1億7974万5000円を計上しているものであります。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。9月末時点で件数あるいは金額とも2倍を超える、そういう実績になっているということから、当初見込んだ1億9600万円余りの予算について、これからの見込みも考えた上で、3億7600万円弱に補正するという事だったと思います。

それで、この予想を立てるに当たって、9月末時点の申込件数、寄附金額を、金額の多い上位5つの事業、それ以外の分と合わせて教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 寄附金額が多い上位5つの事業とそれ以外の分の申込み状況についてお答えいたします。

青森市ふるさと応援寄附制度におきましては、寄附者が寄附金の用途を指定できることとしております。令和2年度は、各部局から提案のありました19の応援していただきたい事業と、本年6月から新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者等を支援していくために追加した「新型コロナウイルスに立ち向かうあおもり応援プロジェクト」の合計20事業の中から選択できることとしております。

これら事業のうち、9月末時点で申込みが多かった上位5つの事業の申込件数及び寄附金額について、最も多いのは、「新型コロナウイルスに立ち向かう あおもり応援プロジェクト」で、申込件数5386件、寄附金額6499万5636円。2番目は、スポーツの振興及び市民の交流を促進するための施設を整備する事業で、件数1297件、金額1477万3000円。3番目は、子ども・子育てを支援するための事業で、件数620件、金額768万8430円。4番目は、あおもり製品の販売促進など農林水産業の振興のための事業で、件数515件、金額613万8430円。5番目は、次代の社会を担う子どもの健康の増進に資する食育に関する事業で、件数496件、金額590万7000円であります。また、これら上位5つの事業以外の合計は、件数2097件、金額3529万1531円であります。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 どうもありがとうございます。9月時点で1万411件、1億3479万円余りということだったと思います。

直近の実績で、11月末では、これがどのぐらいになっているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 直近の寄附実績についてお答えいたします。

本年11月末現在の寄附実績につきましては、件数2万2809件、金額2億7441万8000円であります。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 市民部長、答弁ありがとうございます。

先ほどの上位5つの部分で考えると、総体で1万400件余りの寄附があって、そのうち5386件、20事業の中で約半分を「新型コロナウイルスに立ち向かう あおもり応援プロジェクト」を指定しているということでありました。断トツで、この新型コロナに市もしっかり対応してほしいという市民からの声だというふうに受け止めました。同時に、みんなが大変な中で、市民からの気持ちということで、大変ありがたいことだと思います。ぜひこの気持ちを大事に、しっかりとこれからも取り組んでいただきたいと思います。1点目は以上であります。

2点目は、議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和2年第4回定例会その2）、86ページから87ページ、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費に関連をして、青森操車場跡地周辺整備推進事業についてお伺いいたします。

この事業における歳出予算の増額補正に伴う内容についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 竹山委員からの青森操車場跡地周辺整備推進事業に係る歳出予算の増額補正についての御質疑にお答えいたします。

青森操車場跡地周辺整備推進事業につきましては、国土交通省所管の都市構造再編集中支援事業補助金を活用して整備を進めているところであります。令和2年度における市当初予算の歳出予算として、5億5022万5000円を計上していたところでありますが、当該補助金につきましては、国から増額内示されたことに伴い、市当初予算との差額1億5999万円を増額補正することとし、本定例会で御審議いただいているところであります。

補正予算の用途につきましては、計画変更に伴うものということではなく、現在、東西用地で整備を進めている道路の新設や拡幅などの整備において、舗装や雨水排水施設である側溝の設置等の整備を促進するものであります。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。計画変更とか、そういうことではなくて、これまで考えていた部分をやっていくんですよと。それは、国から増額の内示があったの

で、来年度以降の部分も含めて工事を進めると。これについては、早く道路をという声が——使えるか、使えないかは別として、目に見えてきてほしいという要望等もありますので、着々と、しっかりとやっていただきたいと。この項は以上です。

3点目に移ります。3点目は、これも議案別冊令和2年度青森市一般会計・特別会計補正予算（令和2年第4回定例会その2）の8ページと11ページ、債務負担行為の設定のうち、工事施工時期の平準化を図るものについて伺います。

工事施工時期の平準化を図るものとして、一般会計分で道路整備など、6件とありますけれども、その事業費の内訳について教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 竹山委員からの債務負担行為設定分の一般会計分の道路整備など、6件の事業費の内訳についての御質疑にお答えいたします。

工事施工時期の平準化につきましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律におきまして、現在及び将来の公共工事の品質確保とその担い手の中期的な育成・確保を図るため、発注者の責務として、計画的な発注と適切な工期設定に努めることが定められており、市では、発注関係事務の運用に関する指針等に基づき、平成29年度から債務負担行為の積極的な活用などにより工事の施工時期の平準化に努めてきたところであります。

今回、債務負担行為の設定を提案している一般会計分6件の事業費の内訳につきましては、道路整備事業が1億2000万円、橋梁長寿命化修繕事業が6800万円、道路ストック修繕事業が4000万円、水路護岸整備事業が3000万円、金浜小畑沢線道路整備事業が2000万円、交通安全施設整備事業が2000万円の6件であり、計2億9800万円となっているものであります。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 分かりました。6件、2億9800万円と。

この6件の事業のうち、現在、具体的に事業箇所が決まっているものについて教えてください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 一般会計分6件のうち、具体的に事業箇所が決まっているものについての御質疑にお答えいたします。

具体的に決まっている事業箇所につきましては、橋梁長寿命化修繕事業につきましては、県管理二級河川の沖館川に架かっております相野橋の橋梁補修工事、また、市内にこれは点在しますが、稲元橋ほか8橋、計9橋の橋梁補修設計。道路ストック修繕事業につきましては、沖館小学校前の道路、国道280号に至る市道石江沖館1号線におきまして、延長約490メートルの切削オーバーレイ工事、太陽台団地付近から県道青森浪岡線に至る市道高田空港線におきまして、延長約700メートルのオーバーレイ工事。金浜小畑沢線道路整備事業につきましては、金浜療護園から八甲田霊園に至る市道金浜小畑沢線において、延長約90メートルの道路改良工事を予定し

ているものであります。

○館山善也委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 ありがとうございます。

2億9800万円、6事業のうち、具体的に現在決まっているところについては、橋の長寿命化の関係については、相野橋の補修工事と稲元橋ほか8橋の補修設計、それから道路ストック修繕事業については、市道石江沖館1号線、太陽台団地の坂のオーバーレイ工事、それから金浜小畑沢線道路整備事業については、側溝と舗装ということだったと思います。ほかの3つ、道路整備事業1億2000万円、これは多分メインが側溝になると思いますけれども、それと水路護岸整備事業、それともう1つが交通安全施設整備事業、これはカーブミラー・ガードレール等のところについては、具体的なものは決まっていなくても、これから箇所を決めて進めていくということだったと思います。

いずれにしても、生活の維持に直結するそれぞれ事業なので、ぜひしっかり対応するように要望して、終わります。

○館山善也委員長 次に、山崎翔一委員。

○山崎翔一委員 あおもり令和の会、山崎翔一です。よろしくお願ひします。

早速質疑したいと思います。7款商工費1項商工費4目観光地整備事業費についてお伺ひします。

モヤヒルズにおける新型コロナウイルス感染症対策の取組についてお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山崎委員からのモヤヒルズにおける感染症対策についてのお尋ねにお答えいたします。

モヤヒルズでは、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、他の市観光関連施設と同様に、本年4月10日から5月31日までの利用を休止し、6月1日からは、感染症対策を講じた上で、営業を再開しているところであります。

これまでの具体的な感染症対策といたしましては、ヒルズクラブ入館時の検温の実施、ヒルズクラブ出入口への消毒液の設置、マスク等の着用の要請、受付など、お客様と対面で接客する場所への飛沫防止シート等の設置、休憩場所やレストランでは、密集・密接・密閉とならないよう、テーブルやイスの間隔の確保、お客様が利用するレンタル用品等の定期的な消毒など、指定管理者であります一般財団法人青森市文化観光振興財団と連携しながら取り組んできたところであります。

また、12月19日からスキー場をオープンするに当たっては、これまでの感染症対策に加え、一般財団法人日本鋼索交通協会が策定した「索道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」を踏まえ、お客様に対し、リフトの乗車の際に、乗客同士の間隔の確保、マスクやネックウォーマー・手袋等の着用、リフトに乗車中は会話を控えることを要請するとともに、営業終了後にはリフトの

落下防止バー等を消毒するなどの感染症対策を講じることとしております。

今後とも、お客様が安心して楽しんでいただけるよう、感染症対策を徹底するとともに、パンフレットやホームページ等で周知してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 感染症対策の一つとして、リフトの乗車の間隔の確保というお話がありました。モヤヒルズのパンフレットを見たところで、そこを書かれていたかなど、今ちょっと思ったんですけれども、モヤヒルズのリフトは、4人乗車できるリフトと、あと2人乗り用となります。そうすると結構、2人乗りも4人乗りの場合も、満車と言うか、どちらもいっぱいになると、間隔が狭くなると思うんですけれども、そこは乗車人数が変わるという認識でよろしいでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 リフトの乗車に関する再度の御質疑にお答えいたします。

その混雑状況にもよると思うんですが、基本的には、例えば、4人乗りであれば、2人とか3人とか、4人全員乗せる形ではなくて、直接、現場の職員がその状況を見ながら対応する。2人乗りの部分を1人で乗せていって、対応していくという形になるかと思っています。そこは基本的に、間隔を空けるということなので、少なく乗車させるという形では考えていますけれども、どういう形でやるかというのは、その状況を踏まえながら対応していくものと考えております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 ということは、ふだんのスキー場の運営というか、リフトの乗車の仕方という方法が変わっていくのかなど。混雑状況にもよるといってお話だったんですけれども、そこは、利用者の方にはぜひ周知していただきたいなと思っております。

今年、これから、今シーズンは雪が結構降っておりますけれども、昨シーズンは少雪で、スキー場もなかなか運営ができないという厳しい状況にありました。そうした経営が厳しいところで、今年のコロナウイルスによる感染症対策、そこにかかる経費、もちろんそこはマスク、それからアクリル板、消毒液等にかかると思うんですけれども、この感染症に係る消耗品の費用というのはどのような負担内容となっているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山崎委員からの感染症対策の費用についての再度の御質疑にお答えいたします。

マスクや消毒液、飛沫防止などの感染症対策費用につきましては、現在、ほかの市の観光関連施設と同様に、指定管理者が既存の予算内で対応しているところであります。

今後におきましては、感染症の状況を踏まえ、年間を通した収入及び支出の推移を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 分かりました。

次に、感染症対策の一つとして、非接触決済というものが挙げられます。市営バスのほうでも非接触決済が今後導入予定ということなんですけれども、このモヤヒルズのところでは、非接触決済は導入はしているんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山崎委員からの非接触決済、まあ、電子決済サービスということで捉えて、御質疑にお答えいたします。

モヤヒルズでは、昨年12月からQRコード読み取り方式の電子決済サービスを1種類、これはペイペイでありますけれども、導入しているところであります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 1種類の電子決済のほうを導入しているというお話でした。こちらはこれから要望となるんですけれども、スキー場での現金のやり取りというところで、自分の経験をお話しすると、スキーウェアを着た状態で、現金のやり取りというところがすごい難儀というか、不便に感じる場所があります。なので、そこをぜひ、今、ペイペイ、QRコードでの決済を導入しているというお話があったんですけれども、市営バスのほうではICカード、Suica等も使えるカードが導入されるというところで、その決済方法の種類についても、ぜひ拡充していただくよう御検討をよろしくお願いします。

あと、感染症対策の消耗品が指定管理者のほうで負担するということがあったんですけれども、やはり、昨今、スキー場の運営というのはとても厳しいものになっております。今後、またコロナの影響で客足が減少するということも考えられますので、ぜひ経営のところ、数字等を注視して、自分も注視していきたいと思っております。この項については、質疑を終わります。

次、教育費について質疑します。

10款教育費1項教育総務費2目指導研修費について、この補正内容となっております情報処理教育推進事業、こちらの減額内容についてお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 山崎委員の情報処理教育推進事業の補正予算額の内訳についての質疑にお答えいたします。

情報処理教育推進事業の補正予算の減額の内訳は、GIGAスクール構想の推進に係る整備費のうち、児童・生徒1人1台端末導入時のセットアップや導入後の運用管理など、大量の端末を全てクラウド上で一元管理できるクロームブックを導入したことに伴い、配備の際に見込んでいた設置・設定に係る費用が不要になったことによるものであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 今、答弁にあったように、設置費用に係るものということだったんですけれども、約5000万円の減額ということで、こちらは国の支出金ということでもよろしいのでしたっけ。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の御質疑にお答えいたします。

この設置・設定に係る費用は国の補助ではありません。

以上でございます。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 すみません、確認なんですけれども、市の支出金ということになりますか。

〔成田一二三教育長「そうです」と呼ぶ〕

○山崎翔一委員 はい、分かりました。

約5000万円という結構大きな数字の減額というところで、ちょっと内容を聞いたんですけれども、設置やパソコンの設定、その費用はかからなくなったと。新しいクロームブックという機種によって、簡単にスタートをすることができたというところで、費用も安く済んだし、スタートもすぐできたというところで一石二鳥の結果かなと捉えております。この項については、以上となります。

最後となりますけれども、競輪事業特別会計についてお伺いします。

こちらの補正予算の概要についてお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 競輪事業特別会計の補正予算の概要についてお答えいたします。

まず、歳入予算についてであります。今年度の市営青森競輪の車券売上額ですが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、4月・5月の開催予定の5節を中止いたしました。一部開催を無観客で行うなどを余儀なくされましたが、近年、上昇の一途をたどっております電話・インターネット投票売上げが対当初予算比で約42億7000万円増となったことが要因となり、当初売上見込みを大幅に上回ったことから増額補正するものであります。また、歳出予算につきましては、車券売上げの増加に伴う払戻金や場外発売委託料など、売上げに連動する経費の不足が見込まれたことから、増額補正するものであります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 御答弁ありがとうございました。

総務企画常任委員会のほうで提示された資料によりますと、こちらは売上額が過去最高を記録しているということでもあります。この状況の中で、過去最高を記録するということはすごい、市の収入源としてはとても魅力的なものだなと感じ取れます。ただ、こちら、施設の状況について、ちょっと確認したいんですけれども、この競輪場は、今どのような状況になっているのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 競輪場施設の現状についてお答えいたします。

青森競輪場であります。昭和57年の竣工から38年経過いたしました。これまで平成28年度にメインスタンド棟、平成29年度にドリームスタンド棟の耐震補強工事、それから令和元年度に非常放送設備及び非常用発電機用蓄電池の更新、今年度につきましては自動火災報知設備及びUPSの更新と選手管理棟屋根の防水補修工事を行ってきたほか、小規模の修繕等を都度実施しております。

今後であります。耐震性に問題があり、現在、お客様の立入りを禁止しております。北側スタンド棟につきましては、来年度、解体・撤去する予定で、今年度、設計を行っております。今後必要に応じて、施設修繕、設備更新を行ってまいります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 昭和からできている建物というところで、老朽化が今後心配されるかなと思っているんですけども、こちらの施設の耐用年数は御存じでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 耐用年数について申し上げます。

青森競輪場は竣工から38年経過してございまして、財務省の耐用年数表によれば、あと7年程度で耐用年数に達するという形であります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 基準の数字から見れば、あと約7年というところだったんですけども、これは一応基準というところなので、めどとして捉えていくべきかなとは思っております。

これは、もし競輪場を改修するとなったら、お金が相当必要となります。この競輪場施設の改修整備をする財源というのは、今のところはどういうふうに対応しているのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 競輪場施設を改修整備するための財源についてお答えいたします。

競輪事業に供する施設等の計画的な整備に資することを目的といたしました青森市競輪事業施設等整備基金を平成26年度に設置しております。この基金の積立てにつきましては、平成26年度から今年度までの7年間対象期間とし、青森市競輪事業の成長と健全経営を目的とした青森競輪中期経営計画において、約10億円を積み立てることを目標に掲げ、令和元年度末までに約9.77億円を積み立ててきました。おおむね目標を達成しているものと認識しております。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 改修する準備というところで、お金のほうは一応目標どおりに達成しているということで理解いたしました。

こちらの青森競輪中期経営計画は今年度で終了となりますけれども、これまでの目標値と達成状況についてお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 青森競輪中期計画におきます目標と達成状況についてお答えいたします。

平成26年2月策定の青森競輪中期計画におきまして、競輪事業の運営に税負担が生じない限り事業を継続するとの方針の下、競輪事業の目的であります地方財政健全化に資するため、毎年1億円の一般会計繰入れを継続すること、また、将来の老朽化施設等の整備に的確に対応していくため、計画期間である令和2年度末までに青森市競輪事業施設等整備基金に約10億円を積み立てることなどを経営目標に掲げ、取り組んでまいりました。

達成状況であります。売上額につきましては、目標値が毎年192.5億円の目標に対し、平成26年度から令和元年度までの6年間の平均の売上げは約210億円ということで、目標を達成しております。

今年度につきましても、今申し上げました場外発売の売上額が未確定であります。市営青森競輪の車券売上額について、インターネット投票の売上げが対当初予算費で約42.7億円の増となるなど、目標達成できるのではないかと捉えております。その結果、一般会計への繰入れにつきましては、目標値が年1億円、令和元年度までの6年間の合計で言うと6億円という目標になるわけですが、実績といたしましては約9億円ということで目標を達成したところであります。

○館山善也委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 今の企画部長の答弁の内容を聞きますと、とても好調であると見受けました。一般財源への繰り入れる金額についても、6億円の目標値を大幅に超して約9億円、約1.5倍というところで、財源として、今後も競輪事業というのはとても優秀なものになるのではないかと考えております。競輪事業は全国的にも伸びているというところらしいので、今後も競輪事業については、ぜひ財源として、事業の内容として、有望なものとして認識しております。

こちらの青森競輪中期経営計画は、今年度までとなっております。来期以降、目標値というものが設定されていない中、また、先ほどお話もありました改修を今後予定することになるかと思っております。そういうことに備えて、青森競輪中期経営計画の次期計画もぜひ作成していただくよう要望したいと思います。

以上で質疑を終わります。

○館山善也委員長 ただいま教育長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。教育長。

○成田一二三教育長 先ほど1人1台端末の整備の設定の費用について、財源は市の支出金と申し上げましたが、GIGAスクールの事業の補助金が入っていないということで、ないと答えましたが、正しくは、新型コロナウイルス感染症対

応地方創生臨時交付金が財源となっておりましたので、謹んでおわびし、訂正させていただきます。

○館山善也委員長 次に、山本治男委員。

○山本治男委員 自由民主党、山本治男です。

10款教育費、G I G Aスクール構想に関連して質疑したいと思います。

今年はコロナ禍で、学校現場も大変混乱したとっております。いきなりの遠隔授業を行ったり、先生方も相当な御苦勞をなされたと聞いております。また、青森市では、不登校の児童・生徒が登校するようになったりと思わぬ成果があったと聞いております。

文部科学省では、このG I G Aスクール構想に合わせて、1人1台のタブレットを持たせて、これから新しい教育をやっていくとしておりますが、その中で、将来的にデジタル教科書を取り入れるものと聞いております。まだまだこれからのことなので全く見当が付きませんが、どのようになるのか分かりませんが——ですから、今回は、現在行われているA Iドリルについてお聞きします。

小・中学校の教育活動の中で、A I型ドリルをどのように利活用されているのかお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 山本治男委員の小・中学校におけるA I型ドリルの活用についてお答えいたします。

本市の小・中学校では、児童・生徒一人一人が習熟の程度に応じて問題に取り組むことができるA I型ドリル教材を導入し、授業に活用しているところです。具体的な活用例としては、学習内容の確実な理解と定着を図ることを目的とし、練習問題として活用していること、学習記録が瞬時に教員用の端末に示されることから、授業の始まりにA I型ドリル教材に取り組みせ、学習の定着状況を把握した上で、その後の指導に生かしていること、A I型ドリル教材により得られた児童・生徒一人一人の詳細なデータと教員の経験知を組み合わせることで、評価の信頼性を高めていること、不登校や病気で欠席している児童・生徒の家庭学習に活用していることなど、児童・生徒の発達段階等を考慮し、A I型ドリル教材を効果的に活用しているところです。

教育委員会では、児童・生徒への意識調査で84.5%の児童・生徒が今後も端末を使用したドリルをしたいと回答していることに加え、一人一人の習熟の程度や学びの特性には違いがあることから、個別対応が可能となるA I型ドリル教材は今後の学習指導において有効であると考えており、今後もA I型ドリル教材の効果的な活用について、学校訪問や研修講座等で指導してまいります。

以上です。

○館山善也委員長 山本治男委員。

○山本治男委員 ありがとうございます。

テレビなどを見ていると、全国で小・中学校がみんな臨時休校して、長期休校したので、授業時数が足りなくなっていて、それを取り戻すために各学校で躍起となっているようなニュースを見ております。やはり、個人的には、指導要録に合わせて授業時数を確保するよりも、一人一人の習熟度を大切にしていきたいと思います。ですから、今、教育長の回答で、一人一人の習熟度に合わせてA Iドリルを活用していると。休んだ生徒も家の中でできると聞いて、ほっとしました。

子どもたちも千差万別で、一人一人違いますので、やっぱり早い子もいれば、ゆっくりの子もいますから、自分のペースに合わせて勉強していけるというのは、大変よいことだと思っております。

今、東京学芸大学附属小金井小学校のほうでは、数年前からこれに対して、研究・研修・実践し、そして講習会を開いております。本市も小・中学校に優秀な先生方いっぱいいるんですから、若い先生をどんどんそういう研修会なりに出して勉強させるべきだと私は考えております。

その中にコアラーンという学び方がありまして、これは、民間企業でも新入社員とか仕事が分からない場合、このコアラーンというやり方で仕事を覚えさせると。そういうのを使ったんです。これも勉強と同じです。A Iドリルと似たようなもので、一人一人の能力に合わせて、分からないところを個人個人で伸ばしていく、覚えていくという形で、企業でも非常に重宝しておるみたいであります。

ですから、今やっているA Iドリルと、これから文部科学省が進めるであろうデジタル教科書など、もっともっと研究して、子どもたちが上手に使いこなせるように——まあ、先生方もそうですね——勉強しなければいけないし、大変だと思いますけれども、これからもっと勉強して、子どもたちがよりよい学習ができる環境をつくってほしいと要望して、終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分からといたします。

午前10時54分休憩

午前11時5分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブの工藤健です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、要望ですけれども、市民センターへのWi-Fi整備ですけれども、一般質問を聞いたPTAの方から、子どもたちにとっても必要だというメールを頂

きました。ある中学校区でデジタル化促進の意見調査を実施したそうなんですけれども、家庭にネットワーク環境のない、あるいは従量制で料金を払っている家庭が約3割ぐらいあるそうです。小・中学校へクロームブックが配付されて、家庭持ち帰りが見込まれますけれども、ネットワーク環境が整っていない家庭でも、市民センターなどにWi-Fi環境があれば、そちらに行って、子どもたちは格差を乗り越えることができる。市民センターの図書室は、小学生から高校生、大学生を含め、子どもたちの利用も結構ありますので、Wi-Fi整備、これはまさにデジタル情報としての社会インフラにもなり得ると思いますので、ぜひ、総務部の臨機応変な対応も含め、整備の検討を要望いたします。

それでは、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。12月1日から市内の39の民間医療機関、その協力を得て、新型コロナウイルス感染症の検査をしています。スタートしました診療・検査医療機関で検査した結果、現在、陽性患者は何人判明したのかお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 工藤委員からの診療・検査医療機関での検査状況についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの両方へ対応し、相談・診察・検査等を行う医療機関——診療・検査医療機関は39医療機関となっております。12月1日からの診療・検査医療機関での検査は、抗原検査が主流となっており、検査の結果、陽性だった場合には、即座に市保健所に御連絡をいただいております。

12月1日以降、診療・検査医療機関の抗原検査等で陽性の反応があり、市保健所に連絡があった方は、昨日までのところで申し上げますと、全部で7名あり、その後、即座にPCR検査等を実施し、陽性が確定した方は3人となっております。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。昨日までで7名の陽性ということで連絡があって、PCRで確認して3名ということですね。

ちょっと流れを確認したいんですけれども、医療機関にもよりますけれども、主に抗原検査だけでも、PCR検査も行っている医療機関もあります。抗原検査は、検査後、数十分ですぐ結果が分かりますが、PCRは採取した検体を県外のセンターに送ると。それで、二、三日後にはメールあるいはファクス等でその結果が医療機関へ一旦通知が来て、医療機関から保健所に連絡をするという流れでよかったですね。

陰性の場合、医療機関がパソコン等に入力したものが一、二か月遅れで集計されるということらしいです。検査を受けている人数は、つまりは、今現在、検査を何人受けているかというのはつかめないけれども、医療機関には結構来院しているように聞きますので、多分かなりの方が検査をされているんだと思います。

これは症状のある場合の方の行政検査ですけれども、自費での検査も全国的に増

えています。一般質問でも触れましたが、厚生労働省から事務連絡がありました自費検査を提供する機関が情報提供すべき事項、これがオープンデータとして厚生労働省のホームページへ掲載予定ということではありますが、保健所はどういった役割をするのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 自費検査情報における保健所の役割についての再度の御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については、社会経済活動の中で、本人等の希望により全額自己負担で実施する検査、いわゆる自費検査について、利用者が必要な情報を得られるよう、厚生労働省が新型コロナウイルス感染症に関する自費検査を提供する機関が利用者に情報提供する事項として取りまとめ、年内を目途に検査機関の協力を得て、同省ホームページにおいてオープンデータとして掲載が予定されております。

ホームページ等で利用者へ情報開示される事項としては、検査を提供する機関の名称や連絡先等の基本情報をはじめ、医師による診断の有無、医師の診断がない場合、陽性の際に診療を受けられる提携医療機関の有無、検査の分析方法、検体の採取方法、結果通知までに要する日数となっており、保健所にはこれらの情報について周知することへの協力依頼があることから、本市におきましても、市ホームページ等で周知をしてまいりたいと考えております。

さらに、自費検査を受ける際、利用者 と検査機関に向けた留意事項としてもまとめられており、特に医師による診断を伴わない検査を提供する検査機関におきましては、陽性だった場合、提携医療機関と連携の下、新型コロナウイルス感染症の診断を行った医師から感染症法に基づく届出へつなげていただくよう、周知への協力依頼もあることから、関係者へ広く周知してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 自費で行う検査についての情報の周知ということがされると。特に届出ですよ。届出の周知というのがとても大事なんだと思いますが、市内のドラッグストアで販売されている検査キット、これは医療機関が検査・報告することになっているので、陽性の場合でも把握はできますけれども、市販されている検査キットの中には、ネットでも手に入れることができるのが結構あるんですね。問題なのは、これが抗原検査キットでありまして、いわゆる自分で検査をして、5分から10分で結果が分かると。陽性だった場合の報告義務は特別なんです。改めて医療機関でPCR検査を受けてくださいという注意書きはあるんですけども、届出しないケースがあり得るということなので、そこが気になるんですけども、厚生労働省からの自費検査に関する事務連絡は、多分そういったことも想定してのことだと思いますが、そのままにしておくとも市中感染にもなりかねないので、市としても、やはりさらに何らかの形できっちり働きかけ、アナウンスはぜひしていただきたいと

思います。

そして、昨日までで、青森県内の感染者は、現在51名と。退院または療養解除になった方が331名いることとなります。新型コロナウイルス感染症の退院または療養解除となった方への陰性後の追跡調査というのはされているのかどうかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 新型コロナウイルス感染症患者の追跡調査についての再度の御質疑にお答えいたします。

基本的には、患者は、退院または療養を終えた場合、通常の日常生活をしていただいてよいものであり、その中で4週間は御自身で健康管理を行っていただき、症状のあった際には保健所に御連絡をいただくこととなっております。追跡調査ということではなく、御連絡があった方には症状を確認し、場合によっては改めて検査につなぐなど、状況に応じて必要な対応をしているところであります。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 それでは、療養解除となった方々から何らかの後遺症についての情報等がありますか。相談とかを含めて。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 後遺症の相談や情報についての再度の御質疑にお答えいたします。

4月の患者発生から現在までで、患者御自身から後遺症の相談や、あるいは後遺症に関する情報ということで保健所に寄せられているということはありません。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。現時点では、報告はないと。

実は、和歌山県で新型コロナウイルス感染症の後遺症の調査を行って、発表されておりますが、退院後も、いわゆる嗅覚・味覚障害、倦怠感、呼吸困難感を訴えていた方がやはり25%ぐらいいたという調査があります。新型コロナウイルス感染症に感染すること自体大変なんですけれども、こういった後遺症があるということとか、あるいはこういった後遺症についての治療費というのは、原則は自己負担になります。さらに、こういう後遺症が認められるということも、この新型コロナウイルス感染症の特徴の一つであると言われておりまして、この原因、治療法がまだ現段階では解明されていないということです。

この調査は、厚生労働省で特別研究として新たに進めているようですので、今年度末までには報告書が出るようではございますけれども、感染しても自覚症状のない方、あるいは軽症で済む方が多い中では、特に若い方の多くは大したことないと思っている方も多いようですので、後遺症が残るというこのリスク、これをやはりきちんと伝えて、さらなる感染防止のためにも情報を集めておくべきと思います。ありがとうございます。この項は終わります。

次に、10款教育費、不登校児童・生徒についてであります。

G I G Aスクールの推進によりまして、不登校児童・生徒自体が減少傾向にあるというふうにも伺っております。これはとてもいいことだと思っておりますが、それでもまだ少なくない児童・生徒の方が不登校になっているということです。不登校児童・生徒についての小・中学校の学年別の現在の生徒数をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 工藤委員の不登校児童・生徒の現状とその対応についての御質疑にお答えします。

本市の不登校児童・生徒の現状につきましては、毎月実施している長期欠席児童・生徒報告によりますと、令和2年11月末の時点では、その人数は、小学校では、1年生3名、2年生5名、3年生10名、4年生6名、5年生13名、6年生29名、計66名であり、中学校では、1年生36名、2年生61名、3年生67名、計164名であり、小・中学校合わせて230名となっております。

不登校の要因につきましては、小学校では、「無気力、不安」が34.8%、「親子の関わり方」が16.7%、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が6.1%となっており、中学校では、「無気力、不安」が34.1%、「親子の関わり方」が15.2%、「学業の不振」が14.0%となっております。

各小・中学校における不登校児童・生徒への対応につきましては、当該児童・生徒の実態に応じた支援体制を整え、組織的に行うようにしております。具体的には、児童・生徒の健康観察と定期的なアンケートにより、不登校の未然防止や早期発見・早期対応に努めること、各学校の対応マニュアルに基づき、初期段階から継続的に家庭訪問や電話訪問を行い、支援に努めること、スクールカウンセラーや適応指導教室等の関係機関と連携を図りながら、学校復帰への支援を行うこと、不登校児童・生徒が別室登校した場合や自宅において、A I型ドリルソフト等を活用し、学習できる環境づくりを支援していることなどが挙げられます。

また、教育委員会では、各学校における不登校児童・生徒への支援の充実に資するように、各小・中学校に対して、教育研修センターに配置しているスクールソーシャルワーカーの役割を担うカウンセリングアドバイザー1名と、精神科医や臨床心理士、社会福祉士等による専門的な助言を受けることができる緊急支援チームの活用を働きかけること、福祉部と定期的に不登校に関する相談件数や相談内容等についての情報交換を行っていること、そして小・中学校長会、PTA連合会、教育支援センター、多様な教育機会を提供している民間の団体等と不登校児童生徒に係る情報交換会を開催し、情報共有や勉強会を実施しているところなどの対応を行っているところであります。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 すみません、現在の生徒数をお示しく下さいというので、大分長々とありがとうございます。小学校は、1年生からだんだん増えていきます。不登校

が、5・6年生でもかなり増えてきて、中学校になるとさらに増えていくと。小学校は、高学年で思春期の出現ということだろうし、中学校は、中1ギャップを含め、いわゆる環境の変化ということが大きいんだと思いますが、こうした不登校の要因については、市の教育委員会の調査結果は、先ほど言いました、「無気力、不安」、「親子の関わり方」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」。中学校でも、「無気力、不安」、「親子の関わり方」、そして「学業の不振」ということです。この調査結果というのは、学校からの報告ということでよろしいんですね。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

先ほど答弁しました数値が学校からの報告かという御質疑でしたが、毎月学校から上げられている数字であります。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

では、青森市の教育相談室ですけれども、こちらにおける相談数と相談理由をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 教育研修センターの教育相談室における来室相談・電話相談等の相談件数と、その主訴についての御質疑にお答えします。

当該センターにおける来室相談・電話相談等につきましては、不登校児童・生徒を含めて、全ての児童・生徒及び保護者、さらには一般の方を対象として相談を受け付けております。その数は、本年11月末現在で、来室相談は38件で、主な相談内容は集団不適應に関連するもの、電話相談は68件で、主な相談内容は集団不適應に関するもの、SNS相談は12件で、主な相談内容は心身の健康、保健や友人関係の悩みに関連するもの、メール相談は22件で、主な相談内容は発達障害等に関連するものとなっております。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 令和元年度の教育相談の概要という報告書のようなものがあります。その相談内容については、今、教育委員会事務局教育部長がお話ししたとおりなんですが、ただ、いわゆる集団不適應以外に、いじめ、学校不信、発達障害、それで半数以上が不登校としています。中学校では、集団不適應に次いで、発達障害の疑いで登校に不安を抱える神経症的傾向の不登校が多く見られるとしています。

さらに、相談の根底には――これは報告書の中に書かれている文章ですが、学校不信が散見されると。学校という組織的な対応は基本であるけれども、個別に丁寧に対応しなければならないとしています。これは電話相談でも、訴えの多くが学校不信という言葉です。教師・学校と保護者とのコミュニケーション不足が原因と思われる事例が多いとしています。

ちょっと質疑しづらいんですけども、この学校不信という言葉は、相談の理由

としてはいささか穏やかではない言葉なんですけど、教育委員会としてはどのように捉えておりますか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 学校不信についての相談についての御質疑にお答えします。

学校不信についての相談については、相談しても分かってくれない、あるいは対応してくれない、もっとこうしてほしいと思っているけれども言えないというふうな学校と子ども、あるいは先生と子ども、あるいは学校と家庭の信頼関係が構築されていないと。そういう段階で起こるものと思っております。

本来であれば、学校において、保護者と学校が十分に話し合いをして、ケース会議等で複数で対応するべきところがなされていない、あるいはなされる前に相談があるものと考えておまして、こういった場合には、教育相談室等では重く受け止めて、学校や様々な関係機関と連携を取りながら対応するようにしているというところであります。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 そういったところが多分あると思います。

先ほどの学校からの調査ですけれども、いわゆる「無気力、不安」、「親子の関わり方」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」という項目です。教育相談室は、相談者の訴えの内容になるんですけれども、例えば、集団不適應、問題行動、学業不振、発達障害、学校不信、いじめ。学校が児童・生徒を見て振り分けた理由と、教育相談室への——全てが不登校の相談というわけではないにしても、相談している理由の、そのくくりが違うような気がします。例えば、学校が示す理由の「無気力、不安」というのは、例えばどういった内容を含むんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えします。

「無気力、不安」といったものはどういう内容なのかとの御質疑でしたけれども、その内容につきましては、やはり交友関係等で勉強が手につかない、あるいは青春期等の様々な身体に関わるもので勉強が手につかない、そういった形で無気力感を持って、学業あるいはその他の活動に専念できないと。そういうふうな状況から判断しているということでもあります。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 集団不適應だとか、そういうことも入るんだと思いますが、相談内容のほうでは、集団不適應とか、発達障害とか、学校不信ということも——先ほどもコミュニケーションの不足ということで、ちょっと違うかも分かりませんが、学校でのくくりとうまくイコールにならないというか、ポイントが違うような気がします。

不登校の理由の捉え方というのは、やはり具体的に捉えないと、多分その解消と

というのは難しいと思うんですけれども、学校が捉えているその理由と、生徒・児童、そして保護者が直接訴えている理由に、いわゆるくくりの違いがあるとすれば、多分その辺に学校不信が生まれている理由があるような気がしますので、そこは、先ほども冒頭で様々こういうことをしているということをおっしゃいましたけれども、これを進めていく中でも、さらに足りないものがあるような気もしています。

国は、不登校児童・生徒に対する効果的支援、これは、学級担任の視点だけではなくて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント、いわゆる見立てですが、それが有効であるとしています。

不登校の実態というのは、学校から子どもを通して見るのと、本人・家族の視線が違うように、やはり子どもを取り巻く環境を見るということも必要でありまして、教育といわゆる福祉的な見方というのがそれぞれ違うと思います。

文部科学省も様々な通知を出しておりまして、相談支援体制の両輪として、指導の心理に関するスクールカウンセラー、そして福祉に対応するスクールソーシャルワーカーの活用を進めております。

青森市のスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの人数をここで聞く予定でしたが、先ほどもおっしゃっておいりましたので、スクールカウンセラーについては、各小・中学校に全て配置されているということによろしいのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 スクールカウンセラーの学校への配置についての御質疑でしたけれども、スクールカウンセラーについては、小学校43校、中学校19校全てに配置しております。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 分かりました。

スクールソーシャルワーカーは1名ということですか。カウンセリングアドバイザーという言葉でしたが、たしか2年ほど前には3名いらっしゃったと思いますが、現在は1名と。

そのカウンセリングアドバイザー——スクールソーシャルワーカーとしてのカウンセリングアドバイザーですけれども、どのような資格を持った方か。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 カウンセリングアドバイザーの資格についての御質疑にお答えします。

教育研修センターに配置しているカウンセリングアドバイザーの資格につきましては、臨床心理士と公認心理師の資格を持っております。ただ、この方は、福祉についての専門的な知識も持っているということで、スクールソーシャルワーカーの担いを行っているということでもあります。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 心理士というのはスクールカウンセラーの分野ですので、それ以外

にも社会福祉士的な側面を持っていると。スクールカウンセラーは、あくまで子どもの心理面をサポートするんですが、このスクールソーシャルワーカーというのは、やはり社会福祉士、あるいは精神保健福祉士の資格になります。それを兼ねている方が今現在は1名いらっしゃるということですが、すみません、福祉部と保健部にちょっとお伺いしますけれども、そちらに配属されている社会福祉士、精神保健福祉士の人数をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 工藤委員からの、まずは福祉部配置の社会福祉士等の人数についての御質疑にお答えいたします。

現在、福祉部に配置されております社会福祉士は、育児休業を取得中の職員1名を含め障がい者支援課に3名、子育て支援課に1名、高齢者支援課に2名の合計6名となっております。また、精神保健福祉士は、障がい者支援課に3名配置されております。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 保健部配置の社会福祉士等の人数についての再度の御質疑にお答えいたします。

現在、保健部に配置されている社会福祉士は、あおもり親子はぐくみプラザに1名となっております。また、精神保健福祉士は、保健予防課に4名配置されております。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

それでは、その社会福祉士などが子どもに関する支援としてはどのような役割を持っているのかお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 福祉部配置の社会福祉士等の役割についての再度の御質疑にお答えいたします。

社会福祉士は、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があることや環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う者と法律上定められております。

子どもに関する支援を行うため福祉部に配置されている社会福祉士は、母子生活支援施設青森市立すみれ寮の入所者に対する自立支援及びひとり親家庭からの相談に対する支援や、また、主に身体や知的に障害のあるお子さんやその家族からの相談に対し、障害者手帳や障害児通所支援、障害福祉サービス等の情報提供及びそれらの取得や利用に係る支援を担っております。

また、精神保健福祉士は、専門的知識及び技術をもって、精神科病院等において精神障害の医療を受け、または施設利用者の地域相談支援の利用に関する相談等に応じ、助言、指導その他の援助を行う者と定められております。

福祉部に配置されております精神保健福祉士は主に、精神に障害のあるお子さんやその家族からの相談に対し、日常生活への適応のために必要な助言等を行うとともに、社会福祉士と同様の支援を担っております。加えて、子ども・若者支援地域協議会の事務局として、教育委員会事務局指導課や民間団体等とともに、不登校・ひきこもり等の問題を抱える方の精神的な負担軽減と問題解決の糸口を探ることを目的といたしました子ども・若者支援相談会を企画・運営し、その中で不登校の問題を抱えるお子さんやその家族からの相談に対して、関係機関へつなぐことや助言等を行っているところであります。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 保健部に配置されております社会福祉士等の役割についての再度の御質疑にお答えいたします。

この4月に開設したあおもり親子はぐくみプラザに配置されている社会福祉士は主に、養育に困難を抱える子育て家庭や虐待通報等に対し、直接、御家庭を訪問し、お子さんと家族の心身の状況や養育状況、生活環境等について総合的に把握するとともに、関係機関とも連絡調整を図りながら子育て支援に当たっております。特に、虐待のおそれのある家庭については、子どもが通う保育や教育等の場から捉えている子ども家庭の状況も把握し、保育施設や学校、教育委員会、児童相談所等とも情報共有を図りながら、それぞれの役割から子育て家庭を見守っていくことができるよう支援をしております。

保健予防課に配置されている精神保健福祉士は、子どもも含め、広く市民の心の不安や悩みへの相談に応じており、子どもに関する支援といたしましても、メンタルヘルスや医療受診への支援、家族が抱える問題等への相談援助や訪問指導を行っております。特に、小・中学校の児童・生徒への支援につきましては、青森市子どもの危機に向き合う緊急支援チームの一員として教育委員会と連携し、専門的な立場から、児童・生徒及び家族との面接相談を行ったり、これらの状況から関係者への支援の助言を行うなどをしております。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。今いろいろお話しいただきましたけれども、やはり、少し違います。学校から手が届かない部分が、いわゆる社会福祉士・精神保健福祉士の役割になっておりまして、実際には潤沢に、人員として、人材としていらっしゃるというわけではない。ただ、教育委員会ともいろいろ連携しながら進めている部分もあるということは伺いました。

御存じという前提で何度も繰り返しましたがけれども、スクールソーシャルワーカーですけれども、社会的な援助が必要な子どもについて、その生徒を取り巻く環境であるとか、家庭内の問題——両親、兄弟、虐待も、ヤングケアラーの問題も入ってくると思いますが、経済的なことも含めて、関連する機関とつないで、先ほども言葉にありましたが、問題解決の糸口をつかむための役割があります。それで、ソー

シャルワーカーの頭に何でスクールがつくかというのと、この社会福祉的な、社会的な援助に関するいろんな役割を持っているというのが、学校のチームとして動くことがやはり大事なんです。ですので、スクールソーシャルワーカーについては、文部科学省も中学校区に1名というのを配置の理想として進めておりますので、この件についてはぜひ検討していただきたい。緊急支援チームもつくって連携しているのは分かりますけれども、やはり常にフットワークよく、心理面と福祉環境面をスクールカウンセラーと常に相談しながら、いわゆるアセスメントを進めながら解決するというのがとても効果があるということでもありますので、これは前向きに検討していただきたいと思いますが、教育委員会事務局教育部長、教育委員会の見解をお知らせください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 スクールソーシャルワーカーの配置についての再度の御質疑にお答えします。

今年度、国のほうでいじめ・不登校対策、あるいは教育支援センターの機能強化、あるいは虐待対策のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる事業の新規あるいは拡充を図るというふうなことを承知しておりますので、このことに――先ほど申し上げました3つのことについては、本市におきましても喫緊の課題でありますので、教育委員会としてもこのことを踏まえて、当該事業の今後の在り方について県に相談しながら、また、福祉部、保健部とも相談しながら、活用方法あるいは配置方法等について検討してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 不登校の問題についてはとても根深いです。簡単には解決はできないのは知っておりますけれども、それだけに、学校からの1つの見方だけではなく、例えば、相談される側からの見方という、それだけでもそこがあると。それでまた、スクールカウンセラーの方は、各校に1人いますけれども、子どもの心理的な面をきちんとフォローするという意味ではいいのですが、その子が置かれている環境をどういうふうに改善していくか、支援していくかという部分では、やはり専門の人間が必要だと思います。それはあくまでチーム学校の中にいないと駄目だと思うんです。この件について、県内の高校を担当されているスクールソーシャルワーカーの方にも話を伺ったのですが、特に家庭内に問題を抱えているのが多いという現代では、やはり不登校、虐待を含めて様々な対策には欠かせない立場だと。特に、不登校からひきこもりにつながる社会的な要因も確認されておりますので、もっとその立場をどんどん活用してほしいということでした。

ただ、県の教育委員会も募集はしているんですよ。ですけれども、多分なかなか人材が見つからないということもあるんだと思いますし、もちろん財政負担もあります。必要性は理解していただいたと思いますので、ぜひ不登校対策のみならず、子どもの環境、様々なほかの子どもの環境を整えていただくためにも、検討を要望

しておきます。よろしく申し上げます。

それで、これも冒頭お話がありました、いわゆる情報交換会です。学校、市の教育委員会、適応指導教室ほか、フリースクールを含めて、今年はどうな意見が出たのかお知らせいただけますか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 教育委員会で行っております不登校児童生徒に係る情報交換会でどんな意見が出たのかとの御質疑にお答えします。

今年度につきましては、10月15日に本情報交換会を行っております、その中では、1つには、出席していろいろな問題点・疑問点が解決できた、とてもありがたいというふうな御意見。2つには、親として学校に協力しなければいけないと思っているということ。そして、3つには、不登校の子どもを持つ保護者は不安を抱えている、時にはどこに相談すればいいのかわからないときもある、今日このような施設があるということを知っただけで、とても安心した、当事者の保護者はもっと安心できると思うということで、一層周知してほしいというふうな御意見などが発表されておりました。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。ポジティブな意見が出たということであります。

ほかにも一般質問で橋本議員が質問した答弁の中に、子ども・若者支援相談会という話が出ておりました。その中でも、ひきこもりに加えて、不登校についての相談が多いということでもあります。ひきこもり・不登校については、県の支援機関マップ——これは私も見ましたけれども——があります。いろんな機関がリストアップされておりますが、市にも、学校以外に適応指導教室、あるいは居場所づくり、学習応援事業もそうですし、ほかにフリースクールなどの民間の団体など、受け皿がありますけれども、青森市にある不登校児童・生徒のそうした受け皿、居場所は、各学校を通して不登校児童・生徒、保護者にはどういう形で情報提供されているのか教えていただけますか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 不登校児童・生徒の受け皿となる機関等を家庭にどのように周知しているのかとの御質疑にお答えします。

1つには、各関係機関からの新たな周知依頼があった場合には、それを各学校に周知しております。2つには、各教員の研修講座や学校訪問において紹介しております。3つには、ポスター、リーフレット、カードその他チラシ、こういったことで周知しております。そして、4つには、保護者あるいは子どもとの面談の際に、適切な支援につながるように、関係機関その団体等を紹介しております。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

あるかどうかは分かりませんが、いわゆる県のほうでも持っているマップ、そのような一覧のものがあればいいと思います。

学校が持っている情報に対しては、不登校児童・生徒自身がその中からどんな可能性を選択できるかがとても重要だと思っています。そのために必要な情報、これは、教育と福祉の垣根なく、お互いに持っている情報をすり合わせて提供していただきたいと思います。

教育機会確保法によって、不登校児童・生徒、こういった方々は学校に登校することに必ずしもこだわる必要がなくなりました。児童・生徒が自ら自分の進路を考えて、社会的に自立するというのがいわゆる本来の目的でありまして、それぞれの事情に応じて、教育機関あるいはフリースクールなど、民間施設なども多様な教育機会を確保することが目的というふうな法律になっております。

学校以外に、青森市での受け皿となる各機関が現実に求められておりますが、行政と違って、民間などは運営を継続していかなくてはならないという使命があります。それぞれ受け皿としてしっかり機能するように、教育委員会としても具体的な支援がこれからは必要になっていくと思いますが、お考えをお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 答弁の前に、先ほど情報交換会について、私のほうで開催日を10月15日と申し上げましたが、これが10月5日ということでありましたので、謹んでおわびして、訂正させていただきます。

再度の御質疑にお答えします。受け皿となる関係団体等への支援についての御質疑でありました。

教育委員会では、不登校児童・生徒の受け皿となっているフリースクールや関係団体等への支援を行うために、先ほど申し上げました情報交換会を開催しております。また、当該施設の小・中学校への周知、それから、先ほどの受け皿となる関係団体の行う各種事業の後援名義なども行っております。そして、当該施設から要望や相談があった場合には、適切に対応するようにしているというのが現状であります。

教育委員会としては、このような対応を継続していきたいと考えております。

○館山善也委員長 工藤委員。

○工藤健委員 情報交換会は、第1回目が1時間だったんですけれども、第2回目が1時間半と少し拡充されているようです。

不登校児童・生徒に対する市の支援体制ですけれども、先に言えば、例えば、情報交換会をやっておりますが、参加している団体は限られています。まだまだたくさんいろんな団体がございますので、そういった団体をきちんと網羅をして、具体的なつながりをつくって、情報交換会をもう1つ発展させていくということもありますし、今、国が求めています、その連携をきっちり支援するコーディネーターを配置するというのも国からの通達か何かで来ていると思いますので、その辺も検

討していただければと思います。

特に民間の機関の場合は、どうしても財政的な問題というのがとてもあります。これは子どもを一生懸命フォローしている中で、お金がなくなったのでやめますというわけにはいかないんですよね。その子どもたちのはしごを外すわけにはいかないで、そこはきっちり、市の教育委員会のほうでも考えて相談に乗る、あるいは財政支援についての相談の窓口を含めていろんな支援をして、具体的な支援を検討していただきたいと思います。

不登校については、これは本当に、今のGIGAスクールでもそうですが、全ての子どもたちを取り残すことなく、可能性を未来につなぐという意味では、少ない人数ですけれども、とても大事な部分だと思いますので、今後も継続して可能性と一緒に検討していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで質疑を終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時56分休憩

午後1時再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 皆さんこんにちは。あおもり令和の会の藤田誠でございます。会派の中に異色な私が入って、ほかの会派の皆さんにも気を遣っていただいて、いろんな議論を進めて、あおもり令和の会の合い言葉、前にも言ったかと思いますが、議論を積み重ねていて合わなくなると、誰のために、市民のためにということで、いろいろ会派の中でいろんな議論をしまりました。

さて、新型コロナウイルス感染症の対策室ができて、新たなるステージに入ったのかなど。昨日、市長の記者会見を見て、事前にそんなにレクチャーも受けなくて、ぱぱぱぱと60例目の何々と、よく関連が出るものだと、ちょっと感心しました。ただ、その会見を見て、私はちょっと大変だなと、今、大変な時期に来ているんだなという感じを持っています。ただ、そこは青森市として緊急事態宣言なんていう大それたことは出すことはないでしょうけれども、やはり職員が一丸となってやるためには、職員のためにみんなが一丸になってやろうと。一部の職員だけじゃなくて、どこの課にいても、コロナ対策を心一つにしてやろうという気持ちを持った宣言を出して、年末に向けていただきたいなと思います。

私はできれば、ここ1週間から10日、何だかロックしていただいて、移動制限をしていただいて、年末をゆっくり外で飲めるような環境にさせていただきたいなということで、早速質疑に入りたいと思います。

さて、予算特別委員会で渡部伸広委員が質疑されました旧西田沢小学校について少しお伺いをします。

後潟小学校、奥内小学校、西田沢小学校が統合されて北小学校になりました。この経過をざっくり言うと、平成26年にあの今にも壊れそうな木造の耐震補強を終えました。その後、次の年ですか、第2回の定例会、どちらも第2回の定例会ですが、いわゆる体育館ですか、体育館の議案が上程されています。それで、渡部委員の質疑を聞いて、現在使われていないと。水道は止めて、電気だけ出していると。何だこれほど。もうせつかく借金して造ったものが無駄になっているという思いがあって、この施設はどういう経過で造られたのかなという思いで質疑をさせていただきます。

まずは、旧西田沢小学校、旧奥内小学校、旧後潟小学校の統合に至る経過をお示しくください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 藤田委員の旧西田沢小学校、旧奥内小学校、旧後潟小学校の統合の経過についての御質疑にお答えします。

教育委員会では、通学区域再編につきましては、複式学級を有する小学校と全学年単学級の中学校を最優先の対象校とし、保護者や地域の皆様と十分な話し合いを行い、関係する皆様の御理解をいただきながら、通学区域再編を進めてきたところであります。

旧西田沢小学校、旧奥内小学校及び旧後潟小学校につきましては、複式学級の発生に伴い、平成26年度から旧奥内小学校、平成28年度から旧後潟小学校、平成29年度から旧西田沢小学校のそれぞれのPTAと話し合いを始めて、平成29年度からは3校合同による話し合いを行ったところであります。平成30年度には、この話し合いを通じて、3校のPTAが主体となり、統合の時期や使用する校舎など、通学区域再編の方向性を取りまとめたこと、この方向性につきましては、各小学校区の町会長の皆様の御協力を得ながら、PTAと教育委員会が協働して地域説明会を開催し、地域の皆様に通学区域再編の方向性について同意していただいたこと、さらに、3校のPTA会長及び学区内の町会長全員の連名による3校統合を希望する旨の要望書が提出されたことなど、保護者や地域の皆様が主体となって統合の方針が決定されたものであります。

さらに、令和元年度には、統合に伴う支援策等について3校の保護者や地域の代表者の方々から御意見をいただくため、西田沢小学校・奥内小学校・後潟小学校統合準備委員会を立ち上げ、校名、校歌、校章のほか、スクールバスの運行などの通学支援、学校指定品の支給、児童や保護者の不安を解消するための事前交流などに

ついて、地域の皆様が主体となって話し合いを重ね、令和2年4月に青森市立北小学校として開校したところであります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。平成26年度、平成28年度、平成29年度に、それぞれの学校で統合に向けて話し合いを始めた。そのときには、3者で平成29年度から始めたということですが、このことに関してはあとは質疑はしませんが、というか別な質疑はあるんですが、将来的に、市街化調整区域でないの、誰が行っても家を建てられるから、子どもがいる家庭が西田沢へ行っても、人口の上昇は分かるんだけど、後濁は将来的に見えるわけね。大体数年後、よくあるのが、中学校に入るまでに大体の数が決まってる、私はそれ以前から話をしてたんじゃないかという想像がありますけれども、時系列的には問題ないなと思っています。

ただ、渡部委員が今回の予算特別委員会でも、この体育館の使用について、これは多分監査委員の監査の対象になっているんだらうけれども、そういう指摘をされて、現状無駄なことになっているな、今、活用に向けて話をしてるんだなという経過を予算特別委員会でこの前お聞きしました。

そこで、この校舎を含めて統合に向けた話し合いは分かりました。ただ、この体育館の改築に至った経過についてもちょっとお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 旧西田沢小学校の屋内運動場を改築した経過についての御質疑にお答えします。

旧西田沢小学校を改築する前の屋内運動場は、昭和41年に建設された木造平屋建ての建築物であります。当該屋内運動場は、平成23年度に耐震診断を実施したところであり、その結果、木造建築物の構造耐震指標が基準を満たしておらず、耐震化の必要性があるとされたところであります。

教育委員会では、この耐震診断結果を踏まえて、屋内運動場の耐震化の方法について検討した結果、耐震補強は困難であったため、改築工事により耐震化を図ることとしたところであります。改築した現在の屋内運動場は、平成26年度に設計を行い、平成27年7月に着工し、平成28年3月に完成したところであります。

なお、平成24年度に旧西田沢小学校の屋内運動場の耐震化への対応について検討した際には、旧西田沢小学校は複式学級を有しておらず、通学区域再編についての話し合いは行われていなかったこと、地元からは、旧西田沢小学校の児童の安全を最優先に対応を急いでほしいなどの要望があったことを踏まえて、屋内運動場を改築することとしたところであります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 改築した理由が、当時は生徒が多かったんですね。無駄な、今は使われていない施設、ぜひとも早めにして、活用を考えていただきたいなと思います。沖館市民センター、運動公園は、今、コロナの関係で使用に制限がかかっています。

そういう意味では、使うとなれば、水道代の基本料金を水道部でまけてくれないでしようし、いろいろかかるでしょうが、ひとつ、市民の皆さんがこのコロナ禍の中で利用できる1つの体育館です。

ちょっとここで、教育委員会事務局教育部長がいたので、ついでにというのは失礼ですが、この前審議した案件の中で、実は修学旅行のお金が、沖館中学校だけはまだ返っていないと。学務課の皆さんに大変面倒をかけたが、いわゆる修学旅行支援事業の中で、ちょっと文面が、私、誤解、ちょっと読み方によって違う捉え方をしたので——「保護者等の負担軽減を図るため」とありました。「保護者等の負担軽減を図る」ということは、保護者に負担があるんでないかという、まだ沖館中学校の人たちは、まだもらっていないので、全額戻ってきたか分からないので、ちょっとその点をお答えいただければ、すみません。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 修学旅行の延期等の際に発生したキャンセル料についての御質疑にお答えします。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として行った修学旅行の延期等により発生したキャンセル料につきましては、保護者が旅行会社から請求されたキャンセル料等の全額を公費負担するものであります。

以上でございます。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。多分早めに、学務課の皆さんが頑張っ、戻ってくるんだと思っています。修学旅行の返金するのに、学務課に聞いたら、現金で、券種も全部そろえて、大変な作業だと思います。事故のないように進めていただければと思います。

次です。次の質疑は、あらかじめ言っているんですが、これは今年の3月の定例会に予定していました。しかし、2月に、私、東京へ行って帰ってきて、3月に学校が休校になったり、新型コロナウイルスの影響が出たので、3月議会では急遽、新型コロナウイルス感染症対策に切り替えをしました。その残りをちょっと聞きたい。

その前に、この前の総務企画常任委員会で、私、税務部長に対して、今年の3月の経済状況について、認識が違うんでないかという、ちょっと強い口調で言いましたが、経済的には大変なんだけれども、税務的には、収納に関しては何も関係ないので、税務部長の説明した影響がありませんでしたというのに対して、ちょっと強い口調で違いうだろうと言ったことに対しておわびを申し上げたいと思います。

それで、そのついでですので、ちょっと要望がありますが、そこに行くまでちょっとお話を。総務企画常任委員会の説明を聞いて、いわゆる条例をやっても、条例を決めても、中の細かいことに関しては、我々議員は、地方自治法第96条第2項の議決権がないので、今、条例をつくらなくてもつくっても、中身はこれまでと同じ運用をするということと、それから、金曜日のときには、その後、市長の村川議員へ

の答弁の反訳を頂きまして、見て、私としては理解をしました。ただ、制度の中身は理解していなかったもので、とりあえず理解をして、金曜日は終わりました。

そうしたら、火曜日に予算特別委員会でもちょっと出ました。その中で、総務企画常任委員会の席上の後ろで、その条例案の採決をした際に、どなたか分かりませんが、小さいガッツポーズをしたと。握手をしたと。誰がどうしたか分かりませんが、その話を聞いて、言えることは——税務部長はしていませんでした。それは、私、ちょうど総務企画常任委員会の委員長の顔を見ていましたので、御尊顔を拝見しておりましたので、それはちょっと私は見れませんでした、数人の方がそういう方がいたと。さて、これはどういうことを意味しているのかと。その日はそれで頭いっぱいでした。この条例案を制定されれば何かあるのかなということで、小さなガッツポーズをするというのは、勝ったという意味ですね。私は負けたのかなと。その日はなかなか考えが及びつきませんでした、この案件について、国民健康保険税の減免については、私、コロナ感染症対策で、総務企画常任委員会と経済部をお願いをして、いわゆる経済対策をまとめました。

そのときに、企画部のほうから、国民健康保険税の話をちょっとされたんだけど、私はそれをその後見落として、皆さん、こういう緊急のときですので、いろんな経済対策を使ってくださいよと、チラシに書いて、地域に配りました。そのときに国民健康保険税の減免のことをちょっと失念しまして、それが私にとっては残念なことでありますが、勉強不足だったなど。そういう意味では、負けたんだろうなど。失望感やら何か分からないもやもやした感じが続いていました。

今後、この制度については制度内容を頂くことになっておりますので、これから来年の3月まで、コロナ感染症で影響を受けた方がどういうふうな申請をして、どういうふうに生活を継続できるか、それを見届けたいなと思っています。

その考えているときに、国がこうすればいいよと来たものを市がそれをやらないで、例えば、市民に損失を与えれば、また発展して損害賠償になるなど。それで、一般質問で私、看護師の医療過誤の関係で看護師が訴えられたケースがいっぱい出て、その後、全国の自治体で職員が個人的に訴えられることがあって、一般質問しました。個人賠償でいうと、地方自治法は、個人に特定されないということですので、その点では、どういうことがあっても職員には行かないなと一安心しました。ただ、求償権という、いわゆる自治体が本人に対して金を求めるということはあるんだけど、これは横領とかということです。この中でまた、誤って制度を教えて、それで損害賠償を受ければ、これは市として弁償すると。このときにどんな相談をしたのか。要望ですが、要は、相談された方がどういう内容で相談したのか。これは、今後考えてほしいのは、よくあるのが、相談したが、言った言わないの話がよくあります。そういう意味では、私、前に情報公開の場で、可視化するべきという質問をしたことがあるんだけど、どんなことを質問して、どんな内容で担当課が答えたかというのは、ぜひとも制度、論理的にしていだきたいなと思いま

す。いつも質疑時間が30分しかないので、口早にというのは、今になっても、時間がいっぱいあっても変わらないなど。そういうことで、ぜひとも要望しておきたいと思います。

それでは、指定管理者の管理している市民センターの職員の給料について、ちょっとお伺いをします。

指定管理の基本方針ができたのが平成17年だと思います。バブルが昭和60年から平成7年——バブルだそうです。この当時、私の人事院勧告の資料にはないんだけど、何にも給料が上がらないと。それで、私、同級生に、バブっている人たちから、役所の給料ってそんなものなのかって、随分ばかにされた時期であります。いつかはバブルが来るだろうと思って待っていたら、いわゆるバブル崩壊ですよ。もう何も恩恵を味わうことなくバブルが崩壊してしまったと。それで平成12年に三位一体改革だと。それで平成14年に指定管理が出たと。そういう経過をたどって、調べて、平成19年から最低賃金、まあ、市民センターの給料もちょっと調べて、資料を頂きました。平成19年の青森県の最低賃金は619円、それからちょぼちょぼ上がって、平成24年には654円、現在は793円。それで、青森市の臨時職員の単価も調べていただきました。平成19年は770円、平成24年は800円、それから現在は単価として、令和元年は890円、それで今年から会計年度任用職員の制度ができています。

それで、指定管理業務の賃金推移、これをちょっと出していただきました。グループがあってですが、ほぼほぼ臨時職員並みかなと。実質、臨時職員並みなのかなという印象は受けないんですが、こうして調べてもらうと、指定管理者の業務員の賃金の平均が大体、臨時職員の単価だなと。そうやって、青森市が今の会計年度任用職員制度になったわけですけれども、4月から会計年度任用職員制度が始まって、時間単価の引上げ及び期末手当が支給されていますが、中央市民センター以外の各市民センター職員の賃金が見直されていないと。見直さないのであれば、この指定管理者制度そのものを見直すべきでないかと思うんですが、見解を求めます。お願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 指定管理者制度の見直しについてお答えいたします。

会計年度任用職員制度につきましては、地方公務員法等が改正され、1年以内で任用される地方公務員一般職の非常勤職員等に適用されるものであります。一方、指定管理者制度は、民間のノウハウを活用し、効果的・効率的に公共施設の管理を行うものであります。指定管理施設に勤める職員の賃金など、雇用条件につきましては、指定管理を受託した団体と職員との民事上の雇用契約によるものであります。したがって、会計年度任用職員制度への移行が指定管理者制度の内容に直ちに変更をもたらすというものではないものと認識しております。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 いろんな意味で単価が毎年——来年はちょっと厳しいかもしれま

せんが——上がっている現状の中で、指定管理だけは5年に1回見直されれば見直されるという段階です。

私に予算提案権・執行権があればすぐにでも追加で出したいところなのですが、願いの域を出ませんけれども、市直営の職員は期末手当を支給されて、会計年度任用職員も支給されると。指定管理施設ではないと。賃金の改善が5年間ないと。あまりにも不均衡であるので、お願いです。追加補正を、お金を持っているあなたからしていただけないでしょうか。お示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 待遇改善のための指定管理料増額についてお答えいたします。

指定管理施設に勤める職員の賃金につきましては、先ほど申し上げましたけれども、指定管理を受託した団体と職員との民事上の雇用契約によるものであり、会計年度任用職員制度への移行が指定管理者制度の内容に直ちに変更をもたらすものではないことから、指定管理期間中に指定管理料を増額することは難しいものと考えております。

しかしながら、指定管理料の基準額におけます人件費の算定におきましては、市の職員単価に準拠することを基本としながら積算をしております。したがって、今回の市民センターにおける指定管理者選定時には、会計年度任用職員制度も踏まえた人件費の基準額を積算することになると考えております。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 私、初めて聞いたような気がするんですけども、人件費の単価を参考にして決めているということなので、今の話だと、会計年度任用職員が始まった、それで今、いっぱい議案が出ています。その全てが、多分これ、会計年度任用職員の賃金とかに変わるということの意味でしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

藤田委員のおっしゃられた認識で結構であります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。急に雪の空が明るくなったような気分であります。

ただ、今後のことなんでしょうけれども、今後も会議がありますよね。来年また指定管理の更新のところがあるとは思いますが、そこも同じと考えていいか、すみませんがお願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 再度の御質疑にお答えいたします。

来年度更新される指定管理施設がありますけれども、その時点で既に指定管理者制度について、会計年度任用職員制度が既に始まっているわけですので、その職員

単価といいますか、そういったものについては、市の会計年度任用職員制度、それと同じものを基準にお支払いするというか、基準額を算定していくということになるわけでありませう。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 全部の指定管理に会計年度任用職員の単価を参考にして決めるということです。ありがとうございました。

来年、このコロナの感染症で、多分大変厳しい内容が、職員の人事院勧告も含めであるだろうと思います。そういうときには、今年のをあまりその年その年ときちっとやらないで、将来見通しでやっていただくことをお願いします。ありがとうございました。内容は何ぼになるかわからないけれども、市民センターの皆さんが聞けば、涙を流して喜ぶんじゃないかと思ひます。

さて、あと市民センターに関わってです。これは私、毎回、人材派遣会社ではないんだけれども、やはり地域の皆さんの社会教育の場としての市民センターを運営するに当たって、働いている業務員の社会教育の知識をどうつくるかというのは、これは指定管理したときの大きな課題でした。これは私、その場で、業務員のスキルアップをどうするんだと——時間があるのでゆっくり言えばいいんですよ。どうしてもいつも時間がないので早口になるんですが、そういう意味でのスキルアップをどうさせるかというのが大きな課題で、今もそれはあるかと思ひます。そういう意味では、市民センターの職員を一括管理をして、人材を派遣する形で各市民センターにやるのが、私は一番、働いている人たちも刺激があつて、いつも同じところで、同じメンバーで働くよりいいのではないかと思ひています。

そういう意味では、私は大分前にもこの話をしたことがあるんですが、今後、市役所の中で人材派遣センターというのはどうなのかということもありますけれども、人材の育成及びさらなる市民サービスの向上を図るこうした仕組みを考へてはどうか、お考へをお示しください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 藤田委員の市民センター職員の人材育成及び市民サービスの向上についての御質疑にお答へします。

地区市民センター10館につきましては、コミュニティー意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できますことから、青森市指定管理者制度導入基本方針に基づき、地元住民団体に管理運営を委託しているところであります。このため、職員の採用につきましては、それぞれ10センターの指定管理者に委ねられておりますことから、一括管理はできないものであります。

しかしながら、各市民センター間の交流による人材育成及び市民サービスの向上を図ることににつきましては、1つには、各市民センター共通の課題解決のための意見交換等を行う館長会議におきまして、市民センターにおける人材育成・市民サービスの在り方について、情報共有や協議を行っているところであります。2つには、

各市民センター職員が交流できる情報交換会を設けておきまして、講座の企画・運営等について各市民センターの情報を共有しているところであります。3つには、生涯学習推進員が全市民センターを巡回し、各市民センターの情報を伝えるなどしながら、事業計画立案や講座の企画・運営、広報活動等への支援・助言などを行っているところであります。

各市民センターにおきましては、これらの交流を踏まえてセンター運営を行っており、例えば、沖館市民センターでは、人材育成として年数回の内部研修や外部研修にも積極的に参加するなどして、平成29年度には、市民センターの取組が地域に大きく貢献していることが評価され、文部科学大臣による優良公民館表彰を受賞したところであります。

教育委員会におきましては、今後も館長会議及び情報交換会の工夫や、生涯学習推進員との一層の連携など、様々な機会を捉えて、市民センター職員の相互の交流や人材育成、市民サービスの向上に取り組んでまいります。

○館山善也委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。思い出しました。優良何とかをもらってお祝いをしました。ある意味、沖館市民センターは、最初はOBの方がいて管理していて、指定管理になって大分危惧されたことがありましたけれども、いろんな講座をやって、大分昔の雰囲気、社会教育に貢献しているなという、それは私も管理運営協議会の委員として実感しています。ただ、どうしても研修となると、自分のところのお金でやらなければいけないと。ぜひとも予算が少ない管理運営協議会でするので、その予算を教育委員会として持っていただいて、研修をしていくようにしていただければ、より一層スキルアップにつながるんじゃないかなと思っています。そういう意味では、今後とも、地域の社会教育の拠点として、中央市民センターがそれを指導していく立場ですので、ぜひとも頑張って、よりよい市民センターにしていきたいと思います。

今回は、会計年度任用職員じゃなくて、指定管理の更新時期に合わせて、懐も暖かくなりそうなので、より一層励むように、私も管理運営協議会の委員の一人として地域を叱咤激励していきたいなと思います。

教育委員会におかれましては、ぜひとも、私もそろそろ年寄りの会に入って、そういう寿大学に入る時期になりましたので、そういう教育を一つ一つ積み重ねていただくお願いをして——いつものとおり早口になってしまいました。これで質疑を終わります。

ありがとうございます。

○館山善也委員長 次に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 自由民主党の中田靖人です。

私のほうからは、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、クラスター発生の際の店名公表についてということで、これ1本で行きたいと思います。

これまで青森市では、12月4日と、それから12月12日に飲食店クラスターが2件発生しております。そして、この2件とも店名を公表しているということであり、感染の拡大を抑え込むための措置として、店名公表をしているということでもありますけれども、どのような条件がそろえば、その店名の公表に至るのかというところで、青森市内の飲食店のほうから私のほうに数件、ちょっと聞いていただきたいということでの要望が来ておりました。店名を公表されているのは、現時点では接待を伴う、いわゆる夜の街関連だということでもありますけれども、例えば、青森市で言えば、本町周辺で言えば、接待を伴わない居酒屋であったりとか、寿司店であるとか、そういった飲食店もあります。そういう類いのお店でも店名公表があり得るのかどうかというところで、事業者の方々が大変不安になっているということでもあります。

それではちょっと、順次、順繰りたどるように質疑していきたいと思います。まず最初に、クラスターが発生した場合の店名公表の基準をお示してください。

○館山善也員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 中田委員からの店名の公表基準についての御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報の公表につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条を踏まえ、「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」を参考に行っております。この基本方針においては、感染者に接触した可能性のある者を把握できない場合に、感染者と接触した可能性のある者を把握するため及び感染症を蔓延させないための適切な行動等を個人が取れるようにするため、不特定多数と接する場所の名称、他者に感染させ得る行動・接触の有無等を公表すること等が示されております。

このことから、本市におきましても、店名を公表する大きな基準は、保健所の積極的疫学調査や店舗側の協力をもってしても、感染者と接触した可能性のある者を把握することが困難であると判断した場合、市民への感染拡大防止の観点から、店舗を利用された方へ感染のリスクを知らせ、早急に検査へつないでいくことができるようにするため、店舗名と感染リスクの高い利用期間を公表しております。

本市では、これまで2回、店舗名を公表しております。1回目は、飲食店クラスターの発生が認められた令和2年12月4日、2回目は、飲食店クラスターとはなっていないものの、患者の発生状況から感染拡大のおそれが高いと判断された令和2年12月12日です。いずれも感染リスクが高いと判断される期間における店舗利用者が、店舗側の協力をもってしても、店舗の特性からフリーで来店される方の連絡先までは把握できておらず、一定時間の利用状況から、感染のリスクも極めて高く、また、相当数の不明者が見込まれたことから、店名を公表し、利用された方へ保健所への連絡を呼びかけたものです。

国では、場所の名称を公表する場合、必ずしも関係者の同意を必要とするもので

はないとしておりますが、感染の蔓延防止に店舗側にも御協力をいただく観点から、店舗の了解を得た上で公表しているところです。

これら店舗側の御理解・御協力をいただき、公表したことで、保健所も店舗側も特定できなかった利用者に連絡をいただくことができている、速やかな検査へつないでいるところでもあります。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。ただいまの答弁で、感染者と接触した可能性のある者を把握するのが困難な場合に、店舗の名称とそれから利用期間、こちらのほうを公表しているということで、また、その店名の公表に当たっては、国の指針では同意は必要ないとしているけれども、青森市としては、店側の同意があって、了解をもらってから公表しているということでありました。

それでは、次に、飲食店を利用した際に、大人数の団体の場合、幹事の連絡先を店側が把握していて、幹事から利用者全員に連絡が可能であれば、店名公表に至らないのかどうかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 店名の公表に係る再度の御質疑にお答えいたします。

陽性となった方の行動歴の中で、多数の人と一緒に店舗や会場等で懇親会等に参加していたということは実際にあります。この際、保健所の積極的疫学調査に幹事となった方に御協力をいただいて、参加者名簿を取りまとめ、連絡先等まで御提供いただいたことで、速やかに検査へつないだこともあり、誰が参加していたかが明らかになっていることは極めて重要であります。店舗にはフリーで来店されるお客様もいらっしゃるから、団体の利用客は把握はしていても、個人客までは把握していないという場合もあります。

業種別ガイドラインでは、留意すべき事項として、入店時にアンケートを実施し、連絡先や体調を記載してもらうこととし、アンケート用紙は、当面の間、1か月を目安に保存することが記載されております。感染者と接触した可能性のある方を全て把握できている場合は、店名について公表するものではなく、公表はあくまで感染者に接触した可能性のある者が把握できず、感染拡大のリスクが極めて高いと判断された場合に行うこととしております。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ありがとうございます。団体で利用した場合には、その代表者の方の連絡先が分かれば、その団体の全員に連絡取れる、把握できるということであるので、不特定多数で感染経路が分からないということがあり得ないので、幹事なり、代表の方の連絡先が分かれば、オーケーということかと思えます。

先ほど、答弁の中で、様々まだちょっと分からない言葉が出てきたので、確認しますけれども、積極的疫学調査というのは、具体的にどのようなことをすることを指しているんでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 積極的疫学調査についての再度の御質疑にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症患者については、感染拡大防止を図るため、御本人の了解と御協力を得ながら、積極的疫学調査を行っております。具体的には、患者の症状が出現した日の2週間前から入院までの期間について、症状が出現した日や症状の経過、いつ、誰と、どれくらい接触していたか等の行動を時系列で丁寧に聞き取りし、感染源の推定を行うとともに、感染のおそれの高い濃厚接触者の特定を迅速に行っております。

濃厚接触者の特定は、国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に基づき、感染する可能性のある発症2日前から接触した方のうちで、患者と同居あるいは社内等で長時間の接触があったかどうか、感染防護なしに患者の看護・介護等をしていたかどうか、患者の唾液やたん等の分泌液に直接接触したかどうか、感染防護なしに、目安として1メートル以内の距離で15分以上の接触があったかどうか等に該当する方について、接触時の環境やその度合い等から総合的に判断して、PCR検査を実施しており、結果が陰性だった場合でも、2週間の健康観察を行っております。また、濃厚接触者には該当していなくても、接触の状況から必要と判断された場合には、PCR検査を実施し、感染拡大防止に努めているところであります。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今、様々御答弁ありましたけれども、濃厚接触者とみなされる方々の特定をしていくための作業であるということが分かりました。そして、最終的に総合的に判断していくと。ケース・バイ・ケースということもあり得るんでしょうから。そういった積極的疫学調査ということをして、追跡調査をして、判明をさせていくということが分かりました。

次に、先ほどの答弁で一定時間の利用状況とは具体的にどのような状況を指すのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 一定時間の利用に関しての再度の御質疑にお答えいたします。

国立感染症研究所感染症疫学センターの「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」によると、濃厚接触者の定義の一つとして、感染防護なしに、目安として1メートル以内の距離で15分以上の接触があったかどうかを判断基準としています。このたびの保健所の調査では、店舗においては、消毒等の衛生管理はしていたものの、接客に当たっては、マスクをつけたりつけなかったりであり、また、利用客にあっても、把握できた中では同様の状況があったこと、また、このような状況で接客時間は15分以上に及んでいたことから、一定時間の利用と先

ほど答弁で申し上げたものであります。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。感染防護なしで、1メートル以内の距離で15分以上の接触というのが一定時間の利用状況ということの御説明がありました。感染防護なしというのは、要は、マスクなり、こういうのをつけていないという状況で、1メートル以内の距離で15分以上の接触があった場合には、そういうふうになされるということですね。分かりました。

それでは、相当数の不明者が見込まれたと答弁にありましたけれども、その相当数というのはどのぐらいの人数を指すのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 相当数の不明者とはとの再度の御質疑にお答えいたします。

店舗側からは、感染リスクが高いと判断される期間における店舗利用者が、複数回利用の方も含め、延べ人数が100人程度いるとの情報を頂いたものの、フリーで来店した利用者の連絡先は不明で分からない状況にあったこと、また、保健所が行っている疫学調査においても、連絡先の分かる方は非常に限られていたことから、相当数の不明者が見込まれたと先ほど答弁で申し上げたものであります。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 相当数というのは、具体的な数字ではなくて、調査していく段階で、これはちょっとフリーの方もいて、所在とか連絡先が把握できないということ、その奥にももしかしたら、相当数の人数が感染、濃厚接触者がいる可能性が高いということでの相当数の人数ということであったということが分かりました。

あと、最初の答弁でありましたけれども、業種別ガイドラインというワードがありました。入店時にアンケートを実施して、連絡先を1か月保存するというものになっているようでもありますけれども、私のほうにもいろいろ、いろんな飲食店とか、それからスナックとか、そういうところの経営者の方からも相談が来るんですけれども、こういったアンケート実施というのは、各業界のほうから打診が来ているのかもしれないけれども、多くの事業所は把握をしていないというところが多いように感じます。改めて周知するべきだと思いますけれども、市の見解をお示しいただけますか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 業種別ガイドラインにおけるアンケートの記載の内容についての再度の御質疑にお答えいたします。

新しい生活様式を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防と店舗などの事業再開を両立させるために、各業界団体から出されたのが、業種別ガイドラインであり、基本的な考え方とリスクに対する具体的な対策が示されております。業種は、劇場や展示場、遊興施設や体育施設、飲食等、19種類に分類されており、例えば、飲食に関していうと、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会では、「社交飲食業におけ

る新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が策定されております。これらガイドラインにつきましては、それぞれの業界団体から加盟店に周知がなされているところであります。

保健所では、このたびの飲食店を起因としてクラスター発生を受け、早急に新型コロナウイルス感染症予防への注意を喚起するため、12月8日には本町の飲食店街へ、12月9日は駅前や新町の飲食店街へ、保健所職員が、例年この季節に多くなる食中毒予防と併せて、業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守徹底を各店舗に呼びかける夜間監視活動を行いました。

また、保健所の飲食店を含む食品関係の営業許可申請窓口におきましても、随時、業種別ガイドラインの徹底について周知をしているところです。

このたびの連続した飲食店クラスターの発生を受け、飲食の際のリスクが高まる5つの場面や、飲食店にあっては利用客の連絡先の保存などにつきましても、今後、ホームページ等にも掲載し、周知してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 業種別ガイドラインが19種類あるということでしたけれども、その19種類のうち、アンケート実施を指示しているのは、接待を伴う飲食店、いわゆる夜の街関連だけということになるのでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 アンケート実施に係る再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど19種類の業種別ガイドラインが出されていると申し上げましたが、例えて言えば、展示場や体育館施設、遊興施設等におきましては、会員制で、利用者の連絡先の把握が可能である場合もありますが、飲食業とかにおきましては、フリーで来店されている方々が多数いらっしゃる場合、その方への連絡先を分かる方法として、アンケートなどを活用して、連絡先をアンケートによって把握をして、それを1か月程度保存するということが記載されております。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 まあ、接待を伴う飲食店に特化しているということによろしいですよ。結局、そういうふうなお店は、自衛手段として、アンケートという形でお客様の名前と連絡先、住所よりも電話番号、こういったものを把握すると。そのアンケートを1か月間は保存して、万が一に備えているということで、自衛手段を取っていくべきであると。その19種類のガイドラインはあるけれども、その中でも、そのほかの業種というのはそういうふうな自衛手段というのは、特にはないですよ、そのアンケートを取るなりとかで、店名公表に至らないようにするという。

先ほど、会員制だったところとかは、店名公表に至らないと。要はみんなそこに入っている方々の連絡先なり個人情報把握できているからということだったんですけれども、ちょっとだけ、これは私が調べたら、12月13日に静岡県の浜松市でスポーツジムでクラスターが発生して、浜松市は店名を公表しています。青森市の場

合は、先ほどのお話ですと、青森市内にあるジムに関しては、そういうふうな形で会員制だから、そのアンケートなりとかを取らなくてもいいし、店名公表に至るといふことはないだろうというふうな想定だということでした。ただ、他県では、スポーツクラブ、スポーツジムでクラスターが発生をして、市の判断で店名を公表しているという例がありますので、その点については、ちょっと今後、想定されることもちょっと検証していただきたいなと思います。

店名公表を決断するのは、県でしょうか、それとも青森市でしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 店名公表の判断につきましての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、感染者と接触した可能性のある方を全て把握できている場合は、店名について公表するものではなく、公表はあくまで感染者に接触した可能性のある者が把握できず、感染拡大のリスクが極めて高いと判断された場合、保健所が県とも相談をしながら、青森市として判断しているところがあります。

○館山善也委員長 中田委員。

○中田靖人委員 県とも相談しながら、青森市として判断しているという言い方ということは、青森市が決断しているということですね。分かりました。

最後にまとめをお話しして終わりますけれども、大分殺伐としてきております。私だけじゃなくて、議員の皆さん、それぞれのつながりの飲食店があると思いますけれども、いろんな相談を受けたりとかしていると思いますけれども、この店名公表で、要は経営に重大な瑕疵が生じる可能性もあるということで、忘れてはならないのは、店側は不可抗力の場合もあるし、ある意味、協力してもらおうという立場でいかないといけないと。間違っても加害者ではないし、どちらかというところ、コロナウイルス感染して、そういうふうになって、不測にもなってしまった方が来店したことによって起きたということで、そういう点では、市として、そういった事業者をしっかりとサポートしていくということが必要なのかなと思います。

青森市内でも、もう既に2店舗、これからまた増えていく可能性があるということで、風評被害とか中傷から守っていくということも必要です。既に起きているという話も聞こえてきておりますけれども、我々が、行政がやらなくてはいけないのは、こういった誹謗中傷や、それからコロナ感染から青森市民を守っていくということを優先して考えていかななくてはいけないと思います。

福井県の取組ですけれども、店名公表の要請に応じたお店に対して、協力金として50万円支給しています。これは、福井県の制度ですから、杉本福井県知事が制度を創設して、その検証結果を発表していますけれども、この協力金の創設によって店側の協力を得やすくなって、結果的にコロナ感染の拡大を抑えることにつながったというふうにおっしゃっています。店名公表を決定するのは青森市というのであ

れば、やはりそういった形で店側を店名公表に協力していくという形の事業者をサポートする制度の創設、これも考えていかななくてはならないんじゃないのかなと思います。

これからまた冬が本格的に始まって、気温が下がっていくという中では、コロナ感染がこれからまだ第何波が来るかもしれないという中であって、我々は改めて気を引き締めていかななくてはならないし、それに苦しむ事業者に対しては、全力でサポートしていかななくてはならないと思います。

保健部の皆さん、それから保健所の皆さんも日々本当に朝から晩までお疲れさまですし、エッセンシャルワーカーの皆さんも日々の生活の中で、感染危機を感じながらも、職務に就いていらっしゃることに心から敬意を表しまして、私の質疑を終わります。

○館山善也委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時15分といたします。

午後2時2分休憩

午後2時15分再開

○館山善也委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、質疑に先立ち、山崎翔一委員から発言の申出がありますので、これを許可いたします。山崎翔一委員。

○山崎翔一委員 すみません。私の先ほどの質疑の中で、競輪事業、過去最高の売上げというふうに申し上げましたけれども、過去最高ではないということでしたので、直近5か年の売上げにおいて最高額というふうに訂正したいと思います。

○館山善也委員長 質疑を続行いたします。

次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。

総括表に基づいて、総務費について質疑をしたいと思います。

10月1日から新しい庁舎の駐車場を使い始めて、私の控室の窓からよく見えるものですから毎日のように見っていますが、そこでの感想も含めて質疑したいと思います。

比較的大きい乗用車が区画の白線の升の中に入れるのに、バックで入れたりするのに、何回もハンドルを切り直して、前に行ったり後ろに行ったりしてようやく収まるという例がよく見られる。大分ストレスがたまるだろうなと思っているんです。それから、大きい車が並んでいますと、ドアを開けて車の外に出るのも体を横にして、カニが出るみたいにしてやっと出るというようなこともよくあると。

それで、駐車場の外構工事の図面を見てもみますと、この升の幅が2メートル30センチで全部一律になっていることが分かります。車路——車の通る通路も幅が5メートルということになって、これが狭いためにそういう御苦勞をされているのではないかと私は思いました。升の幅が一律に2メートル30センチということがネックになっていると思います。公用車の長さや幅、大きさを考慮しないで一律にしてしまったためではないかと思いますが、本庁舎の公用車等駐車場における駐車区画の幅及び車路幅が狭いと思うが、どのように検討を行って、駐車場整備や車両配置をしたのか、その考え方を示していただきたい。

以上です。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 市役所前駐車場の駐車場整備と車両配置についての御質疑にお答えいたします。

市役所前駐車場につきましては、旧庁舎の解体後の本年6月から整備を開始し、9月末に完了し、藤原委員から御案内のとおり10月1日から供用を開始したところであります。

本駐車場については、南北の広場の在り方や新庁舎の利用動線などを考慮する必要がありましたことから、新庁舎の設計と一体で検討しておりまして、新しい市庁舎のあり方有識者会議や関係部局等からの意見を踏まえ、一般駐車場と公用車等駐車場を区分けして利用することで計画しております。

一般駐車場につきましては、青森市駐車場条例の基準によって定められております幅2.5メートル、奥行き6.0メートルの駐車区画や、本庁舎の延べ床面積により算定される附置台数——いわゆる駐車場の附置台数というのが決まっております——さらに、市民の皆様が利用される窓口部門が駅前庁舎に集約配置されたことを踏まえまして、30台分を設置したものであります。

また、車椅子を利用される方や妊娠中の方などが御利用いただけるよう、青森県福祉のまちづくり条例整備マニュアルの整備基準に基づきまして、幅3.5メートル、奥行き6.0メートルの駐車区画を2台分設置したところであります。

一方、公用車等駐車場につきましては、青森市駐車場条例により附置することが義務づけられている駐車場に該当しないことから、駐車区画につきましては、国が示しております駐車場設計・施工指針に基づきまして、小型乗用車、いわゆる5ナンバー車両の駐車区画に相当する幅2.3メートル、奥行き5.0メートルの基準に基づき整備したものであります。

公用車等駐車場の車両配置につきましては、公用車、議員用車両、市政記者用及び職員労働組合用など、それぞれの関係部局等と協議を重ね、新たに市政記者用の区画を5台分設けることや、公用車のうち一部は駅前庁舎へ再配置するなど、さまざま調整を経て、最終的に、マイクロバスを含む公用車33台、議員用22台、市政記者用5台、職員労働組合用1台分について現在の場所へ配置したものであります。

○館山善也委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 公用車の今の駐車場の幅を決めるのに、小型乗用車を基準にして出したというふうなことですけれども、公用車だけではないですよ。議員の車もいわゆる普通乗用車、3ナンバーの車を持っている議員も何人かいるわけですよ。やっぱりそういうことも考えて駐車場の駐車升の配置・幅・大きさなども考えるべきだったのではないかと思います。

これは、後でもお話ししますけれども、冬の間、また大変になるんですよ。2メートル50センチだったらまだ分かるんですけれども、2メートル30センチという枠の中に車を収めてしまうと、除雪も大変、車と車の間の雪を片づけるのも大変、それで、それが屋根の雪なども落としてしまうものだから、車と車の間が山みたいになったりして、本当にその後、全く車線も消えてしまうし、訳分からなくなってしまう、そういう駐車場になってしまうんですよ。ですから、もっと当たり前に余裕を持って線を引くべきだったと思うんですけれども、この線を引き直していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 公用車等駐車場の駐車区画等の対応についての質疑にお答えさせていただきます。

先ほども御答弁いたしました。が、公用車等駐車場につきましては、青森市駐車場条例に附置することが義務づけられている駐車場に該当しないものですから、駐車区画については、国の駐車場設計・施工指針が示している小型乗用車、いわゆる5ナンバー車両の駐車区画に相当する幅2.3メートル、奥行き5.0メートルの基準に基づき整備したものであります。

公用車等駐車場も含め、駐車場につきましては、現時点で拡幅等は考えておりませんが、公用車等駐車場の車路につきましては、この駐車場法施行令に規定されている一方通行の車路、3.5メートルなんですけれども、この基準より広く、幅5メートルで整備させていただいております。このことも踏まえながら、譲り、協力しながら御活用いただきたいと考えております。

○館山善也委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 総務部長、車路の話もされましたけれども、一般の市民の利用する来庁者用の駐車場の車路は6メートルになっていますよね。あれはワンボックスの大きい車などがこの升の中に入ろうとすると、長い車もあるんですから、車路が狭いと。これまた窮屈で大変な思いをするということで、もっと、例えば、本庁舎の1階の通り抜けの部分、北側からと南側に抜けていくところがあるでしょう。あそこにも公用車の駐車ができるように、大きい車をそっちのほうに移すなどすれば、いろいろとほかの公用車、現在ある駐車場の枠も変えることができるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

時間がないので、次に行きます。この駐車場で次にお聞きしたいのは、ここの除

排雪をどのようにしようと考えているのか、考えを示していただきたいと思います。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 駐車場の除雪についての御質疑にお答えさせていただきます。

駐車場の除排雪につきましては、業務委託によりまして、ワンシーズン当たり、重機による4回程度の除雪及び2回程度の排雪を行うこととしております。ただし、一晩に大量の降雪があった場合などは必要に応じて、委託している業者に重機によります除排雪作業をお願いすることとしております。

一方、日々の除雪につきましては、一般駐車場はただいま申し上げました重機による除排雪とは別に業務委託しておりまして、この日々の除雪については、この日々の除雪を委託契約しております業者の作業員が、小型除雪機、ハンディー除雪機等を使用して除雪を行うこととしております。

また、公用車等駐車場につきましては、基本的には管財課職員が小型除雪機等を使用して除雪を行うこととしているところであります。この一般駐車場と公用車等駐車場の除雪した雪は、一旦真ん中の「南のひろば」の南側のほうへ集積して、集積した雪の量に応じまして、排雪作業を行うこととしているところであります。

○館山善也委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 昨日も見ていました。今日も見ていましたけれども、職員が、昨日今日あたりも20人ぐらい出て、雪べらを持ったり、ママさんダンプを押したりして、ここの公用車の雪片づけしているわけです。もう本当に一生懸命やって、もう頭から湯気出してやっている人もいるぐらい、汗をかいたりして、本当にこれは職員にしてみれば大変なことなのではないかと思うんですよ。あれだけ昨日今日と雪が降ったときに、うちを出てくる前に雪片づけしているでしょう。職場に来て、また、あなたの役目だからやれと言われてるんだと思うんですけれども、雪片づけして、疲れてしまって、本業ができなくなるのではないかと。本業がおろそかになるのではないかという、そんなことまで思います。

これはやっぱり機械除雪を何とか入れるというふうなことで分別して、職員の負担を軽くしないと駄目なんじゃないかと思うんですけれども、答弁をお願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 駐車場の除雪についての再質疑にお答えさせていただきます。

温かいお言葉、本当にありがとうございます。

駐車場の除排雪については、現在のところ、日々の除雪につきましては、先ほど申し上げましたように、公用車等駐車場につきましては、基本的には管財課職員がやることとしております。今後、管財課職員だけではきついところもありますので、総務部、あるいは本庁舎に通っている職員にも声をかけながら、当面はそれで対応させていただきたいと考えております。

○館山善也委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ほかの職場の職員も動員するって、私が叱られるじゃないですか。当面は当面はと繰り返しているんで、なかなか今日明日にはどうにもならないでしょうけれども、本当にそういう意味で、仕組みとして考えてください。強く要望しておきます。

それから、もう1点要望ですけれども、赤いコーンが立っているんですけども、あれは邪魔で、引っかけたままという議員もいますので、あれを何とかしてほしいということ、答えられますか。お願いします。

○館山善也委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 公用車等駐車場の三角コーン、ロードコーンについての質疑にお答えさせていただきます。

公用車等駐車場につきましては、供用開始間もないことから誤った場所に駐車しないよう、現在、ロードコーンを設置して、駐車場所をゾーンの的にお示ししているところでありまして、冬期間は、特に積雪により駐車場所が認識できなくなることが想定されることありまして、車両の駐車場所を明確にするためにも、ロードコーンを設置することで、運用していく必要があるものと考えております。

今後、積雪期を経過した後、区画別の利用について周知が図られてきた際には、ロードコーンの設置の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 藤原委員、20秒あります。

○藤原浩平委員 終わります。

○館山善也委員長 次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 自由民主党の丸野達夫です。それでは、予算特別委員会に付託されました議案について質疑させていただきます。

議案第146号につきまして教育委員会に質疑をしようとしたのですが、事前に聞き取りの段階で山崎委員と同趣旨のものだというふうにお聞きしました。先ほど答弁も聞きましたので、質疑は割愛させていただきます。

同じく議案第146号「令和2年度青森市一般会計補正予算（第9号）」、8款土木費5項住宅費1目住宅総務費についてお伺いいたします。

市営住宅管理事務費が1085万2000円増額補正されており、需用費802万1000円、委託費283万1000円のそれぞれ増額補正されておりますが、その要因をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 丸野委員から増額補正された要因についての御質疑がありましたので答弁いたします。

本定例会に御提案させていただいております市営住宅管理事務費1085万2000円の増額補正につきましては、市営住宅の修繕工事に係るものであります。

修繕工事の対応につきましては、青森市営住宅等の管理業務に関する協定書にお

いて、1件当たり13万円未満のものは指定管理者で、13万円以上のものは市で行うことと規定していることから、需用費の802万1000円は市が行う維持修繕料、委託料の283万1000円は指定管理者が行う修繕に係る指定管理料の増額補正となっているところであります。

補正の要因につきましては、給排水・電気設備の不具合による緊急対応を要する修繕件数の増加により経常的な修繕料が不足する見込みとなるためであります。

なお、昨年度の修繕実績におきましては、市が対応した修繕工事は98件であり、指定管理者が対応した修繕工事は1157件であったところであります。

○館山善也委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。市営住宅について聞き取りいたした際に、緊急対応にかかった経費だということが分かりました。非常に分かりやすい聞き取りで非常に助かりましたので、そのことを申し述べたいと思います。

続きまして、議案第146号、6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費についてお伺いいたします。

農業関係諸調査事業とはどのようなものを指しますか。また、238万円ほど減額補正をしておりますが、その理由をお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○永澤治農業委員会事務局長 丸野委員からの農業関係諸調査事業についての御質疑にお答えします。

農業関係諸調査事業は、農地パトロールや農地の利用意向調査等に係る業務、農業者年金の運營業務、農地台帳システムの維持管理業務、遊休農地解消のための研修会開催などを行う事業であります。

今回の減額補正案につきましては、当該事業の財源として活用している国の農地集積・集約化対策事業実施要綱に基づく青森県機構集積支援事業費補助金の交付額が238万円減額決定されたことによるものであります。

減額の対象となった主な業務とその対応であります。1つに、農地地区地番図データ作成業務で、これは農地を調査する際に活用する農地の地番図の空白部分を作成するための委託業務であり、全額国費による事業であります。申請額約550万円に対し、国の内示額が約400万円となったことから、その内示額の範囲内での対応としております。2つに、国が導入を進めております農地台帳システムの地図更新に係る業務であります。申請額88万円について、国の内示が得られなかったため、今年度は実施を見送っております。

今回の補正予算案として提出している農業関係諸調査事業については、通常業務に係る予算は確保されておりますことから、業務執行に影響を与えるものとはなっていないものであります。

○館山善也委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。減額補正されても業務執行に影響

響がないということが分かりましたので、安心いたしました。

農業委員会については、初めて質疑したんですが、非常に聞き取りの際も微に入り細に入り、聞き取りをしていただきまして、本当にありがとうございました。説明に当たっても、わざわざ資料をつくってきていただいて、表を頂きました。非常に分かりやすい表で、理解するのに助かりました。電話でも確認していただいて、非常に素晴らしい対応だったと思います。

続きまして、議案第147号「令和2年度青森市競輪事業特別会計補正予算(第2号)」についてお伺いいたします。

実は、聞き取りについて、私が今まで褒めてきたのは、ここに理由がありまして、聞き取りというのは本来——私は何度か聞き取りについて苦言を呈したことがあるんですが、やはりなぜ行かうかという、本来、予算特別委員会は聞き取りする必要はないんですが、質疑の趣旨と答弁がかみ合わなければいけないという、その一点にあるんだと私は思います。ところが、質疑を聞くまで、どんなことを言われるのかも分からないし、誰が何の質疑をするのか分からない状態で、質疑しなければならない。とにかく聞き取りに来ると、再質疑ないですよとか、取り下げてください、そればかりお願いするくせに、こちらの事情については全く配慮しないという、このような聞き取りであっては成立しないんだろうなと私は思っております。ただ、事前に企画部次長が気づいて、おわびに来て、聞き取りを行ったので、その件については不問に付したいと思いますが、今までも幾度となく聞き取りについては苦言を呈してまいりましたので、これができないのであれば、次回以降、聞き取りは要りません。ぶっつけ本番でやりましょうという話になるので、気をつけなければだめですよ、企画部長。大体、あなたが一番悪いんですよ。答弁が上がってきた時点で——聞き取りが悪いんじゃないですよ。上がってきた時点で、これでいいのかなと確認に来なければいけないはずだと私は思うんですよ。そのことを申し上げて、当初の質疑とは変わりますが、先ほど聞き取りに来たので、その件を質疑したいと思います。

総務管理費が325万1000円減額の補正になったのは、山崎委員の答弁より分かりましたが、4月・5月開催の5節が中止になったことによるものなのかどうかお示してください。

また、車券売上げの増加に伴う払戻金や場外発売委託料など、売上げに連動して増額補正したものということですが、それぞれ増額の内容をお示してください。なお、場外発売委託料はトータルで現時点でどのくらいになっているのかお聞きいたします。まずこれ。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 冒頭、聞き取りの件につきましては、この場でおわびを申し上げたいと思います。その上で、今、御質疑いただきました点に順次お答えをいたします。

初めに、総務管理費が325万1000円の減額補正となった理由についてであります。こちらについては、4月・5月開催の5節中止によるという影響ではありませんで、職員の人件費の減額補正という形になります。職員の人事異動及び人事院勧告を受けて職員人件費の減額をしたということでもあります。

次に、車券の売上げの増加に伴う払戻金や場外販売委託料など、それぞれ増額の内訳ということについてお答えいたします。

内訳について申し上げます。払戻金につきましては13億2453万3000円、場外発売委託料などの委託料ということで4億3922万1000円、全国競輪施行者協議会の分担金ということで554万円であります。

次に、場外発売委託料のトータルで、現時点での見込額ということでもあります。

現時点で、12月補正時点ではありますが、場外発売委託料は約21億5000万円を見込んでいます。

○館山善也委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 同じく議案第147号の中で、公用車賃借等の債務負担行為補正で、限度額28万6000円と設定いたしました。この公用車の車種及び契約内容、公用車を使用するケースはどのような場合が想定されるのかお示してください。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 公用車の関係についての御質疑にお答えいたします。現在の公用車の限度額28万6000円の債務負担行為補正の関係であります。

こちらは、現在の公用車を再リースするものであります。車種は日産セレナ、契約内容は1年間の再リースということでもあります。使用するケースであります。主にこの本庁舎でありますとか、駅前庁舎へ職員が移動する際の移動用ということで使用しております。

○館山善也委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。企画部長、いいですよ。次回以降、よろしく願いいたします。

予算特別委員会について、私から1点要望を申し上げたいと思います。恐らく理事者も議員も口ぐせなんでしょうけれども、予算特別委員会は質疑でありますので、質疑と申し上げるべきだと思います。

予算特別委員会の場で市政全般を議論するのは、予算は市政全般に関わるという理由でありますし、税や予算の審議から議会が発達してきたという歴史によるということも私も理解はしていますが、やはりどこまでが予算審議なのか、全く区別がつかないものですから、でき得れば、基本的質疑と一般質疑に予算特別委員会を分けて運営していただくことを要望して、私からの質疑を終わります。

ありがとうございます。

○館山善也委員長 次に、大矢保委員。

○大矢保委員 最後ですので、よろしく申し上げます。

安倍第1次内閣のときに総務大臣が今の菅総理でありました。それで、総務大臣のときにふるさと納税を実施したのが、今の総理であります。

あとまた、疑問に思ったのが、NHKの受信料及び携帯電話の高さということで、今、盛んに言われるようになっておりますので、調べてみました。

NHKの受信料については、公共放送の受信料義務化と罰則について、ドイツと、そしてイギリスを調べてみたところ、両国とも支払い義務があり、支払わないと罰金もしくは懲役刑が科せられるということでありました。

日本の支払い率は70%、しかし、イギリスは94.3%、ドイツは91.8%。日本の支払い率70%を85%に上げるとすれば、1000億円前後の増収が見込まれるということでもあります。

そして、徴収コストは、イギリスが5.2%、ドイツが2.1%、それに対し日本は12.9%であるということでもあります。そして、徴収のための人員が全国で5700人もいて、800億円もかかっているということでありまして、また、NHKの全収入を受診料で賄いながら、内部留保に当たる繰越剰余金が1280億円もあるということが今、問題になっているということでもあります。

あとそれと、携帯電話が高止まりしている原因の一つは、大手3社による寡占状態であるということでもあります。2017年度の手3社の営業利益は、NTTドコモは8328億円、営業利益率21.4%、KDDIは7329億円、営業利益率18.8%、ソフトバンクは6830億円、営業利益率21.1%、他の大企業の営業利益率は大体6%でありますので、いかに営業利益率が高いかということが問題になっています。

そしてまた、携帯電話は、国民のライフラインで、公的役割を担っていることから、利用者に値下げなどで還元しようという抑制が働いていないということ。そもそも電波は公共物であり、国民の財産である。その電波の利用料はこの4年間で、NTTドコモが244億円から168億円に、KDDIは168億円から114億円に、ソフトバンクは195億円から150億円に国は値下げをしております。

しかし、次のような反論もあります。今よりも早い次世代の5G移動通信方式の設備投資資金が必要であるので、決して過度な収益ではないと言う人がいます。そこで、設備投資額を比較しました。NTTドコモは、設備投資額5460億円、しかし、減価償却費4855億円。KDDIは、設備投資額3601億円、減価償却費4685億円。ソフトバンクは、設備投資額3704億円、減価償却費4992億円。設備投資額が減価償却額を下回っているということは、年々実質的な設備が減り続けているということで、利益が設備投資に向かうという反論には値しないと私は思っております。

ある——あるというよりも、はっきり言って、新聞に書かれましたので——KDDIの社長は民間の会社に国が関与するなというあまりにも無知で、携帯大手3社は電波という国民の財産を使って事業をしている限られた存在ということを自覚して、事業を行ってもらいたいと願うものであります。

NTTドコモは、2980円の格安料金の携帯電話を今、発売しますけれども、中身

については、皆さんもしっかり吟味していただいて、できれば、奈良委員に免じて、NTTドコモを利用させていただきたいと。

それでは、3点について質疑します。

市の人口動態は、転入者より転出者が多い転出超過が続いていますが、転入者増加に向けた対策について、市はどのように考えているのか。

次は、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者の再就職を後押しするため、他都市が実施しているように、離職者を正規雇用した中小企業を支援する取組を本市でも実施すべきと考えるがどうか。

次に、高齢者健康農園を継続実施するためには、ある程度の利用料金の値上げもやむを得ないと考えるが、市の考えを示させていただきたいと思います。以上。

○館山善也委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 転入者増加に向けた対策につきましてお答えいたします。

本市の人口の社会動態につきましては、令和元年度は、転入が7456人、転出が8453人で、差引き997人の転出超過となっており、平成27年度の1643人と比較いたしますと646人改善しております。

また、参考までに、本年1月から11月までの期間の社会動態ですが、722人の転出超過ということで、減少幅がさらに縮小してきております。

これまでの人口減少対策といたしましては、進学や就職を契機とした若年層の転出超過により社会減が継続していることから、魅力ある「しごと創り」が最も効果的であると考え、堅調な景況感を背景に、地域企業の新ビジネス挑戦のための支援事業や、起業・創業といった事業者側がリスクを取る取組を支援してきたところがあります。しかしながら、今後は、新型コロナウイルス感染症による景気後退局面や地方移住への関心の高まりを踏まえまして、オンラインやリモートワークを前提とした若い世代の人材確保を目指す新しい「しごと創り」を軸にまいります。

このことから、本年10月13日に、青森商工会議所、青森公立大学と本市の産学官連携により、リモートワーク人材を誘致するための支援策・受入態勢を研究する青森リモートワーク人材誘致研究会を設立し、先進事例の調査・研究、体験プログラム等の開発、リモートワーク・ワーケーション体験などに取り組んでいるところであります。

また、令和3年度予算編成方針であります、「地域移住やテレワークによる企業の進出支援」、「東青5市町村による移住、就農支援」を予算の重点化を図るために特別に指定した事業——チャレンジ枠として掲げたところがあります。来年度の予算編成過程において、リモートワーカー等の新しい働き方に対応した移住者誘致のための支援策、地域おこし協力隊制度や研修制度を積極的に活用した就農移住の促進、オンラインやリモートワークを前提として、サテライトオフィスなど、拠点を首都圏などから本市に移す企業の誘致などについて検討してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 大矢委員の離職者の支援についての御質疑にお答えいたします。

青森公共職業安定所、いわゆるハローワーク青森管内では、求人数が6月から、求職者数は7月から、この10月まで上昇傾向が続き、同月の有効求人倍率は0.91倍となっており、前年同月より0.41ポイント下回っているものの、今年度最も数値が低かった6月の有効求人倍率0.85倍から上向いております。全国的に雇用情勢の厳しさが続く中、国、県の各種給付金等による事業継続支援はもとより、これまで本市が実施してまいりました経済対策、事業継続支援が一定の効果をもたらしているものと考えております。

委員からも御紹介がありましたとおり、他都市におきまして新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職を余儀なくされた方等を新たに雇用した場合に、奨励金や支援金等を支給する取組が行われていることは承知しておりますが、自治体によっては、一定期間以上の雇用継続を申請の要件としていることや、事業者においては、奨励金等を活用してもなお、新たに雇用をつくり出すことが困難であるなどの理由により、想定したほどの支給実績にはつながっていないとお伺いしております。

本市における離職者の再就職支援に向けた取組につきましては、地域や職業ごとの求人・求職の動向などの雇用情勢を考慮した上で実施することが効果的と考えており、本市ではハローワークをはじめとする関係機関等と協力し、連携を強化しながら、離職者の早期再就職に向け必要な支援に努めているところであります。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することで、離職者の増加や企業が採用を控える傾向が強まることも想定されますことから、他都市が実施しております奨励金等の支給の取組に係る有効性等の情報収集や国が実施する雇用対策を注視してまいりたいと考えております。

○館山善也委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 大矢委員からの高齢者健康農園の利用料金についての御質疑にお答えいたします。

本市では、高齢者の生きがいづくりや健康増進を図り、介護予防を推進するため、高齢者生きがい事業として、65歳以上の方を対象とした高齢者健康農園を雲谷地区に開設するとともに、農園を閉園する冬期間においては、農園参加者を対象とした体力づくりトレーニングや調理教室の健康講座を青森市シルバー人材センターに委託し、実施しているところであります。

今年度の高齢者健康農園の利用料金につきましては、肥料代、農園の管理に関する消耗品費、傷害保険料等、農園の管理運営に係る経費の一部として、2000円を徴収しているところであります。

本事業は、高齢者の生きがいづくりや健康増進、介護予防を目的に実施している

ことから、より広く、より多くの高齢者に御参加いただくため、平成19年度から利用料金を据え置き、実施してきたところであります。しかしながら、現在の利用料金では本事業の継続が難しくなってきたことから、当該事業を継続し、効率的に実施するため、本年10月、農園参加者にアンケート調査を実施したところであります。この中で、事業実施のための利用料金の改定についても意向を確認したところ、ある程度負担が増えても本事業を継続してほしいとの回答が多くあったところであります。

市といたしましては、このアンケート結果も参考としながら、高齢者の生きがいづくりや健康増進、介護予防に向け、より効果的な事業となるよう、令和3年度の当初予算編成の中で利用料金を含めた事業内容について検討してまいります。

○館山善也委員長 大矢委員。

○大矢保委員 終わります。

○館山善也委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第146号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第157号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計12件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のとおり決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決したいと思います。

それでは、本委員会に付託されました議案第146号「令和2年度青森市一般会計補正予算」から議案第157号「令和2年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計12件についてお諮りいたします。

議案第146号から議案第157号までの計12件については、原案のとおり可決すべきものに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 万徳なお子委員、何号に御異議がありますか。

○万徳なお子委員 議案第146号と議案第147号に異議があります。

○館山善也委員長 ほかに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 それでは、ただいま御異議のありました議案第146号及び議案第147号については、反対が明確な議案でありますので、一括採決したいと思います。

議案第146号及び議案第147号については、原案のとおり可決すべきものと決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○館山善也委員長 起立多数であります。

よって、議案第146号及び議案第147号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第146号及び議案第147号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○館山善也委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第146号及び議案第147号を除く各案件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、2日間にわたり熱心に審査いただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆様におかれましても、誠意ある御答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後3時3分閉会